

総務市民委員会記録

日 時	令和7年3月13日（木）	午前10時01分～午前10時58分 午前11時08分～午後 零時10分 午後 1時07分～午後 2時18分 午後 2時28分～午後 3時56分 午後 4時04分～午後 6時05分
場 所	第2・第3委員会室	
出席委員	◎小川百合子 ○内田 博紀 塚本竜太郎 永山 智仁 福元 愛 矢澤 英雄 山田 一一 若狭 朋広 渡部 和子	
委員外出席者	（傍聴）渡辺 裕二	
欠席議員	なし	
説明のため出席した者	副市長（染谷康則） 危機管理部長（熊井輝夫）次長兼防災安全課長（長妻克典） 危機管理政策課長（五津和則） 総務部長（鈴木 実）行政課長（橋本賢一郎）人事課長（伊藤正則） 給与厚生室長（清水純子）資産管理課長（山岡康宏） 企画部長（小島利夫）経営戦略課長（保木 純） 共生・交流推進センター所長（佐伯淳史）DX推進課長（畝山英晴） 財政部長（中山浩二）次長兼契約課長（恒岡厚志） 次長兼市民税課長（石田 清）財政課長（清水雅晴） 債権管理課長（田崎喜一）債権管理課主査（鈴木秀雄） 広報部長（稲荷田修一）広報広聴課長（真田理江） 市民生活部長（永塚洋一）次長兼市民活動支援課長（橋爪良洋） 市民活動支援課統括リーダー（猪野香織） 市民活動支援課統括リーダー（小林信介） 市民活動支援課主査（徳増 孟）沼南近隣センター所長（稲村 務） スポーツ課長（川口 剛）市民課長（阿部信行） 会計管理者兼会計課長（荒巻幸男） 消防局長（本田鉄二）副局長兼消防職員課長（鈴木 清） 企画総務課長（長田 裕二）消防団課長（島田秀司） 警防課長（木村 厚）火災予防課長（南 利之） 指揮統制課長（吉田哲也） 選挙管理委員会事務局長（関野昌幸） 次長兼指導監査課長（渡邊浩司） 障害福祉課副参事（野村 聡） 環境政策課長（田口 史） その他関係職員	

午前 10 時 1 分開会

○委員長 ただいまから総務市民委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、傍聴についてですが、申出の人数が10人を超えた場合には当委員会室に傍聴者全員が入ることはできません。そこで、当委員会室で傍聴できる方を傍聴受付の先着順としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、傍聴を許可することとし、当委員会室で傍聴する方は傍聴受付の先着順によることとします。委員会室に入室できなかった方につきましては、控室で音声を聞くことができますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付の審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、議案について1件ずつ行います。

委員長から執行部にお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で、必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反問質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際はその旨の発言をしてください。

重ねてお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。また、持込みが認められたタブレット端末及びパソコン以外の電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。また、答弁と関係のない用途でのパソコンの使用は控えていただくとともに、使用の際は打鍵音に注意していただくようお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

議案の審査に当たって、質疑を行う際には、くれぐれも一般質問とならないようお願いいたします。

まず、議案第1区分、議案第43号、令和7年度柏市一般会計予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本議案について質疑があれば、これを許します。

○若狭 ありがとうございます。市民サイドの若狭朋広です。今回もよろしくお願いいたします。毎回発言の機会を一番最初にやらせていただきまして、先輩委員の方々、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

まずは、7年度予算の概要の27ページ、避難所における防災資機材等の整備についてです。こちら4番で災害対策用プライベートルーム2,940万ということで予算つ

けられております。300台購入というふうにあります。こちらこのプライベートルームのほかにパーティション等もあると思いますが、現在の配備の数を教えていただけますでしょうか。

○次長兼防災安全課長　今回プライベートルーム300台につきましては、柏の中央体育館のほうでの利用ということで考えております。各避難所のほうに備蓄しておりますものが台数全体で4,555台、各避難所に20台ずつ配備させていただいております。以上です。

○若狭　ありがとうございます。その4,555台、各20台ずつというのは、パーティションのほうという認識でよろしいでしょうか。

○次長兼防災安全課長　そのとおりでございます。

○若狭　ありがとうございます。たしか令和5年の9月議会でパーティションの購入という議案があって、取得されたと思います。このときに高さが140センチで、ちょっと低過ぎるのではないかと。プライベートな空間が守れないといえますか、上からのぞかれるんじゃないかという話で、今後はせめて180センチ以上のものを購入してほしいという要望をさせていただきました。今回このプライベートルームを購入したという意図、ここをもう一度お聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○次長兼防災安全課長　今まで備えておりましたパーティションにつきましては、周りを取り囲むような壁の部分、それと別建てで屋根の部分という2つの構成要素でパーティションを用意しておりました。今回御用意しておりますプライベートルーム、こちらのほうにつきましては、屋根一体型のものとして300基用意をさせていただくということで考えております。以上です。

○若狭　分かりました。今後もしまた新しく購入していく際は、高さ、あと屋根つきというところで、できるだけ空間が守られるようなものを配備していただきたいというふうにお願いしたいと思います。

続きまして、この防災資機材等の整備というところにちょっと関連してなんですけども、ドローンでの、結構災害、被害状況の把握とか、物資輸送とかというのは最近ドローンを使用するというのが有効だという話もよく聞きまして、柏市はドローンは保有されているんですけど。

○次長兼防災安全課長　消防局のほうに5台御用意させていただいております。

○若狭　ありがとうございます。そしたら、保有されている5台のドローンというのは、どのような機能を持っているものなのかというのを教えていただけますでしょうか、消防局のほうから。

○指揮統制課長　ドローンの性能ですが、赤外線カメラ、あと望遠レンズ等を備えております。あと、雨天時の防水機能も備えております。以上です。

○若狭　ということは、被害状況の把握に使われるというものと認識、というふうに捉えさせていただきます。分かりました。ありがとうございます。

続きまして、同じページの27ページ、隣、感震ブレーカー、この配布・設置事業についてお尋ねいたします。今現在こちら消防局の火災予防課のほうで感震ブレ

一カー設置費用の補助というのを令和6年度、取組でやられていたと思います。今回は設置、配布ってなっていますけども、これまでの補助金制度との違いを教えてくださいませんか。

○次長兼防災安全課長 こちらの事業につきましては、今年度の防災会議のほうでも議題として上げさせていただいたところなんですけど、平成30年度に行いました防災アセス、こちらの中で柏市直下型の地震の想定をしております。その中で延焼被害の検証もいたしまして、その結果南部地域で延焼率30%から40%というちょっと高い数値のほうが連担して出ている地区がございます。その地区に対して何らかの手だてをしていきたいということで、今回設置をしていく、無料配布の設置という形でエリアを手当てしていきたいというふうに考えております。以上です。

○若狭 それは、住民の方からの申請があつてというようなことでしょうか。ちょっと流れを教えてくださいませんか。

○次長兼防災安全課長 令和5年度のかずミーティング、市長のミーティングの中で、南部の地域の方からちょっとそういう延焼率の高いエリアが南部地域に固まっているということの御質問をいただいたところがございます。そんな中で何かしらの対策をしていかなければいけないであろうということで、今回予算化をさせていただく運びになりました。以上です。

○若狭 そしたら、申請ということではなく、地図の赤くなっている部分のエリアに対して配布しますよという、そういう認識で間違いないですか。

○次長兼防災安全課長 配布だけですと、設置がなされて初めて意味が出てまいりますんで、配布の後設置というところで、柏市のほうで設置までを一連で考えております。その対象なんですけど、1件ずつを全てに当たっていくというのはなかなか厳しいことになりますので、町会を通じてそういったところの発信をして、周知を図って、皆様個人個人からの申請を受け付けていきたいなというふうに考えております。以上です。

○若狭 ありがとうございます。非常に重要な取組ですし、まずは南部のところから始まったということで評価できると思っていますんで、ぜひこれは、延焼率のところもありますけども、今後柏市全体に必要なことだと思いますので、できるだけ拡充していくというふうな方向で考えていただければと思います。この申請の際なんですけども、現在の補助金制度の申請の流れが、結構手続が手間がかかるといいますか、そういう声を聞きまして、まずは感震ブレーカーを購入したら、レシートを添付して申請を出します。出した後、審査後通知が市から届く。その後また報告書を出さなきゃいけないんですよ、現在。そこが結構手間で、なかなか申請しづらいというような声もありまして、ここの流れをできるだけ簡素化していただければなというところがありますけども、この辺についてはいかがでしょうか。

○次長兼防災安全課長 まず、電子申請を受け付けられるようにということで、L o G o フォームのほうの検討を進めていきたいというふうに考えております。こちらの中で申請いただきますと、そういったやり取りのほうが大分簡素化できるんで

ないかなというふうに考えております。また、電子申請に対応ちょっとできないよという方についても、紙での申請等も併せて受け付けていくというようなことも考えていきたいというふうに考えております。

○若狭 分かりました。ありがとうございます。この申請に関しては、今自転車のヘルメットもあるじゃないですか。これも結構煩わしいという話があって、なかなか進まないという話もありまして、自転車のヘルメットについては、これについては今って申請の流れはどんな感じですか。領収書を添付して申請出せば補助の金額が下りる、そんな流れになっていますでしょうか。

○次長兼防災安全課長 まず、申請の条件として市税の滞納がないことという条件がございますので、その事前審査というのは必ずやらなければいけないかなというところで一手間ちょっとあるということになります。基本的にはその審査を受けた後はL o G oフォームで申請いただいたもの、添付していただいている書類が全てそろっているという前提に立てば、回数は少なくすると。その辺がちょっと不具合があって、まだちゃんと提出されていないというようなことだと、何回かやり取りをさせていただく必要があるということになります。以上です。

○若狭 分かりました。不具合があれば、それはやり取りはしなきゃいけないというところは仕方ないことだと思いますので、申請下りた後にまた報告書とかという、ヘルメットはないんですけど、そういう流れとかができるだけ手間がかからないほうが市民にとってはありがたいのかなというふうに考えております。分かりました。ありがとうございます。

では、次なんですけど、この概要の今度は28ページ、消防団の処遇改善ですね。ここは議案にも上がってはいるんですけど、ちょっとこちらでお話しさせていただくと、消防団なんですけど、今って大船渡市の山火事とか各地で山火事が起きていると思いますので、大船渡市は消防団が撤退したという話も記事で読みました。柏市で山火事というのはちょっと考えづらいのかもしれないんですけども、消防局のほうにお聞きします。こういう自然的、山火事が起きそうなところって柏市って考えられるのでしょうか。

○参事兼消防団課長 旧沼南地域のほうですと山林とかありますので、水利がちょっと少ないということで、消防団の活動が重要になってくると思っております。以上です。

○若狭 もし仮にそういった、山火事でなくても大規模な火災が起きたときって消防団を撤退させるというのは判断の基準みたいなものってあるんでしょうか。

○消防局長 消防団はふだんわりわいいと思いますか、仕事を持っていらっしゃいますので、何日にもわたる活動というのは当然できないのかなというふうに思います。そういったことで撤退をさせているのかなと思います。職員であれば、交代で24時間ずっと活動できますので、そういった意味で撤退したのかなというふうに理解をしております。以上です。

○若狭 分かりました。御回答ありがとうございます。

では、次なんです、今度はちょっと分厚いほうの予算の説明書のほうの122ページでございます。多文化共生推進事業についてですね。こちら今回予算が509万9,000円ついてます。令和6年度はこの予算が32万3,000円だったんですけども、委託料というのが大きく上がっています。これは、具体的にどんな施策でしょうか。

○共生・交流推進センター所長 こちらにつきましては、来年度から予算につきましてそれまで広報広聴課のほうでついていたものを、外国人相談窓口ということになりますので、こちらの国際交流推進事業を担当している共生・交流推進センターのほうに移管したということになります。そこの外国人の相談員さんの方の委託料という形で計上させていただいているところです。以上でございます。

○若狭 分かりました。ありがとうございます。

次に、この予算に関する説明書126ページです。庁舎維持管理業務ですね。ここに、ちょっと細かいんですけど、プロポーザル選定委員報酬というのが計上されているんですけども、令和6年度ってなかったんですけど、これは庁舎管理業務委託、先の何か更新の時期なのか、そういった意図があるんでしょうか。ちょっと分からなくて、すみません。

○資産管理課長 こちら126ページのプロポーザル選定委員報酬のプロポーザル選定委員会というのは、3年間を委託契約期間とします庁舎管理、清掃ですとか受付業務ですとか、そういうものを含めた委託業務は3年に1回のプロポーザル選定委員会を行いますので、来年度はこのプロポーザルの選定委員会に係る委員報酬がかかるという意味になります。以上です。

○若狭 分かりました。ありがとうございます。同じように広報活動事業とか、戸籍住民基本台帳の事務事業にもプロポーザル選定委員って載ってましたので、そういう意図だと。分かりました。勉強になります。ありがとうございます。すみません。

では、同じ予算に関する説明書の137ページです。今回広報の戦略事業でシティープロモーションの強化としてシティープロモーション課ができるということで予算がついています。ここは目的、この内容のほうどういったものなのかというのを教えていただけますでしょうか。

○広報広聴課長 シティープロモーション課につきましては、今後市内外に向けてより市の魅力を発信していくところを強化するということで、専門部署ということで、現在の広報広聴課から分離するような、分離、独立するような形で設置を予定しております。主に外へ向け、市外へ向けてのプロモーションを中心に行っていく予定です。

○若狭 分かりました。ありがとうございます。地域ブランディング担当が担っている業務というのが大きく課になっていくというような認識で問題ないでしょうか。あと、何人配置されるのかということも教えていただけますでしょうか。

○広報広聴課長 現在の広報広聴課のブランディング担当とフィルムコミッションの担当がこちらのシティープロモーション課になる予定です。人数としては、定数

が7名の予定です。以上です。

○若狭 分かりました。ありがとうございます。

では、ちょっと概要のほうに戻るんですけども、概要のほうの35ページです。上のほうに防災、女性特有の課題に対応した防災資機材の配備ということで447万1,000円の予算ということで、こちらは令和5年度の決算審査の際に要望させていただいた項目だと思います。取り入れていただきましてありがとうございます。この配備する予定の備品や資機材の種類と数などもし分かりましたら、教えていただけますでしょうか。

○次長兼防災安全課長 体拭きシート60パックを112か所の避難所に配置していきます。それと、ミルク、離乳食、こちらのほうの配備も入替えで行っていききたいというふうに考えております。以上です。

○若狭 分かりました。ちなみになんですけど、生理用品なんかの購入とか、そういった配備って今あるんでしょうか。

○次長兼防災安全課長 既に令和6年度をもちまして全ての予定数の備蓄が完了しているというところになります。

○若狭 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、同じ概要の同じページ、35ページの一番下、スポーツ課のナイトプール事業です。こちらに予算が351万3,000円ございます。試行ということで書いていますが、まず目的等お聞かせいただけますでしょうか。

○スポーツ課長 こちらの事業ですけれども、猛暑対策というところも一つ狙いがございまして、昼間の猛暑のときにプールに入りづらいというような声もいただいたところもございしますので、昨年の夏にも指定管理者の実施事業という形で実施をしていただいたところですけども、来年度につきましては市の事業としてナイトプール、夜間の市民プールの開放を実施するというものです。以上です。

○若狭 分かりました。そうすると、委託先は今の指定管理者に同じくお願いするということでしょうか。

○スポーツ課長 委員おっしゃるとおりでございます。以上です。

○若狭 この試行するプールというのは、どちらのプールになりますでしょうか。

○スポーツ課長 2か所予定しておりまして、西口第一公園のプールで1つ、それから逆井の市民プールの2か所となっております。以上です。

○若狭 分かりました。ありがとうございます。結構ナイトプールは通常の監視業務、安全を守るのが昼とまた違うと思いますので、安全に配慮して取り組んでいただければと思います。

続きまして、予算に関する説明書、またちょっと分厚いほうになります。156ページです。交通安全啓発指導事業、こちらの交通安全指導員報酬というのが金額が令和6年に対して結構上がっているんですけども、今回250万5,000円で、令和6年は138万4,000円なんですね。この原因というのは、何か人員が増えたとか、そういうことでしょうか。

○次長兼防災安全課長 こちら現在1名体制のものを2名にするということで、増額となっております。以上です。

○若狭 分かりました。ありがとうございます。

同じくこの予算に関する説明書159ページです。こちらの防災訓練の実施等予防知識の普及、こちらも増額されています。委託料の除草委託というのが入っているんですけども、これはどこの除草をするものでしょうか。

○次長兼防災安全課長 こちら屋外における総合防災訓練の想定をしておりますので、その際グラウンドの除草をするということで計上のほうさせていただいております。以上です。

○若狭 分かりました。予算については私からは以上です。ありがとうございます。

○矢澤 じゃ、お願いします。それでは最初に、この予算説明書120ページ、平和啓発事業について伺います。予算は75万7,000円となっておりますが、去年は1,179万2,000円、100万円以上も減額されたのはどうしてでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 今年度につきましては、平和都市宣言40周年記念事業といたしまして、中学生の広島派遣を実施しております。その分が増額している形となっております。以上でございます。

○矢澤 今年度は、派遣があったということなんですけれども、この中には平和展の実施委託として52万6,000円、去年は139万だったけど、この平和展の実施委託の中にそれが入っているわけでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 52万につきましては、来年度戦後80周年を迎えるということになりますので、そういったところのテーマに合わせた催物等を実施していきたいと考えております。以上でございます。

○矢澤 でも、大分これ予算が減っているというのは、非常に気になりました。今戦後80年のことを言われましたけれども、ウクライナとかイスラエルの問題とか、あとノーベル平和賞をいただいたことだとか、そういうことがあるんで、今年は80年ということで、やっぱりこの予算の議論の中で新たな取組というか、そういうふうな節目のことを考えて、新たな取組という、そういう議論は行われなかったんでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 議論と申しますか、毎年度テーマを決めて、平和の関係の催物等を実施しておりますので、それに従いまして実施していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○矢澤 今言ったんですけども、平和に関する予算の在り方で市の平和に対する姿勢というのがはかれることになりますので、ぜひやっぱり今年はそういう年だということの認識、深めていただければと思います。

次に、説明書135ページの職員の健康管理事業について伺います。年間通じて病休者とか休職者というのは、何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○人事課長 年間の病休者の数ですけれども、本年度は60名程度の職員が30日以上のお休みということで取っております。以上です。

○矢澤 60名、これ主に休みを取る、30日以上って言いましたけども、長期のお休みを取る病休者の休む原因というのは、主にどんなものでしょうか。

○人事課長 メンタル疾患が過半数を占めております。以上です。

○矢澤 分かりました。やっぱりメンタル、対人関係とか職場の中の問題とかいろいろあるのかもしれませんが。部署によって多い、少ない、そういうのはあるんでしょうか。

○人事課長 特段部署によって偏り等はございません。人数の多い部署が多くなっているということで認識しております。以上です。

○矢澤 学校ですと今教員の未配置というのがすごく大問題になっているんですけども、休みに入った職員がいた場合、代替りの人の配置というのはどのようになっているんでしょうか。

○人事課長 1か月以上の休みになった場合には、人事課のほうで会計年度任用職員の予算持っておりますので、所属の状況に応じて、また希望に応じて配置をしているところです。以上です。

○矢澤 これ配置は希望によって決まるんでしょうか。

○人事課長 例えば一、二か月の休みであった場合に新しく会計年度任用職員の方を入れて、また仕事を割り振って、仕事を教えてという、そういったこともありますので、所属の状況に応じて、また繁忙期とか、そういうのもありますので、所属が必要とした場合には配置しているということになります。以上です。

○矢澤 基本は健康を崩さないような勤務環境をつくるということが基本だと思うんですけども、やっぱりそういう意味でも関係部署と協力して、健康害さないような体制を取っていただければと思います。

関係して、124ページに会計年度任用職員の管理事務があるんですけども、会計年度職員の健康管理というのは、どのように行っているんでしょうか。これ正規職員と同じなんでしょうか。

○給与厚生室長 会計年度任用職員は、週当たりの時間数が少ない職員もおりますので、そういった条件によって一部対象外はいるんですけども、基本的には正職員と同じように健康診断ですとかストレスチェックですとか、あとは産業医の面談ですとか、正職員と同じように健康管理、職員の支援のほうを行っております。以上です。

○矢澤 じゃ、同じこの予算の中に会計年度任用職員の健康管理の分をきちんと位置づけられているということでよろしいでしょうか。

○給与厚生室長 委員がおっしゃるとおりです。

○矢澤 分かりました。健康管理に関わって、昨年12月17日に国家公務員の育児休業法、これ改正されまして、会計年度任用職員が病休も給与面で有給というふうになったんですけども、総務省は昨年12月2日付で地方自治体にも対応するように通知出していると思うんですが、確認されているでしょうか。

○人事課長 柏市におきましても、令和7年4月から有給で病気休暇を制度化する

予定です。以上です。

○矢澤 新年度からということですが、これ職員への周知というのはどのように行うわけですか。

○人事課長 全庁掲示板ですとか、そういったことを通じてきちんと周知していきたいと考えております。以上です。

○矢澤 では、予算案にもこれ反映させているということでしょうか。

○人事課長 直接物すごく会計年度任用職員さんの賃金を特別上乘せするというようなことはしておりませんが、全体の予算の中でやりくりはできるのかなというふうに思っております。以上です。

○矢澤 ちなみに、正規職員と会計年度任用職員の比率というのは、本市の場合どうなっているのでしょうか。

○人事課長 おおむね3,000人程度で1対1、正規職員さん約3,000人、会計年度任用職員約3,000人となっております。以上です。

○矢澤 ということは、半数は会計年度任用職員だというふうなことだと思いますが、会計年度任用職員の男女の比率というのはこれ分かりますか。

○人事課長 ちょっと今正確な数字手元にはないんですけれども、女性のほうが多いというふうに認識しております。以上です。

○矢澤 では、また後でちょっと正確な数字を教えていただければと思います。会計年度任用職員について、国が公募によらない採用の上限回数、これ原則2回までという制限を削除したんですけれども、これ総務省から通知も来たと思いますが、柏市はどのように対応するのでしょうか。

○人事課長 令和6年の6月に国のほうから、おっしゃるとおり、取扱いが変わったということで通知がございまして、柏市におきましては本年度会計年度任用職員制度によって任用してから5年が経過するということで一斉公募を予定しておりましたが、一旦見送りということで、そういうことで決定いたしました。来年度以降につきましては、国の扱いや他の自治体の動きを参考にしながら、慎重に検討してまいりたいと思っております。以上です。

○矢澤 分かりました。ということは、これまでの会計年度任用職員が昨年度から今年度に移るときと同じような形での採用が行われるなというふうに思います。本来正規とすべきところを安い会計年度任用職員で働いてもらっているんで、状況を少しでも改善するためにちょっと頑張っていただければと思います。

次、137ページ、広報活動のことについて伺います。委託料として7,950万6,000円ということで計上されていて、その中に広報かしわの編集委託もあります。広報に対する意見というのは、いろんな意見があると思うんですけれども、これ改善する意見というのはどのようにして反映されるのか。また、市民に対して広報の改善についての意見とか、そういうのはどうやって求めているのでしょうか。

○広報広聴課長 こちら広報かしわにつきましては、年に2回程度紙面の上で読者のアンケートを行っております。この中でよく読むコーナーですとか御意見もいた

だいております。あわせて、毎月のプレゼント企画になりますけれども、こちらに御応募いただく際にもいろいろな御意見をお寄せいただいておりますので、そういったものは全て集計をして、担当のほうで随時検討を行っております。以上です。

○矢澤 分かりました。一般質問でも話題になったんですけども、パブリックコメントでQRコードつけるとかというようなことも含めて、市民が親しめる広報にしていきたいと思います。

次、予算に関する説明書145ページ、情報化推進事業について伺います。10億9,600万円、多い金額の予算なんですけども、ガバメントクラウド運用管理補助委託というふうなことで出ていますけども、ガバメントクラウド、これ柏市が対応している企業というのはどちらですか。

○D X 推進課長 柏市は、アマゾンのガバメントクラウドを採用することとなっております。以上です。

○矢澤 このガバメントクラウドに関する予算、今回のこの予算書なんですけども、この中にある予算は、様々なところにあると思うんですけども、いわゆるガバメントクラウドに関わる予算全体で幾らになりますか。

○D X 推進課長 当課以外にもあるんですけども、1億3,000万円ぐらいになります。以上です。

○矢澤 1億3,000万円、これ先ほど言ったアマゾンに対して支払うものも含まれていますか。

○D X 推進課長 アマゾンに対して支払うのが1,100万円くらいです。残りの約2,000万円がいわゆる日本のシステム業者さんのほうに支払うお金となります。以上です。

○矢澤 このガバメントクラウド、計画から言われて、標準化ということでやってきたと思うんですけども、これの標準化を進める、7年度までに全部やれというふうな形でできていると思うんですけども、標準化全体に関わる経費というのは、これは幾らになっているのでしょうか。

○D X 推進課長 令和4年度から令和7年度で終わりなんですけれども、4年間で約3億6,000万円となっております。以上です。

○矢澤 その3億6,000万円というのは、先ほど言った1億3,000万円、今回の予算、これも含めてですか、それともこれとは別に、これまずやってきたのが3億6,000万円ということでしょうか。

○D X 推進課長 先ほどの1億3,000万円というのは入っておりません。それ以外で、ガバメントクラウド以外で3億6,000万円かかっているということになります。

○矢澤 じゃ、ほぼ5億円近いお金がここに使われているということだと思います。これ随分高い金額だなと思うんですけども、これはこれまでの取組の中でこれを変えることによって、私全体で国がやるということで経費削減とかいうふうなこともあったんじゃないかと思っていたんですけども、実際に今まで使われてきた負担、これは当初もクラウドを使っていたと思うんですが、別のクラウドで、経費として

はこれは負担軽減になっているのでしょうか。

○D X 推進課長 まず、これまでかかっていた3億6,000万円というのは、全て国のほうの100%補助があるので、市の実質的な負担はありません。職員の人件費はかかっております。それとあと、今後標準化のほうに令和7年度に移行しますけれども、標準化のやる前の令和5年度とそれ以降を比較したときに全体の金額では1.3倍ほど高くなる見込みとなっております。以上です。

○矢澤 残念ながら国の標準化ということでやってきたことで、市の負担としては1.3倍になったというのが現実だということです。25年度中、つまり来年度中に20の業務中全て移行しろというふうな形になっているようですけども、これは柏市としては20業務、これ何業務移行ができるのでしょうか。

○D X 推進課長 20業務全て移行する予定となっております。以上です。

○矢澤 自治体によってはなかなかそれが難しいと言っている自治体もあるようなんですけども、無理に例えばやろうとすると後で不具合だとかいろんな問題が起こる危険があるんじゃないかと心配しちゃうんですけども、その辺は大丈夫でしょうか。

○D X 推進課長 我々も今回の標準化に伴って一番重要視しているのが安全な移行、移行時にトラブルを起こさない、市民サービスに影響を来さないということを第一の目標にやっております。そのため、令和4年度から、実質的には3年度ですけども、全庁を巻き込んで準備をしてまいりました。幸いシステム業者さんの協力もありまして、一応令和7年度に全て完了する。5月以降から順次移行していく予定となっております。以上です。

○矢澤 分かりました。20業務全部が移管されるということですけども、それ以外の業務もあるんじゃないかと思うんですけども、これ20業務以外はどうなるのでしょうか。

○D X 推進課長 20業務に関連しているシステムについては、標準化の対象ではないんですけども、先ほど御質問のありましたガバメントクラウドのほうにそのシステムを持って行って、運用するシステムもございます。ガバメントクラウドに持っていないで、まだ柏市のほうで独自で運用するシステムもございます。2通りに分かれるということになります。以上です。

○矢澤 そうすると、何か二重対応になって、職員の事務が増えるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○D X 推進課長 ガバメントクラウドと柏市独自の2つになったからといって、システムの運用に関しての職員の負担のほうは特に増えるものではないと考えております。以上です。

○矢澤 いろいろ聞いてみると、このガバメントクラウドで、国の言うところでここに全部集めるといことなんですけども、これで市独自の施策というか、それが後退するんじゃないかなという声もあるんですけども、その辺はどうですか。

○D X 推進課長 ガバメントクラウドに移行したからといって、特に市が何かをや

りづらくなるといったようなことはないと認識しております。以上です。

○矢澤 分かりました。これ柏の場合はアマゾンというところなんですけれども、これ以外にもグーグルとかマイクロソフトとか何かあるって聞いているんですけれども、圧倒的にシェアが90%以上はアマゾンだというふうに聞いているんですね。ほとんど独占してしまっているところに置くことのちょっと心配さというのは私は感じているんですけれども、またグーグルにしてもマイクロソフトにしてもアマゾンにしても全部アメリカの企業なんですけれども、アメリカにはクラウド法というのがあって、いわゆるアメリカ政府は自分の国の企業が持っているデータ、それは提供を強制できるというふうなのがクラウド法ということなんだけれども、そうすると日本でやったものが、柏もそうなんだけれども、全部個人情報も含めてちょっと危険にさらされるんじゃないかなという不安があるんですけれども、このことについてはどうですか。

○D X 推進課長 アメリカのクラウド法のガバメントクラウドに関しましては、クラウド法の適用外とまずなるということで、日本政府のほうは各、アマゾンはじめとしたところと直接契約をしております。また、アマゾンのデータセンター、世界中にありますけれども、データセンターについては日本国、ガバメントクラウドに関しては日本国内に限定されているということで、安全性は保たれていると考えております。以上です。

○矢澤 分かりました。あと、国が主導してやっているんですけども、国がこのガバメントクラウドの中で個別の領域、つまり柏市とか、個別の領域にアクセスできるということはあるんでしょうか。

○D X 推進課長 そういったことはない。国は契約という、デジタル庁が契約しているだけです。あくまでも柏市の領域に関しては柏市の権限しか及ばないような仕組みになっております。以上です。

○矢澤 分かりました。あと、今データセンターの問題が柏でも去年かおとしから大きく問題になったことがあるんですけれども、各地でデータセンターが造られていて、地元といろいろもめたりするようなことって起こっているんですけれども、各地に柏も含めて建てられているデータセンターと今回のガバメントクラウド、これが進められていることとは関係性あるんでしょうか。

○D X 推進課長 世の中の、社会的にクラウドは進んでいますので、日本各地にデータセンターが設置されているというのは、関係があるかとは思いますが。県内にも印西とか白井とか、比較的地盤がいいとされているところに最近できていますけれども、アマゾンのデータセンターもそちらにありますので、もしかしたら柏市のデータもその辺りに実態としてはあるかもしれないと考えられます。以上です。

○矢澤 今言われたように、あるかもしれないということは柏市のデータというのはどこのデータセンターに保存されているかどうかというのは分からないわけですか。

○D X 推進課長 まだ柏市のほうでまずアマゾンのウェブ……AWSってアマゾン

のデータセンターですね。クラウドサービスが実際に具体的にどこのデータセンターでやっているかということは、そもそも公表されておられません。公表されていないんですけれども、いわゆるアマゾンの用語でいうと東京リージョンとって、神奈川、東京、あと千葉の、先ほど印西も含めた東京の複数あるデータセンターのところで保管していますよというようなことは分かっておりますので、柏の情報は東京の県内のどこかにあるということになります。以上です。

○矢澤 分かりました。この中身については、情報漏えいも含めた、また個人情報の保護の問題と、こういうことも含めたりすることで非常に危惧を抱いている、そういう予算だと私思っています。

次、参議院選挙費用、予算に関する説明書の187ページの参議院選挙費用について伺います。今回の予算の中で、投票率を高めるための新たな施策というのはあるのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 基本的には、啓発プラス投票環境の充実ということで、期日前投票所を充実させるということで、3か所の場所については期日前投票、本庁、ららぽ、アリオについては終日開所すると。あと、商業施設等については8日間という形で、そういった形で投票環境の向上を図っているところでございます。以上です。

○矢澤 共通投票所については、検討は行われたのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 共通投票所の他市の状況のお話を聞いたりとか、そういった形で情報収集とか、そういう形ではしているところでございます。以上です。

○矢澤 今他市の状況調査という話があったんですけども、どちらの自治体で、なぜ共通投票所を行っているかという理由とか、そういうのは聞いたのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 お聞きしたのは、人口規模が比較的近い函館市と豊田市にお電話でお聞きしたと。

○矢澤 中身。

○選挙管理委員会事務局長 一応投票環境の向上ということで、そういう形で実施したということでお聞きしております。以上です。

○矢澤 柏市で心配している通信環境とか、いわゆる心配しているところがあったと思います。そういうことについて実施している自治体からは伺ったのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 やはり豊田市とか函館市は1か所とか2か所とか、そういった形で数か所設置しているということで、やはり1件ごとに投票がある、1件ごとに一応確認作業するというので、そういう手間が発生しているというような中身については聞いているところでございます。以上です。

○矢澤 確かに投票率なかなか上がらないというふうなことから、選挙のものによっては20%台なんてとんでもない数字が出ることもあるんで、ぜひ投票率向上するためにあらゆる努力をしていただきたいというふうに思います。以上です。

○人事課長 先ほどお答えできませんでした会計年度任用職員の男女比率です。トータル3,000人のうち女性が約2,500人いらっしゃいますので、80%以上が女性とい

う状況です。以上です。

○矢澤 分かりました。ちょっと驚きというふうなことだけ伝えておきます。

○委員長 では、ここで暫時休憩をしたいと思います。

午前 10 時 58 分休憩

○

午前 11 時 8 分開議

○委員長 では、皆様お集まりのようなので、休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。

○永山 みらい民主かしわ、永山でございます。数点お伺いします。まず、概要の 26 ページのトイレカー、水循環型手洗いスタンドの導入について、トイレカーは消防局で使うということでしたが、手洗いスタンドはどこかで日常常用する予定はあるのでしょうか。

○次長兼防災安全課長 こちらの手洗いスタンドにつきましては、市の建物の中で利用者の多いところを想定して配置のほう、ふだん使いでしていきたいというふうに考えております。以上です。

○永山 災害のときは、持ち運ぶような想定でいらっしゃるのでしょうか。

○次長兼防災安全課長 災害のときにも自由度が利きますので、災害の状況に合わせた配置というのも可能であると考えております。以上です。

○永山 じゃ、場合によっては市役所に置いたままにしたり、場合によっては持ち運んだりというようなことで捉えました。ありがとうございます。

次のページです。防災資機材等の整備で③、電気自動車の計画的配備、これ去年からおとしぐらいから始まっていると思うんですが、配備状況、順調にいつているかどうか教えてください。

○資産管理課長 電気自動車の計画的な配備については、当初の予定どおり令和 12 年度までに一元管理しております 250 台ほどの公用車を全て、100% 電動車化する予定で進んでおります。以上です。

○永山 計画の進捗は順調ですか。具体的に今何%ぐらいという数字があれば、教えてください。

○資産管理課長 令和 6 年の状況で 79 台まで配備が終わってしまして、パーセントとしては 29% になっております。以上です。

○永山 ありがとうございます。比較的順調ということで、引き続き進めていただければと思います。

次の隣のページ、感震ブレーカーのことを少しお伺いします。多分耐用年数がこれ感震ブレーカーって 10 年ぐらいだと思うんですが、初期消火を抑えるという意味では消火器という選択肢もあると思いますが、そういう中で今回は感震ブレーカーということで進めていただきたいと思うんですが、ちょっと消火器とかの配備とかについて、もし今の段階でお考えがあれば、お聞かせください。

○次長兼防災安全課長 今回こちらの感震ブレーカーにつきましては、まず通電火

災を予防するという目的で普及促進を図りたいと思って、事業化をさせていただいております。また、今委員申出の消火器につきましては、実際に火が出ているというほうの火災になろうかと思しますので、そちらについてはちょっと私のほうからではなく、お話をいただきたい。

○火災予防課長 消火器については配置の予定はございませんけれども、感震ブレーカーについては、令和2年度から行っております3,000円の補助事業については継続で行っております。以上でございます。

○永山 目的は、通電火災を防止するとか初期消火とかあると思うんですけど、やっぱり延焼しないようにという意味では何かどっちも有効かなと思いますので、両面で今後御検討いただきたいなと思って、すみません、少し触れさせていただきました。よろしくお願いします。

すみません。最後1点、物価高騰対応地方創生臨時交付金の全体のことをお伺いしたいんですが、7億8,000万ぐらい交付があると思うんですけども、そのうち水道料金の基本免除と給食費の助成で6億7,000万ぐらい使うということで、すみません、私の勉強不足で申し訳ないですけど、残りはどういうふうに使われるかというのをちょっと教えていただけますでしょうか。

○財政課長 物価高騰対策の事業につきましては、今回国のほうから示されました推奨事業メニューの枠といたしまして、約6億7,500万円が示されました。ですので、活用できる枠としましてはこちらの金額になりまして、一方で実施する事業につきましては、ただいまお話しいただきました水道料金の基本料金免除、また給食費の助成、こちらの事業合わせまして約7億2,200万円になりまして、今回の当初予算の計上をもって配分された推奨事業メニューの枠については全て活用させていただくという形になってございます。以上になります。

○永山 御説明ありがとうございます。私からは以上になります。

○委員長 ほかにございませんか。（「すみません。1つ言い忘れたことがあるんですけど、もう駄目ですか。大丈夫ですか」と呼ぶ者あり）大丈夫です。

○若狭 すみません。感震ブレーカーのことでちょっと確認し忘れたことがあります。失礼しました。今お話聞いていると、今回配置設置事業、南部のほうにしていくというのは、これは防災安全課のほうでやりますと。補助金のほうは、現在消防局のほうで引き続き令和7年度もやるという答弁がありました。先ほど手続が非常に、報告書を出すというのが大変だという話をしたんですけども、この報告書を提出しなければいけない理由というのをお聞かせいただけますでしょうか。

○火災予防課長 これに関しましては、3,000円上限の補助事業でございまして、指定口座、口座を出していただく関係がございますので、そちらがちょっと煩雑な、大変な状況になっているといふところなんですけれども、今電子化とかいろんなところも考えられておりまして、なるべくお手間を取らせないような形で考えております。以上でございます。

○若狭 口座情報を申請の際に書いて出しています。その後審査を受けて、通知が

来ました。補助金の決定通知書というのが本人に届きますと。そこで振込がなされればオーケーなのかなって思っていて、その後の報告書、この提出が大変といいますか、令和2年度から始まったということで、ここをもし何かやらなくてもいいような仕組みにしていいただければなということで、ちょっと要望だけさせていただきます。

あと、最後1点だけ、現在の申請状況、令和6年度で今何件補助金の申請はあるんでしょうか。

○火災予防課長 感震ブレーカー補助事業の申請状況ですけれども、今131件、令和6年度になります。以上です。

○若狭 分かりました。ありがとうございます。こちらもすごく需要はあると思いますので、市民の皆さんにもできるだけ発信して、利用して、促進していただければと思います。ありがとうございました。以上です。

○渡部 よろしくお願いいたします。じゃ、私も概要のところでは税収全体のことなんですけれども、臨時財政対策債が今回からなくなったということで、地方交付税と臨時財政対策債との比較のところではマイナス2.9%になっています。臨時財政対策債を発行しなくなったというのは、私はいいいことだと思っていますけれども、その主な要因と、このマイナス2.9%、これは柏市全体の予算に関しては影響を及ぼすものなのかどうか伺います。

○財政課長 臨時財政対策債、今回令和7年度予算計上がないというところの理由ということなんですけれども、地方交付税及び臨時財政対策債の件につきましては、例年地方財政計画というところで毎年年末に次年度のものが示されますけれども、地方の収支の不足分に対して財源措置、交付税、通常は普通交付税という形で財源措置されます。これまでは、平成13年度以降になりますけれども、国のほうで地方交付税として配分する原資、こちらを全額確保できなかったというところがありまして、一部について地方が一旦借入れを行って財源を賄う、臨時財政対策債を発行して賄うという形が取られておりました。しかしながら、令和7年度につきましては、年末に示されました地方財政計画におきまして国のほうで次年度見込まれる地方交付税の原資が全額確保できる見通しになりましたということが示されましたので、今回令和7年度では、臨時財政対策債の計上と予算計上というのは行っていないというところでございます。

また、臨時財政対策債がなくなったことによる影響ということなんですけれども、こちらにつきましては一般財源、地方普通交付税、また臨時財政対策債、一般財源でありますけれども、そのほか市税の伸び等も含めまして財源確保して、予算のほう組ませていただきましたので、そちらのほうは影響のないような形で予算の編成をさせていただいたところでございます。以上になります。

○渡部 国も税収が増えて、柏市も税収が伸びて、一般会計予算も過去最高になったと。それは恐らく経済が回復していて、経済状況が改善しているんだということがもしかしたら根底にあるのかな。国も柏市もあるんでしょうか。

○財政課長 やはり経済のほうが緩やかに回復基調にあるということは一般的に言われておりますけれども、税収のほうも柏市のほうでいいますと、令和7年度予算でいいますと、8.2%の増ですとかいう形で歳入のほう伸びを見せる形を見込んでおりますので、やはり景気のほうの回復があるという状況にありまして、国のほうも地方交付税の原資を確保できたり、あとは地方で見込まれる、ちょっと先ほどと繰り返しになりますけれども、地方の税収不足の見込みも少し縮小するというような形に全体的になっているというふうに考えているところでございます。以上になります。

○渡部 恐らく市民の生活の実態からすると、多分乖離があるなって非常に思うわけですね。物価が非常に高騰して、賃金についても年金についても物価高騰まで追いつかない。そういう下で柏市がどこに重点を置いて予算を編成するのかということは、本当に市民の暮らしを守る上で一番重要なことになると思います。そういう点では、本当にそういう予算編成になっているのかなということについては疑問を持ちつつ、別な質問に入りたいと思います。

概要版でいいますと5ページにあります基金のことです。基金ももちろん必要な財源ですけども、基金を積み立てることが目的になってはならないと思っています。それで、柏市の基金の状況を見たときに、やはりこれほどまでに基金を積み上げる必要があるのかなという疑問をまず持っています。それぞれ、特に財政調整基金ですとか、都市整備基金、これはそごうの買取りなどのために増やしているんだと思いますけども、財政調整基金をここまで積み立てる必要があるのかなと。柏市としての、国から示されている標準財政の1割とかいうの、そうではなく、柏市としてこの財政調整基金についてはどのくらいが適正規模だというふうにお考えなんでしょうか。

○財政課長 財政調整基金につきましては、やはり一般的に言われているとおり、標準財政規模の10%程度、こちらを残高として保有するのが適切というふうに言われております。実際のところ、予算ベースにはなりますけれども、令和7年度末の見込みでいいますと、財政調整基金残高見込み約105億円になります。標準財政規模、令和7年度、どのようになるかというのはこれから具体的には算定いたしますが、試算をいたしましたところ約930億から40億程度になりますので、その10%というところでいきますと90億から100億程度という形になります。ですので、おおむね10%程度を確保できる見通しというところで立てておりますけれども、やはり一般的に言われているとおり、10%程度を残高確保しながら財政運営していきたいというふうに考えているところでございます。以上になります。

○渡部 例えば何億も違えば、市民要求実現の予算って生み出せるんですね。10%にこだわるという必要はないと思いますし、それが法的に義務づけられていることでもないと思います。それで次に、都市整備基金なんですけども、都市整備基金については、柏市としてはこの目標を持って基金を積み立てていくんでしょうか。

○財政課長 都市整備基金についてですが、積み立てる目標というものの、具体的に

幾らと定めているものはございません。しかしながら、当面、御存じのとおり、そごうの跡地を購入するための財源として都市整備基金は活用していくという考えでございます。そごうの跡地購入につきましては、令和7年度予算編成をした後、令和8年度も支出予定でございます。金額にして66億円になります。都市整備基金につきましては、令和7年度末、これ予算ベースでの話になりますけれども、残高約48億円というところになりますので、備えとして残高確保をさらにしなければいけないという状況でございます。したがって、積立てを行う予定でございますけれども、具体的には今回議案で提出させていただいております土地開発公社の解散、こちら予定しておりますが、土地開発公社解散いたしますと約30億円の残余財産でございます。こちらは、一般会計のほうで受け入れるという形になりますけれども、その30億円、一般会計で受け入れた後は、都市整備基金への積立てということを考えております。したがって、48億円の残高見込みと30億円の積立て、これで78億円が確保できますので、こちらでそごうの跡地の購入というのは対応できるようにしていきたいというふうに考えております。以上になります。

○渡部 私どもは、そごうの跡地購入には反対をいたしました。そういうことが優先されると、結局財政に大きなゆがみを生じさせることにつながるなど。だから、それがなかったらどれだけのことが実現できたかなということを常々感じているところです。

予算の説明書のほうから何点か伺いたいと思います。まず、118ページの入札契約事務についてです。これまでも入札についてはなかなか成立がしなかったり、やり直しをしたり、いろんな課題があるなどというふうに思っています。それで、例えば最低価格、低入札の関係、最低制限価格ですとか、私前に議会では調査基準の価格の設定について質問したことがありますけれども、柏市の要領についても多分毎年のように何か変更がされているかと思うんです。新年度、入札に関しては何か変更されたことがあるのでしょうか。

○次長兼契約課長 来年度の変更ということで御質問がありましたけれども、実はついせんだって総務省のほうから考え方の変更ということでの案内がありました。具体には、今実際に担当課で発注している工事、委託、物品購入、そういったものについて、景気、物価高騰があったもんですから、設計金額の要は上振れに対応するために金額の変更というような案内がありました。こちらについては、粛々と事務のほう進めていきたいと考えております。ほかの例えば柏市内で発注するような事務、工事、委託、物品購入等々についての新たな変更ということでの対応は、今のところでは考えておりません。以上です。

○渡部 分かりました。

次に、その下のページの119ページの男女共同参画社会の推進の施策の推進事業についてです。これ前年度より予算が減額となっていますが、その要因は何でしょうか。

○共生・交流推進センター所長 こちらにつきましては、主には今年度男女共同

参画推進計画の新しいものを作成しておりますので、そちらで増額、そちらの経費で増額となっております。来年度につきましては、そこの分が落ちているという形になります。以上でございます。

○渡部 その新しい計画というのは、今後何年間の計画でしょうか。

○共生・交流推進センター所長 こちらにつきましては、5年間の計画となっております。以上でございます。

○渡部 今までの計画は10年間だったと思います。昨年5年間の計画をつくり、それに基づいて新年度からそれに基づいて進んでいくと思うんですけども、今回5年間にした理由は何なんでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 こちらにつきましては、従来の計画のほうが、委員おっしゃったとおり、10年間を想定したものでございまして、途中改定はしているものの、ちょっと計画の期間として5年のスパンでやったほうが途中見直し等も含めて運用がしやすいだろうという考えの下にそういった形とさせていただいております。以上でございます。

○渡部 途中で様々な見直しがあるにしても、やはり社会情勢って非常に大きく変わります。特に男女共同参画に関しては、日本は非常に遅れている。その中で柏市も決して進んでいる自治体とは思えませんので、5年間の計画というのはやはり現実的ではないかなと思いました。それで、ちょうど去年の1年前、男女共同参画推進審議会のほうから柏市に対して報告書が上がっています。その報告書の中では、年々目標には近づいているけれども、著しい成長が見られる施策は少ない。効果に差が見られる。評価と改善を徹底していただきたい。特に男女平等の視点に立った意識改革に課題が見られる。私なかなか厳しい意見だったなと思います。こういった提言を踏まえて、新年度はどんなところに特に取り組んでいく予定なんでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 審議会のほうからは、いろいろ御意見いただいております。なかなか実現していない部分も多いかと思いますので、庁内挙げて女性の活躍促進ですとか、ワーク・ライフ・バランスの推進、そういったところも含めまして推進できるようにしていきたいと考えております。以上です。

○渡部 ちなみに、審議会というのは、年間何回くらい開かれるんでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 年間大体4回から5回の割合で開催しています。以上でございます。

○渡部 恐らくその中でも途中の状況ですとか話し合われるのではないかと思います。審議会の例えば女性の比率ですとか、女性管理職の比率ですとか、12月議会では防災会議なんかの女性の割合なんかもちっと議論になったところですけども、そういったことがここの共生・交流推進センターだけではやはり進まないと思うわけですよ。これ本当に全庁的な課題で、それが全庁に本当に共有されて、せっかくつくった計画で、また新年度から新たな第四次になるわけですね。その計画を本気で推進しようと思ったら、これどういうふうに全庁的に意識を高めていくのかな

ってなったときは、担当部署だけでは恐らく答えられないので、ぜひここは副市長にちょっとお尋ねしたいなと思います。せっかくいい計画をつくり、いい提言もし、けどなかなか進まない、生かされていない。新年度、どんなふうな決意を持って取り組んでいくのか、もし伺えればお願いします。

○副市長 今担当部署のほうとのやり取りの中でもお話が出ていましたけども、男女共同参画、とても重要なことであるというふうな認識を持っている中で、来年度から新しい計画がという、スタートするという、まさに全庁的に情報発信するいいタイミングではあるかなというふうに思いますので、改めて計画を含めて全庁内に情報を共有して、しっかりと取り組んでいくように進めていきたいと思います。以上でございます。

○渡部 よろしくをお願いします。

それで次に、157ページの防災会議に関してです。女性が少ない、いないということ、問題になっていました。防災会議についても新年度、新たなメンバーに入れ替わったり、女性の割合も恐らく増やしていただけるのかなと思いますけども、どんなふうな計画で進むのか、御説明をいただければと思います。

○危機管理政策課長 御質問の防災会議でございますが、こちらの会議、災害対策基本法の規定によりまして柏市の条例で定めておるものです。所掌事務につきましては、地域防災計画の作成や推進、その他地域防災に関わる重要事項を審議するものでございます。委員の構成でございますが、法の規定に基づきまして指定されている機関がございます。例えば国が地方に設置している機関ですとか千葉県機関、千葉県警察の警察官など定められている部分も多々ございます。こちらにつきましては、柏市の考え方、特に女性委員という視点も含めまして、それぞれの機関にお願いいたしまして、委員のほうを挙げていただいています。それ以外の部分につきましては、これから新年度ですと、御指摘のとおり、令和7年、8年の2年間の期間の委嘱になりますので、その中で、この会議で諮ります内容が防災安全課が所管する災害対応についてのものが主ですので、そういった中でどういう専門の方をお願いしたらいいか、そういったようなことを防災安全課とも協議しながら危機管理部として決定していきたいと考えております。女性の委員につきましては、現在1名プラス会長であります市長を含めまして2名でございますので、先ほど言われておりました男女共同参画の計画数値からも下回っておりますので、これまで同様にう少し増えるように私どもでは努力をしていきたいと考えております。以上でございます。

○渡部 今後に期待したいと思います。

次に、187ページの選挙に関してです。今県知事選挙が行われていて、これから参議院選挙、それと今年は柏の市長選挙もあります。先ほど共通投票所に関して電話で聞き取り調査をしたかのようなお話でしたけども、電話で先行している自治体に問合せをこれまでしているということによろしいでしょうか。もう一回ちょっと確認します。

○選挙管理委員会事務局長 先ほども御答弁しましたとおり、人口規模が比較的多い自治体ということでお聞きしたというところでございます。以上です。

○渡部 やはり積極的に取り組んでいるところがあります。愛知県の安城市だったと思いますけども、やっぱり視察行っているんですね。選挙管理委員会の委員が現地に視察に行って、特に二重投票を防止するにはどういった方法があるかとか、私電話で聞き取りをやって調査するという、そういうことではないんじゃないかと思うんですね。これ新年度それに関する予算が計上されているのか、ほかからやりくりをして、そういう予算が計上できるのかどうかちょっと分かりませんが、やはり現地調査も含めて具体的に共通投票所を行う場合の様々な課題をどうクリアしているのかというところは、いろんな自治体の調査をやってほしいなというふうに思います。私本会議のときに函館も紹介しました。例えば京都の向日市、ここは新たに590万円システムの改修で費用がかかったそうです。柏崎なんかもやっていますね。76万円です。大体はそのシステムについてはもう既にあるもの、あるいは民間のもの、いろんな工夫がされていて、自治体によって若干違うなというの、いろんな自治体、10近く私も調べました。感じたところです。新年度、投票率を向上させるために真剣に選管としても取り組んでいただきたいと思います。その中の一つとして、共通投票所についてももう少し具体的に取組をやっていただきたいと思います。その点はいかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 一般質問の中でも御答弁しましたとおり、共通投票所と同様の機能を持っている期日前投票所というものがございますので、そちらであれば柏市内10か所どこでも投票できるという形になってございます。そういう形で期日前投票所の期間を延長したり、新設をしたりということでここ数年取り組んできたところがございますので、いずれにしても投票環境の向上については今後も努めていきたいと考えてございます。以上です。

○渡部 ぜひよろしくお願いします。そういった期日前のところとか、ショッピングセンターだとか、そういうところではないところで実際に共通投票所を設けている自治体があります。むしろそうじゃないところに必要だという認識で進めている自治体もありますので、そこはぜひいろんな調査を行って、投票率向上に努めていただきたいと思います。

次に、252ページ、近隣センターの施設改善等事業の中の委託料、測量設計管理調査、あります。特に設計委託についてなんですけれども、これは具体的に場所はどこになるでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 具体的には、設計は田中近隣とか西原、あるいは新富のバリアフリー化に関する設計に入る予定でございます。

○渡部 エレベーターの設置に関してなんですけれども、調査終わりました。新年度の予算の中に例えば外づけのエレベーターが実現できるかどうかの調査の費用ですとか、そういった予算というのは計上されているのでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 直接件名では出てこないんですが、向こう令和8年あ

るいは9年度に保全工事を予定している近隣センターが2か所ほどあるんですが、その近隣センターのコンクリートの劣化状況とか躯体の状況とかを調査するための健全度調査というのを2か所取りあえず来年度、7年度予算でやる予定になっております。以上です。

○**渡部** あと、エレベーター設置は、市民の本当に切実な願いです。特に高齢になって、足が不自由になって、2階に上がれないというと、待ってられないわけですね、そんなに。柏市がこの調査をやった結果を新年度から具体的にどういうふうなスケジュールで実行していこうかという、少し長期的に恐らくなると思いますけれども、そういった計画というのは新年度はつくるんでしょうか。具体的に何年かかって、できるところからやろうとか、もう少し具体的な可能性調査ですとか、そこはどうでしょうか。

○**次長兼市民活動支援課長** 向こう令和8年、9年の保全工事を予定している近隣センターからは着手しようということは今のところ決まっておりますが、今後のスケジュールにつきましては稼働率の高い部屋が2階にある近隣センターとか、その辺の優先順位を見極めながら向こう、ここ10年以内になるんでしょうか、スケジュールを組んでいければなというふうには思っております。以上です。

○**渡部** 今10年以内という期間聞いて、80歳の人90歳になっちゃうなとか、いろいろちょっと想像しちゃったんですけども、なるべく早くこの計画が進むようにぜひ努力をしていただきたいというふうに思います。

次に、487ページの消防に関して伺います。一般職員人件費のところで2名増となっております。たしか去年は5名減だったと思うんですけども、この2名増によって職員は具体的に充足率、職員の充足率は変わるんでしょうか。ついでというか、女性消防職員については増えるんでしょうか、お願いします。

○**参事兼企画総務課長** 充足率につきましては、職員数につきましては454名のところが455名に定員数はなります。充足率に関しましては、消防力の整備指針でも出しているように、88.8%、基準数に対しておよそ62点の不足はしていますけれども、部隊編成上では兼務運用とか乗換運用等を活用しまして、充足率は満たしている状況になっております。女性職員に関しましては、来年度採用の予定はありません。実質今現在477名中令和6年度は26名となっております。以上になります。

○**渡部** 今女性消防職員が増えないということでしたけど、それは募集そのものをしなかったのか、募集したけど、女性の応募がなかったのか、どちらなんですか。

○**副局長兼消防職員課長** 今年度の採用試験は、男女問わず募集をしたんですが、女性の募集がありませんでした。以上です。

○**渡部** 国のほうのホームページにも柏市の例がたしか載っていたと思います。柏市、女性消防職員が他市に比べれば多いほうだと思います。私はやっぱり積極的に女性消防職員を募集してほしいし、応募できるような環境ですとか、応募しやすい環境ですとか、積極的に知らせるですとか、柏市がやっている取組を広く市民にも

理解してもらおうとか、もうちょっといろんな努力をして、ぜひ女性消防職員について増やす方向で進めていただければと思います。これは要望です。要望ついでにもう一つ、消防年報は、私も委員会ですので、時々見ます。市の、私たちのサイドブックスには、令和4年までしか消防年報が載っていないんですね。令和5年分、6年分が載っていませんが、これは至急の設定いただきたいと思います。これ載っていない理由とかあるんですかね。忘れたのかなんですかね。ちょっとごめんなさい。嫌みな質問ですみませんけれども、載せていただきたいんですね。何で載っていないのかなって。普通に検索したら、ちゃんと令和6年まで刊行されているというのが分かって、議員には本当にその情報は速やかにお知らせいただきたいなと思います。よろしくお願いします。この件はいいです。

次に、同じく消防で501ページ、消防団に関してです。消防団の報酬のことは議案出ていますので、そちらのほうでやりますけれども、消防団の器具置場の現況なんですね。これは、消防年報にも載っています。古いのですと、昭和56年から59年ですか、12か所消防団の器具置場、比較的古いのがあります。それ全部沼南なんですね。沼南は借地も多いです。器具置場ですから、日常誰かが常駐しているということはないと思いますけども、これ消防のほうとしては柏市の公共施設の総合管理計画に基づき考えているのか、あるいはかなり老朽化しているところもあるというふうに聞いていますし、トイレが使えないという話も以前聞いたことがあります。消防団の器具置場については、改修されるようなところですか、あと特にトイレが設置されていると思いますけども、トイレなんかについて改修されるようなことが新年度は計画されていることがあるのでしょうか。

○参事兼消防団課長 消防器具置場に関しては42施設あるんですが、例年ですと毎年3か所外壁の塗装を行っております。一般修理に関しては、消防団員の方から連絡があってから修繕するような形を取っております、トイレの改修につきましては事務局のほうには入っていない状況でございます。以上です。

○渡部 議案のほうでやりますが、消防団員なるべく充足したい、来てほしい、思うんですけども、この器具置場についてもやはりそれで入る、入らないを決めるわけではないと思いますけども、消防団にせっきく入ってくれた方が器具置場の状況が非常に悪かったり、トイレが使えづらかったり、使えなかったりということがもしあったら、やる気そぐなと思うわけです。ですから、ここはぜひ改修ができる場所があれば、予算的にも内部でやりくりができることであればやってほしいなと思います。それと、借地が多い沼南の地域、借地が多いということでは何かこれから問題が起きるということはないのでしょうか。借地を積極的に購入して、公有地に変えていくというような方針ってあるんでしょうか。今のままで特段問題はないという理解でいいのか、その辺ちょっと伺います。

○参事兼消防団課長 借地に関しては、現在のところ町会で借りているところもございまして、あと神社でもあります。また、市民の方からも賃貸借契約を結んでおります。毎年顔合わせという形で実施しておりますので、今のところ問題ないと考

えております。以上です。

○渡部 分かりました。

最後に、503ページの備品の購入のところですか。新年度では、消防ポンプ自動車ですとか、はしご付消防ポンプ車、これが恐らく一番金額としても高いのかなって思いますけれども、これは柏市が更新計画に基づいて、消防自動車を更新しようという計画に基づいて新年度は5台の購入になっているのか、あるいは途中で補正を組んで増やすということもいろんな環境の変化ですとかであると思いますけれども、これは更新計画に基づく5台で、できれば本当はもうちょっと購入したいけれども、予算的にはここまでなのかとか、何かそういう検討の経過とかがもし分かりましたら、お知らせください。

○参事兼警防課長 令和7年度の更新計画の中では、当初8台、9台というようなことを要望したんですけれども、財政上の調整で本年度は5台になっております。以上です。

○渡部 去年の当初予算と比較をしても、令和7年度って少ないんですね。やはり災害に対する備えとかいろいろ言われている中で、柏市が、当局が9台要望したけれども、予算の折衝の中で5台になってしまったというのと、ここをそういう削る対象にしているのかというちょっと疑問も持ちました。最後ですので、ぜひ副市長にもお尋ねしたいと思いますけれども、本当にトイレカーの導入だとか前進面もあります。そのほかでも危機管理部との関係では災害に備えた前進面ありますけれども、やはり消防ポンプ自動車ですとか消防車については予定どおりに進んでいないということで、いざ災害になったときに支障が来るのではないかというのと、私は消防職員自身の士気にも関わってくることだと思うんですね。ぜひこういうところは削らないでほしいし、更新計画に基づいてやはり更新されるべきだなと思いますが、副市長、いかがでしょうか。

○副市長 当然予算立てをしていく上で担当部署の要望、そしてこちらとしての協議の中で判断していくということで、特に車両については年数もさることながら距離ですとか、車両自体の消耗具合ですとか、確かに委員が言われるように、災害対応で車両がということが起きてはまずい、それは十分分かった中で、少し台数については先に延ばしつつ、使えるものはしっかりと使って、更新をしていくと。計画自体に全てというわけに、車両ってやっぱり使い方によってまだ使える、使えないということも含めてありますので、その辺でしっかりと判断して、今後も進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○渡部 以上です。

○福元 防災の関係で手洗いスタンドの導入ということで、何か新しい取組ということで、興味を持っていろいろ見ていたんですけれども、こちら見るところによると、何か予算がこれ1台だけの導入という金額ですかね。

○次長兼防災安全課長 こちら401万2,000円ですが、2台分の予算として計上させていただきます。以上です。

○福元　　そうですか。ちょっとホームページでいろいろ見たら、結構なお値段がするなということで、1台かなと思ったんです。これで2台ということで、かなり安価と言ったらあれですけども、導入するということでかなり頑張ったのかなというふうに今感じた次第でございますが、そもそもちょっとトイレカーは何となく導入するということお話を聞いていた次第ですが、こちらのスタンドについてはどういう経緯で導入するということになったんでしょうか。

○次長兼防災安全課長　こちら当初もっと多くの台数を見込んで予定してみたんですが、そこら辺は財政とのヒアリングの中ではなかなか全部を見ていただくということは難しかったというところで、2台先行的にモデル事業的にちょっとやってみようということで、2台ということになっております。以上です。

○福元　　先ほど御答弁の中でふだん使いしていくような形でということで、今2台使っていくという、モデル事業としてやっていくということなんですけれども、これまずやってみてというところですが、そもそも使用年限というか、どれぐらい想定して、どれぐらい使えるという想定なんでしょう。

○次長兼防災安全課長　こちら機械の中で水を循環させておりますので、そのポンプ等の耐用年数で決まってくることになるかと思います。ちょっと不確かですけど、たしか10年程度だったかと思います。

○福元　　そうしましたら、何か見ていたら1回の水の補給というか、あれで大体500人ぐらい使えるみたいなことが書いてあったんですが、そういったことで通常どおり使って、10年ぐらい使えるということでやっていく中で、もし効果が見込めるような、これいいなということであれば、今後増やしていくようなことも考えるということよろしいですか。

○次長兼防災安全課長　こちら当初の購入のコストでこの金額になっております。循環型の水を使っていく中で、フィルターというところも出てまいりますんで、そういったランニングのほうも見ながら検討していきたいなというふうに考えております。以上です。

○福元　　ありがとうございます。ランニングコストどれぐらいかというのはすごく大事だと思うので、トイレカーもですけども、こちらのスタンドについてもモデルということで市民の注目度も高いと思いますので、その効果と、また今後のどういう方向にやっていくかという今後の方向性についても含めて使っていく中で考えていただけたらと思います。ありがとうございます。あと、いざというとき、これ飲んじゃいけないんですよ。

○次長兼防災安全課長　基本的にはこちら循環型のフィルターの中で飲料に対応するようなフィルターにはなっていないので、基本的には手洗い用でお使いいただくということになります。

○福元　　すみません。最後の質問、ありがとうございます。

では、感震ブレーカーの配布・設置事業について伺います。今回重点的に耐震化すべき区域ということで、焼失率を基に地域を選定したということなんです、先

ほど答弁の中でかずミーティングの中で地域からお話もあったということで、その経緯をちょっと伺ったところでございますけれども、そもそもその地域というのは焼失が高いとは実際どのような地域、建物の雰囲気とか、その地域ってどのような地域ということで把握されているんでしょうか。

○次長兼防災安全課長 もともと南部の地域、こちら対象の地域につきましては、木造の一戸建てが密集しているような地域でございます。そんな中で倒壊等の危険もある中、建物に火事が起きると現場のほうにちょっと消防のほうもなかなか行けなくなってしまうというようなこともありますので、感震ブレーカーの設置を推進していきたいということで、今回の事業を行っていく予定でございます。以上です。

○福元 先ほど、ありがとうございます。その地域について、その先個人個人の申請になってくるということなんですけども、個別の細かい状況とかというところをどのように把握していくのか、平等性という観点でお願いします。

○次長兼防災安全課長 まずは、一団の土地としてエリアのほうの設定をして、その対象区域の設定をさせていただきます。その中で各町会のほうに情報、今回感震ブレーカーのほうの対象地域ですと、無料配布の地域ですとということでお知らせを図りまして、その辺の周知を十分行って、地域の住民の方々に広く知らしめていくと。設置は、連担して広いエリアでつけていただくことが効果が上がると思っていますので、なるべく多くの世帯のほうに設置をしていただけるように対応してまいりたいと思っています。以上です。

○福元 せっかくやる事業なので、その地域の方々に偏りなくというか、皆さんにしっかりと周知、必要なところにしっかりとつけていただけるような取組になるようお願いいたします。また、今回地域をここだということで決めて、選定して進めるわけなんですけど、ここにしたのはどうしてかなという、ほかの地域の方とも思うと思いますので、そういったところの、ほかというか、柏市内の市民の方々への理解をどのような形で図っていくんでしょうか。

○次長兼防災安全課長 今回こちら危機管理部のほうで南部地域の延焼率の高いエリア、面的にいきいたいというふうに考えております。一方で、消防局さんのほうでも火災予防課さんのほうで補助金のほうの事業、継続的に行っていただけるということになっておりますので、その部分で市域全域をカバーしていければいいかなというふうに考えております。以上です。

○福元 そうしますと、今回の取組というか、こちらの事業については今回限りということで、この地図で焼失率ということで色で塗ってありますけども、少し、この今回の地域ほどではないけれども、赤く色が固まりになっているような地域もほかにもあると思うのですが、今後そういったところについて、ほかの地域について同じようなことをする、同じように選定して、補助じゃなくて、こちらからつけていくような、そういった積極的なやり方というのは今後は特に考えていなくということよろしいでしょうか。

○次長兼防災安全課長 まだほかの地域でもやはり延焼率の高いところという、色

の濃いところ、赤くなっているようなところは結構ございます。ただ、発生の件数そのものが多くはなかったりもするので、その辺はちょっと地域の特性を見ながら検証した上で、次の手考えていければなというふうに考えております。以上です。

○福元 本本当に今回地域を特定してというところで、やはりちょっとそこで立ち止まる方も多くいらっしゃると思うので、そこの市民に対する理解というのをしっかりやっていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

すみません。消防団員の処遇改善についてなんですけども、成り手の確保ということで、すごく有効な手段となれば、手段というか、一つとなればいいかなというふうに思うんですが、ちょっと先日実は私の住んでいるところの町会の中のある住宅で火事が発生して、そのときに消防団員の方も皆さんすごく活動を間近に目にすることができて、改めてその重要性というのを認識したところなんですけども、そういうふうにいざ火災が起きて、間近に見たらすごく感じるというのはあるんですが、ふだん消防団員という方々がどういう活動をしてということはなかなか認識できない市民も多くいる中で、やっぱりもっとももっとそういった重要性とか活動の意義とか役割、それから今回の処遇を上げるということについてもしっかりと市民の理解をしていただくということが大事かと思うんですが、そういった間近でとか直接感じるという、こういう機会とか、そういうような仕組みとか、そういったことを何かできたらいいかなって思ったりするんですが、いかがですかね。

○参事兼消防団課長 消防団員は地域住民で構成されていますので、もし災害があったときに、近くにいるものですから、消火もできますし、避難誘導もできますので、PR活動はしていきたいと思っております。以上です。

○福元 火事とPR活動ってなかなか難しいんですけども、やっぱり身近に感じることで本当に大事なんだって感じた、本当に切に思ったので、そういう体験とか、そういうことってすごく大事だなというふうに思ったので、一つ一つ、ちょっと今回特にお金に絡むことなので、ぜひ活動がしやすい、市民に理解を得て、しっかり活動していただけるように進めていただければと思います。ありがとうございます。

防犯カメラの設置について伺います。150台の設置場所の選定について少し詳しくお願いします。

○次長兼防災安全課長 150台の設置先でございますが、まず警察のほうで設置したいところという緊急性のあるようなところは先に複数台設置させていただければと思っております。それ以外の部分について、なるべく多くの台数を、町会のほうに照会をかけながら、危険な場所の申請をいただきながら設置のほう進めていければいいかなというふうに考えております。以上です。

○福元 ありがとうございます。いろいろと防犯とかということで、犯罪も多くなっている中で、こういったものに対する意識の高まりと、こういったものの必要だということ皆さん思っていると思うんですけども、これについても地域の偏りとかがあってはいけないなというふうに思いますので、その点をしっかりと皆さんに

周知して、150台が満遍なくってなかなか難しいんですけども、つけていただけるように取組を進めていただきたいと思います。町会討議ということでありましたけども、具体的にはどのような形で周知していかれるのでしょうか。

○次長兼防災安全課長 町会長会議とか、そういった場を通じてなるべく広くお知らせできればいいかなと思っております。あわせて、当然防災安全課のホームページなりでも周知を図っていただければいいかなというふうに考えております。以上です。

○福元 町会長会議、6月でしたか、間もなくだと思いますので、町会という町会長さん1年交代だったりして、なりたてで、なかなか皆さんいろんなことをやっていく中でなかなか頭に入り切らないと思いますが、そういった大事な機会を得て、しっかりと本当に全員に伝わるようにしていただいて、満遍なく150台が行き渡るように取組をお願いいたします。以上になります。ありがとうございます。

○委員長 それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後 零時 10分休憩

○

午後 1時 7分開議

○委員長 それでは、お集まりのようですので、引き続き会議を開きます。休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○山田 7年度の当初予算のことで伺います。本当に年度が替わって、エネルギー、食料、それから経済、安全保障、私なんかはそこをすごく心配するところでございます。世界情勢は関税で振り回されるなんて、今のところ様子分かりませんけれども、国内の産業経済育成の基盤づくりの充実にしっかり力を入れていただきたと、こんなふうに思っているところなんです。まず令和7年度の当初予算は予算額が前年度比8.2%増となっていますけれども、プライマリーバランスというような観点からすれば2年連続で赤字となっておりまして、本会議でも財政運営の中長期的な見通し等質問が多くございましたけれども、いま一度今後の見通しについて少し答弁いただきたと。

○財政課長 今後の見通しというところなんですけれども、まず歳入になりますけれども、歳入につきましては根幹となる市税の収入につきまして、令和7年度予算では経済、緩やかな回復傾向にあること、また人口が増加傾向であることといったことを踏まえまして増収を見込んでおりますが、今後は物価高騰ですとか所得控除の見直し等の影響があるということで、これらを注視していく必要があるというふうに考えております。また、歳出面におきましては、社会保障関係経費ですとか、こちらも物価高騰、また賃金上昇に伴う経常経費の増加といったものが続いていくというふうに見込まれます。また、大きな事業でいいますと、北部クリーンセンターの長寿命化事業、また児童相談所の整備、このほか学校をはじめとした公共施設の老朽化対策といった大規模な投資的事業が集中する時期を迎えておりまして、当面財政需要の増加というのが見込まれます。こういった中にありまして、様々な行

政課題に、また多様化する市民ニーズに対応していくためには、財源確保に向けた歳入面、また歳出面の両面からの取組が必要になるというふうに考えておりますので、各種財政指標にも配慮しながら、様々な政策実現していきながら、持続可能な財政運営が行えるようにしていきたいというふうに考えているところでございます。以上になります。

○山田 将来を見通して財政バランスをしっかりとやってもらいたい中で、今年度、7年度当初予算では財政調整基金を令和6年度の予算額30億円から20億円増やして、50億円繰り入れて収支を均衡させているということでございまして、質疑も若干ありましたけれども、今回50億円を繰り入れて予算編成を行った、こういう理由について。

○財政課長 今回財政調整基金の繰入れ、ただいま御質問いただきましたとおり、令和6年度から20億円増の50億円を予算計上させていただいているところでございます。令和7年度の当初予算の編成に当たりましては、令和6年度の収支の見込み、こちらを踏まえまして、10億円を、これ補正予算のほうで掲載させていただいておりますけれども、財政調整基金に積立てを事前にさせていただいております。こちらの財源を活用するという形。また、このほか大きな事業といたしまして、5年に1度のGIGAスクールの端末更新費用ということにかかってくる経費ございまして、こちら予算額22億円になりますが、こちらに対しまして約3分の2は県の補助がありますが、残る約6億4,000万円につきましては後年度交付税の措置があるものの、予算としては一般財源で措置しなければならないという状況にございました。したがって、これら合わせまして事前に財源上措置させていただいております10億円、また臨時的に一般財源で予算措置が必要となります6.4億円、16.4億円になりますが、これらを踏まえまして、ちょっと単位切り上がりしますが、前年度に比較しますと20億円を増加して、財政調整基金繰入れの予算を計上させていただいたというところでございます。以上になります。

○山田 私たち地方議員は地方の自主財源、それから国からの税源移譲ということに非常に関心があるんですけども、今回地方交付税が令和6年度と比較して13億円、24でしたっけ、計上されて、パーセント、アップで計上されていますけれども、地方財政計画で地方交付税は令和6年度18.7兆円から今回は令和7年度19億円と0.3兆円増、それから16%の伸びにとどまっているけれども、令和7年度地方交付税予算見積りのこの考え方というのは、どのように取っているんでしょうか。

○財政課長 ただいま御質問いただきました地方交付税の予算見積りについてということになりますが、こちらにつきましては地方財政計画を参考に見積りを行っております。地方財政計画で見込まれます地方の財源不足額、こちらにつきましては収支の不足ですね。本来地方交付税といたしまして一般財源、現金で交付されるという形になります。しかしながら、平成13年度以降につきましては、国のほうで地方交付税の原資の財源を全て賄うことができなかったというところがありまして、その一部について一旦地方自治体が借金をして財源を賄う臨時財政対策債に振替を

されておりました。令和7年度につきましては、国の税収の伸びがありまして、自治体への配分原資全てが確保されたということがありまして、臨時財政対策債は発行なしという形になりました。地方の収支の不足につきましては、今までは地方交付税と臨時財政対策債、この2つを合わせたもので財源補填されていたんですが、令和7年度は地方交付税のみで財源補填されるという形になりまして、したがって令和6年度との比較でいきますと、令和6年度は地方交付税額と臨時財政対策債の予算額、予算ベースでいきますと普通交付税の予算額50億円、臨時財政対策債の予算額15億円、合わせて65億円相当が財源不足額ということで見込んで予算計上させていただいておりました。令和7年度につきましては、普通交付税分といたしまして63億円を予算計上させていただきまして、臨時財政対策分につきましては、ただいま御説明させていただきましたとおり、発行なしになりましたので、ゼロということで、そうしますと財源の不足分を補うための地方交付税、また臨時財政対策債相当分につきましては、令和6年度と比較しますと65億円から63億円に、おおむね2%程度になると思いますけども、減っているという形になります。ですので、地方交付税のみで比較いたしますと、御指摘いただきましたとおり、50億円から63億円、24%程度増となっておりますが、全体的な財源の不足を補うための部分につきましては、前年度よりは減という形で見積りをさせていただいているというところでございます。以上になります。

○山田 推移は分かりました。これちょっと教えてもらいたいんですけども、この財源の考えで地方創生2.0の影響というのはこういうところで見られてくるんでしょうかね。

○財政課長 地方創生の臨時交付金のお話ですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）地方創生の臨時交付金につきましては、地方交付税とはまた別枠のもので設けられて、国のほうで財源措置されるというものというところで認識してございます。以上になります。

○山田 ありがとうございます。私も考え方が少し整理できてきまして、そうすると令和6年度は普通交付税の追加交付があったと思われるんですけども、これの追加交付はどのくらいあったんですかね。

○財政課長 令和6年度は普通交付税、追加交付ございまして、金額にして約14億6,000万円ほどございました。以上になります。

○山田 そうすると、令和5年度も普通交付税の追加交付がありましたよね。約7億円ぐらいだったかしらね。この財源は繰越金として例年予算計上、5億円に加えて、令和6年度当初予算では12億円予算計上していたといういきさつありましたよね。令和6年度は、今の状況だと約14億6,000万円の普通交付税の追加交付があったということですけども、そうしますと令和7年度の繰越金予算額は、例年計上している。億円だけになっちゃうんですかね。

○財政課長 ただいまお話しいただきました件ですけども、繰越金、例年当初予算では5億円を計上させていただいております。令和6年度予算では、令和5年度

に、御指摘いただきましたとおり、普通交付税の追加交付が約 7 億円ございました。こちらに相当する分につきまして、当初予算で例年計上しております 5 億円に加えて 12 億円、こちらを予算計上させていただいたというところでございます。令和 7 年度につきましては、こちらの追加交付 14 億 6,000 万円ございましたが、そちらは繰越金に計上せず、例年どおりの 5 億円を計上させていただいたというところです。理由といたしましては、令和 6 年度につきましては追加交付がありました 7 億円を 6 年度の当初予算に計上するということは、つまり令和 6 年度の歳出事業に財源を配分するという形を取らせていただいたところになります。一方で、令和 6 年度の普通交付税の追加交付、こちらにつきましては、追加交付の算定に当たりまして、今回令和 6 年度は人事院勧告で大きく人件費増になったかと思います。その際に、そういった経緯もございましたので、給与改定費という費目が新たに算定上設けられまして、こちらの名目で、ほかの名目もございますけれども、交付されたというものがございました。したがって、令和 6 年度の追加交付があった財源については、令和 7 年度に予算計上して、令和 7 年度の歳出事業に充当といいますか、配分するというのではなく、財源としては一般財源ですので、特別色がついているわけではないんですけれども、基本的には令和 6 年度の追加交付分につきましては令和 6 年度の歳出事業、特に人件費の増などへの対応、こちらに充てることにするというものでいたしまして、最終的には決算で収支を出すという形を取らせていただくようにしたために令和 7 年度の繰越金の予算計上額は例年どおりの 5 億円という形にさせていただいたところでございます。以上になります。

○山田 財源対比の事業、しっかりやれるというような意気込みを賜りまして、それじゃちょっと細くなるんですけれども、あと今後税収がどうなるかということで、これ基本税、市税のやつは 7 項目ありますけれども、この市のたばこ税 700 万円減額になりますけれども、この財源の中で少し将来減っていくというような財源見通しというのはあるんですかね。

○次長兼市民税課長 こちらの市たばこ税なんですけれど、健康志向の高まりによって喫煙率の減少傾向にあることなどを考慮して、課税本数なども令和 6 年度当初予算算定時よりも本数が減るものとみなしまして、減額の予算とさせていただいたところです。今後もやはり健康志向の高まりというのは、この傾向は継続していくのかなということでは、市たばこ税についてはなかなか課税額としても伸びていかないのかなというふうな見込みというか、予測をしております。以上です。

○山田 健康管理とかいろんなことがあるんで、これは推移を見守っていきたいと思いますけど、それじゃ財政のことはこのくらいにしまして、現実には、あと一つ、トイレカーのことにに関してちょっと教えてください。トイレカーの運転手の手配という配置には、これどういう配置になりますか。

○次長兼防災安全課長 基本的にこちらの運用につきましては、消防局のほうに置いていただいて、運用のほうをお願いしていきたいなというふうに考えております。大型車のほうにつきましては、8 トンクラスの免許証お持ちの方であれば運転がで

きるというような状況でございます。

○山田 危機管理の皆さんいらっしゃるんですけども、前の水道の水補給のときに運転手はどうするかというような問題があって、普通免許であるとそれよりキャパが大きいやつはなかなか難しいなというようなことがあって、運転手の免許を取る人が少なくなっちゃったということで、免許証の、運転のライセンス、助成しましたけれども、消防局さん、大型車の運転手の手配って実情はすごくローリングできるのかどうか、その辺をちょっと教えてください。

○副局長兼消防職員課長 現在消防職員の中で消防職員数が477、そのうち大型免許、第1種取得者が337人おります。したがって、保有率は70.6%となります。以上です。

○山田 本当にすごいですね。手配もしっかりされている消防局、さすがでございます。あとちょっと私も消防の体制絡むから、いいんじゃないかと思うんですけど、女性の消防士の応募がなかったと。働き方改革の中でいわゆるうまく育児休業とか取れない部署があって、最たるものは消防かなというふうになかなか、そういうふうに考えていたんですけれども、今度総務のほうに戻りますけれども、会計年度任用職員手当てするとか言うけれども、職員の中でなかなか補充が利かない部署とか何かというのは本当にないんでしょうか。

○人事課長 育休に関しては、期間が長くなる場合正規職員で加配ということで補充をしたりしております。また、育休以外でも短期的な休暇制度とか部分休業とかありますけれども、そういったものに関しては会計年度任用職員で配置をして、業務に支障がないようにということで行っておりますけれども、特に短い時間での休業制度について会計年度任用職員の採用が比較的難しい専門職とかでは、保育士とか、そういったところではいろいろその補充をきちんとしていけるように会計任用職員の採用について力を入れていく必要があると認識しております。以上です。

○山田 それじゃ、ちょっと消防のほうに戻りますけれども、処遇改善からね。今災害、大船渡とか火災が起こりまして、こういう時の後での瓦礫の処理といいますか、最終的には火事の産廃とかいうふうになるんだけれども、被災に遭った人たちの、いわゆるスムーズに火事場の残渣、これの処分のことが一番市民にとってはまず第一の悩みもございますけれども、その辺の流れというのをちょっと教えていただけますでしょうか。いわゆる、そんなことあってはならないんですけれども、被災した残渣をどう処理していいとかいうことがあると思うんですけれども。

○消防局長 不幸にも火災に遭われてしまった場合、消防隊が消火した後に現場の指揮隊のほうから御案内を差し上げています。そこに臨時に泊まるホテルであったりとか、そういった燃えた後の処分の環境部への照会ですとか福祉関係ですとか、いろんな御案内があるのをお渡しして、被災者の方にやってもらっているというような状況でございます。以上です。

○山田 本当に以前は消防団員が後始末も全部処理をしてくれたとか、いろんなことがありますけれども、財産の保持の問題とか、いわゆる産業廃棄物とかいうような

ことで、その振り分けというのは非常にスムーズにいかないところも出てきたこともあるんですけども、今の状況でうまくトリアージというか、仕分が少し安心できるようなことも担っていただけると分かったんですけども、またあともう一つ、これは本当に日本は何があるか分からないので、いろいろ災害で被災した場合の罹災証明とかなんか言っても、やっぱりどうしても行政としては気の毒な人に手当てをしていかなきゃならない。なりわいを考えるような時代も生まれてきちゃうんですけども、罹災証明を受けて、それで各個人の人が保険でリスク回避をするような、そういうような状況というのはどのくらいまでやっぱり認識されているでしょうか。

○火災予防課長 罹災証明を出されて、実際に火災に遭われて、罹災の申告をしていただいて、そこから実際にどういったものが燃えているとか、あと被害に遭ったということを出していただきまして、そこから保険のほうに申請という形になりますので、そこで確認ができるというところで、そちらから申請となります。以上です。

○山田 これあんまり申し上げたくないんですけども、時代は自己責任、自分のことは自分でやれとかいうようなことが、前にいろんな国でもそういう発言がありましたけれども、自分の財産を守るときにいわゆる保険、火災保険に入るとか、それから災害保険に入っていくとか、そういうような喚起というのはどの辺までやれるもんなのか。それは、みんな個人の財産を守ることだから、自己責任だろうけども、行政として全部が賄い切れるようなところまではなかなかいかない時代になってきちゃっているかもしれないし、その辺はどうでしょう。

○危機管理部長 火災の保険というのは、基本的に皆さんお入りになられているのかなと思います。ただ、地震だとか、そういったものは入っている率というのは少ないだろうということは考えられます。そういったところのやはり啓発というのは、非常に重要なのかなと思っておりますし、ただ大きな地震がありますと、皆さんそういったときにはそういったことを考えるということがあるんで、やはり継続的にお話をしていかなければいけないかなとは思っております。今のところそういったことの啓発のスタンスは取っていないんですけども、そういったところも今後やはりしっかり研究して、検討してまいりたいなというふうには考えております。以上です。

○山田 ありがとうございます。私のほうは終わりです。

○塚本 公明党、塚本です。よろしく願いいたします。まず初めに、ちょっと質問の前で申し訳ないんですけど、大船渡の森林火災で派遣された消防の皆様、第4陣が無事帰ってこられたということで、本当にお疲れさまでした。ありがとうございます。またどこかのタイミングで何かホームページにいろいろ状況とかアップされるのか分かりませんが、どこかのタイミングでちょっとまた報告書とか見させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

財政について質問させていただきます。先ほど渡部委員から臨財債の話もありま

したし、今山田委員のほうからもプライマリーバランスの話がありましたけれども、令和7年度は一般会計でマイナス16.9億円、全会計で見ても約25.9億円の増加ということで、先ほど財政課長から将来の見通しの話もございましたので、財政課長の話はお聞きしましたので、部長か副市長か、プライマリーバランスの堅持に向けたこれまでの取組と、また今後の見通しについて、多分いろいろ御苦労されて今年度の予算つけられたと思うんですけど、ちょっと受け止めを教えてください。

○**財政部長** 今プライマリーバランスということで、2年連続マイナスということで、決算でどうなるかちょっと分からないですけれども、今後引き続き公共施設の老朽化等の対応で、この部分というのはやっぱり起債に大きく依存するような形になろうかと思います。そういった中でも、今年度の償還に対する負担がどうなるのか、こういったものを見極めながらやっぱり運営していくことが必要だろうと。そういった中では、今回の議会の答弁でも申し上げましたが、健全性をどこに求めるかというところなんだと思います。そういった意味では、今までのように優等生的に指数を低くするんだということではなくて、サービスとバランスと将来の世代間の負担の均衡とか、そういうことを考えて、他市と、例えば中核市平均とか比べて、そこの平均ぐらいで収まるようにとかという形で、総体的にやっぱり健全性をどうやって維持していくかって、市民サービスのバランス取りながらそういったことを注視しながら財政運営していくということが必要なんだろうなというふうに考えてございます。中でも財政調整基金なども経常的なサービスを上げていくということに安易に使ってしまうと、財政規律という面でも課題があると思いますので、そういったところもやっぱり当該年度の経常的な収入でどれだけサービスが賄えるかというところは事業の取捨選択しながら考えていきたいかなというふうに考えてございます。以上でございます。

○**塚本** ありがとうございます。ぜひぎりぎりまで取り組んでいただけるといいますし、一方において将来負担比率も中核市平均からするとかなり柏はそこだけ見ると健全な財政かなと思うんですけども、ただこれから、今物価高の影響もありますし、様々な大型の公共事業、長寿命化を含めて、下水のこともそうですし、いろんな大型事業が控えているので、なかなか難しい判断迫られると思いますので、また引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと個々の事業についてお伺いしたいんですけども、防犯カメラの設置についてです。先ほど150台の設置場所については可能な限り町会とかの御意見を聞きながらということでございましたので、個人的にはなかなか信号機がつかないような交差点とか危険なところたくさんありますので、そういったところも優先的に考えていただきたいと思いますけど、あとは町会のほうとかでも御相談させて決めさせていただきたいと思います。これは、リースじゃなくて買取りということなんでしょうか。

○**次長兼防災安全課長** 150台全て購入した上で、現地のほうに設置していきたいというふうに考えております。

○塚本 ありがとうございます。今までは多分全部リースでつけられていたと思うんですけども、購入したのもあるんですかね。ちょっとごめんなさい。分かりました。購入したのと今回150台買取りということなんですが、細かいところなんですけど、これデータは今までみたいにUSBがついていて、それを取りに行くのか、それともネットワークでデータを飛ばすのかというのはこれからですか、ちょっと。

○次長兼防災安全課長 今回設置します街路灯付きの防犯カメラ、こちらはUSBで現地取得のものになってまいります。以上です。

○塚本 ネットワークのシステム入れると、またそれはそれで高くなったりするんだと思いますけれども、参考までに、多分これ今後入札か何かで決めていくのかちょっと分かりませんが、1台大体幾らくらい、スーパー防犯灯付防犯カメラというのは大体1基、1台幾らくらいが相場になるんでしょうか。

○次長兼防災安全課長 一般的なホームページのほうで見ますと、20万前後というところかと思います。

○塚本 ありがとうございます。

次に、また防災安全課で申し訳ないんですけど、先ほど来いろいろ議論されている感震ブレーカーですけれども、これは設置の希望者を町会等で、南部地域の町会等から希望聞くというのは先ほど答弁で教えていただいたんですけど、実際設置するのはどういう流れになるんでしょうか。

○次長兼防災安全課長 今回電話のほうで録音機設置についてシルバーのほうに委託をしております。これと同じような形で、現地にシルバーの方を向かわせて、設置させていただければというふうに考えております。

○塚本 ありがとうございます。そうすると、この事業費の中にはシルバーの委託費と物の値段が両方含まれているという感じになるんでしょうか。

○次長兼防災安全課長 おっしゃるとおりです。

○塚本 感震ブレーカー、ホームセンターで買うと二、三千円くらいですけど、これはそもそも大体何基分の予算になっているんでしょう。

○次長兼防災安全課長 1,800弱で考えております。

○塚本 ありがとうございます。消防の皆様が感震ブレーカーの補助事業を一生懸命取り組んでおられまして、なかなか多分普及しないという前提があって、こういう事業されていると思いますけれども、何か災害がいつ起こるか分かんないときに通電火災を防ぐというのが本当に重要だと思いますので、引き続きより多くの方に設置できるように取り組んでいただければと思います。以上です。

○内田 では、議案第1区分の議案第43号、新年度予算についてお尋ねをいたします。まず、これまでも議論になっておりました臨時財政対策債でございますけれども、新年度は廃止、使わないということですが、地方財政計画、国の財政計画においてこれは時限的な措置なのか、ある程度一定期間臨時財政対策債は発行しないという方向なのか、その辺お示してください。

○財政課長 臨時財政対策債の発行の制度といたしましては、平成13年度、制度創

設されて以来、現在もまだ残っているという制度になります。ただ、令和7年度につきましては、地方交付税として地方に交付する財源、こちら全額国のほうで原資が確保されたということで臨時財政対策債発行はないですけれども、制度としてはまだ残ってございますので、今後令和8年度以降でしょうか、交付税で交付する原資、十分に確保できない場合には臨時財政対策債を発行するというような形になる可能性というのはまだございます。以上になります。

○内田 臨財債というのは、発行するとやはり据置期間を経て、20年かけて返済するわけですから、返済する額というのは例年例年かさんでいくわけですね。そこから辺というのは、今年度分は今後20年間で返済というのが、新年度分ですか、というのは当然なくなるんですけれども、この返済については元利を繰上償還するということはできるんですか。

○財政課長 こちらの臨時財政対策債、借り入れているものについて繰上げ返済するということは制度上現在できないという形になってございます。以上になります。

○内田 そういう意味では、やはり安定して地方交付税をいただくというのがよいことなのかなと思っておりますので、仮に復活しても臨時財政対策債に依存しない財政運営をお願いしたいと思います。

続きまして、人件費の関係で2点お尋ねをいたします。まず、職員の障害者雇用、採用についてでございますが、新年度は何名の方を障害者雇用されるのかと併せて、何人の応募に対して何人合格されて、辞退した人はどれくらいいるのかを含めて次年度の採用人数についてお示しください。

○人事課長 令和7年4月1日の採用に向けましては、応募、受験の申込みが24名で、そのうち採用が2名です。辞退は今のところございません。以上です。

○内田 ちょっと決算でもお尋ねしたところで、失念していて恐縮なんですけど、2名というのは大体推移としては毎年同じような状況ですか。

○人事課長 令和5年採用、令和6年採用も2名ですので、令和7年度採用も同じということで、近年2名ということになっております。以上です。

○内田 順調に推移していただいている、そこはありがたいなと思います。あと、これは次年度に限ったことではないんですが、障害の特性に合わせた配置転換という合理的配慮は行われているのでしょうか。

○人事課長 市のほうで、市長部局だけじゃなくて、教育委員会等、任命権者ほかにもありますけれども、共通で方針をつくって、いろいろ障害のある方への意見聴取とか、そういったことも行っておりますので、もちろん人事配置については障害のある方もない方もいろいろ事情を踏まえて配置を検討しているところでございます。以上です。

○内田 ありがとうございます。引き続きのお取組に期待をしております。

続いて、医師の採用でございますけれども、今後将来的には児童相談所ができたりしていくわけで、あるいは保健所の機能も強化していくとなると、医師の数というのが一定程度必要になると思うんですが、次年度の医師の確保状況はどうなって

いますでしょうか。

○人事課長 今年度の採用活動において医師については採用をできておりません。現状ホームページで継続して募集しておりまして、保健所の医師について週5日のフルタイムでできれば採用をしていきたいなと思って、継続した募集を行っているところです。以上です。

○内田 事前に確認しておけばよかったんですが、現在の医師の数というのは何名ですか。

○人事課長 現在4名の医師が在籍しております。以上です。

○内田 先ほど言った児童相談所なり、保健所なりの機能というものはこれから充実していくわけで、保健所長につきましても現在の所長にこれから長期間依存していくというのもなかなか難しいと思いますので、医師の保健所長への将来的な登用等を含めて、医師の確保に御尽力いただきたいというふうに考えております。

続きまして、人事課さんは以上ですね。次、マイナンバーカード交付事務でございますけれども、マイナンバー制度が始まりまして、ちょうど切替えの、更新の時期を迎えるわけでございます。このマイナンバー制度は、カードのほうですけれども、次年度以降の出るだけのデータでいいんですが、5年更新、10年更新のそれぞれの内訳を教えてください。

○市民課長 今御質問がありましたマイナンバーカードにつきまして、10年更新の方が令和7年度見込みで約3万8,000人、5年更新の方で、あとは5年更新プラス電子証明書という暗証番号の更新がどの世代の方にも必要なんですけど、その合計数としまして約8万5,000件、合計で12万3,000件を想定しております。以上でございます。

○内田 それカード取得者とイコールで考えておられるのか、カードを更新しない人も一定程度見積もって出ている数字なのか、お示してください。

○市民課長 更新対象者の件数がJ-LISから送られてまいりますので、その数字を基に算定しておりますので、更新する、しないではなくて、対象者の方として想定しております。以上です。

○内田 いつもの繰り返しとなってしまうかもしれませんが、マイナンバーカード制度につきましてはセキュリティーの問題等の課題も山積してございますので、更新の手続を行って、次も恐らく多くの方がマイナンバーカードを更新されるのではないかとと思われませんが、運用の面では十分な御配慮をいただきたいと思います。

続きまして、防災安全課になります。これは、ちょっと他市との協定内容にもなりますので、事前に御相談していたんですが、原子力災害に係る水戸市との広域避難協定計画に係る次年度のお取組でございますが、水戸市との協議とか、その辺は次年度どのようにお進めになるのでしょうか。

○次長兼防災安全課長 この年度末、避難者のほうの想定の話が出てまいりましたので、次年度はその辺の柏市にある避難所の数とか避難者の総数、そういったところでいろいろと協議のほうが再開される見込みでございます。以上です。

○内田 新年度、水戸市のほうからは具体的な実施要領案が示されるという理解でよろしいんですか。

○次長兼防災安全課長 具体の話がまだ今段階では出てきておりませんので、次年度そういった動きが出てくるのかなということになります。以上です。

○内田 この件に関しましては、本会議でも申し上げているように、東海第二原子力発電所の再稼働を後押ししてしまう避難計画ともなり得るし、以前水戸地裁のほうでも2021年には避難計画の不備を理由に再稼働しない、してはならないという判決が出されています。こういった背景を見極めて、水戸市とは慎重に御協議いたしたいと思います。

続きまして、引き続き防災安全課になっちゃうんですが、先ほど来議論がありました防犯カメラですけれども、設置箇所につきましては公開、非公開、どちらになりますでしょうか。

○次長兼防災安全課長 現在柏市におきまして、防犯カメラのほうは公開しておりません。以上です。

○内田 公開することのメリットと非公開のメリットってあると思うんですけれども、公開したほうが抑止力になるという議論も一方であるんですが、その議論に対しての見解と、それから今非公開としている理由についてお示ください。

○次長兼防災安全課長 現在柏市においては、公開はしておりません。それはなぜかと申しますと、基本的にはどこにあるかというのを犯罪者のほうがホームページ等で検索するということが可能になってしまいますので、そういったところで、抑止力のお話は公開することによってありますが、基本的には公開しないで、警察の捜査のほうの御協力をしていきたいなというふうに考えております。以上です。

○内田 その方針であれば、その方向で理解しようと思いますが、ある種防犯カメラを設置しているという抑止効果というのもありますので、公開、非公開とはまた別にその抑止力というのをどう高めていくかということも御協議いただきたいと思います。防犯カメラにつきましては、画像の保存期間というのは従前どおり、新年度の150台も14日間という理解でいいんですか。

○次長兼防災安全課長 これは、市のほうの設置の要綱の中に2週間、14日間ということで記載をさせていただいている形で設置のほうしていきたいと思っております。

○内田 基本は、警察のほうからの犯罪捜査の協力のために提供することがあると思うんですが、目的外使用はすごく警戒するところなんですね。防犯カメラというのはすごく抑止力にもなるし、犯罪の未然防止にもなるし、犯罪捜査に対しても十分機能はすると思うんですが、一方で市民の中からでは監視されているのではないとか、監視社会になってしまうのではというような御懸念も出ています。その御懸念を払拭するための見解というのは何かございますか。

○次長兼防災安全課長 先ほど御案内しました要綱の中で、運用基準のほうです、こちらの中でみだりに閲覧してはならない、目的外使用の禁止という形で条項でう

たっているということになります。以上です。

○内田 目的外使用してしまった場合には、どういう対応するのでしょうか。

○次長兼防災安全課長 目的外使用はしないという形で基本的には規定をさせていただいておりますが、罰則に関しては、すみません、ちょっと確認をした上でお答えさせていただきたいと思います。以上です。

○内田 ありがとうございます。後ほどよろしくお願いいたします。

続いて、客引き、スカウトでございますけれども、客引き、スカウトについてはかなり減少してきているというふうに思うし、効果も出てきているんだと思うんですが、一方で柏駅周辺で取締りというんですか、指導員の方が声かけをマイクを使ってしているんですけれども、それは新年度は、ごめんなさい、勉強不足で。委託なんですか、直営なんですか。

○次長兼防災安全課長 今委員のほうからお話のありました数のほうが減っているというお話なんですけれども、コロナが明けてからやはりちょっと客引きの数そのものは増えている傾向にございます。現在この令和6年までは雇用した人員4名で客引きの体制を取っておったんですけれども、翌年度、令和7年度につきましては客引き対策の警備そのものを業務委託という形で、やはり責任者1名、指導員3名、4名体制で行っていききたいというふうに考えております。以上です。

○内田 委託の際の、新年度ですが、仕様の中に目的以外の活動を行わせない、例えば市民運動とか、ボランティア活動とか、宗派活動とか、そういったものに対して圧力になるような声かけはしないということは周知されていますでしょうか。

○次長兼防災安全課長 基本的には、千葉県迷惑防止条例に該当するような行為、そういったものの取締りという形で考えておりますので、そういった御懸念はないかと思えます。以上です。

○内田 ありがとうございます。自治体によってはこの客引き対策の指導員、取締り員が多目的で市民運動等に声かけをしているという事例もありますので、そういうことのないようにお願いしたいと思えます。信頼していますので、よろしくお願いいたします。

続いて、平和事業についてですが、平和事業については先ほども議論がございましたけれども、今戦争体験者というのが、戦後80年というぐらいですから、大分少なくなってきた一方、語り部というものの育成が必要なんです、その辺はどのように今後育成していくのか、ちょっと共生・交流推進センターのほうにお尋ねしたいと思います。

○共生・交流推進センター所長 まだ具体的に団体等と協議は行ってはいないところなんです、今後そういったところを含めて、あとは過去のアーカイブ等もありますので、記録映像とかございますので、そのようなものを活用して、ちょっと今後こういった形がいいのかというところを検討してまいりたいと考えております。以上です。

○内田 これは待ったなしで、戦後80年を経過した今だからこそ語り部の育成とか

市民講話とか平和事業は推進していくべきだと思いますし、広島とかの派遣というのが新年度は行われないうことですのでけれども、そういうところについても毎年現行の語り部の講話に加えて実施していくことは今後検討の対象にさせていただきたいと思うし、例えば学校教育部とかと連携して、市立柏高校とかの修学旅行などでも推奨してみるとか、何か、中学校も今遠出できると思うので、そういうところでも学校教育部なんかとも連携しながら、やっぱりうまく平和をつないでいくということをお願いしたいんですが、その連携についてお示してください。

○共生・交流推進センター所長 今回の広島派遣につきましても学校教育部と連携いたしまして、実施しているところでございます。今後のちょっと実施期間ですとか実施方法といったところもございまして、そういったところは、委員おっしゃるとおり、学校教育部等と連携しながら考えていきたいと考えております。以上でございます。

○内田 ありがとうございます。平和事業については、過去の戦争体験、これはもちろん悲惨な戦争を二度と起こしてはならないという理念は大変立派なことなんです、一方で世界を見ると、とりわけロシア、ウクライナ、あるいはイスラエル、パレスチナ紛争などがございまして。現在の戦争を取り扱うというのは非常に政治的なバランスなど考えるとき取り扱いにくいテーマだと思うんですが、例えばパレスチナの歴史や文化、それから暮らしとか、そういうのをテーマに啓発というのも、今の戦争、中東などの状況なども踏まえて、平和の尊さを伝えていくということも必要かと思うんですが、そこはどう考えておりますか。

○共生・交流推進センター所長 ちょっと政治問題等も絡んでくるような話も含まれるのかなとは思いますが、ニーズ等捉えて検討してまいりたいと考えております。以上です。

○内田 よろしく申し上げます。

続きまして、引き続き共生・交流推進センターになっちゃうんですが、男女共同参画のほうでDV対策なんです、デートDVも含めまして啓発というのは次年度はどのように行おうのでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 そちらにつきましても、ホームページや学校でもそういったデートDVの教育等も実施しておりますので、そういったところも含めて啓発のほう行っていききたいと思います。以上です。

○内田 これ重要な問題でもございまして。それで、啓発が今までではもうちょっと踏み込んでいただきたいなというところ、防止啓発、もう少し踏み込んでいただきたいなというところもございまして、このDVに関しましては被害者を絶対的に守り抜くという姿勢が大変重要なのと、一方でもうちょっと考えてもいいのかな。やっぱり将来的にDVを撲滅していくということになると、加害者の精神的な立ち直り支援というのが、精神面のケアとか立ち直り支援が必要だと思うんですね。そこら辺まではやっぱり次年度は踏み込んでいただきたいなと思うんですが、見解お示してください。

○共生・交流推進センター所長 加害者側へのアプローチというところではあるんですが、なかなか難しい問題かなとは考えておまして、国のほうでもたしか加害者プログラム等、そういった指針のほう最近ちょっと設けたと思っているんですが、そういった実証実験等もしながら、今ようやく進めているようなところだと思っています。市町村レベルではたしかまだ取り組んでいるところがなくて、都道府県レベルでもごく僅かのところにとどまっていたかと記憶しております。ということで、こちらにつきまして次年度即というところは難しいとは思いますが、国の動向、都道府県の動向、こちらのほうをちょっと見ていきたいと、注視してまいりたいと考えております。以上です。

○内田 単年度ごとの対策も重要ですし、被害者を守り抜くということも重要ですが、将来的な撲滅ということを考えると、単年度だけで完結する事業ではなくて、将来性を見据えていくという意味ではやっぱり加害者の医療機関への受診勧奨とか、あるいは立ち直り支援プログラムとか、そういった指導もしていけないと、またDVというのは、虐待もそうですけれども、連鎖していつてしまう傾向がございますので、その辺はしっかり国の動向や近隣自治体の動向に注目していつていただきたいというふうに思います。

続きまして、同じくまた同じ所管ですみません。パートナーシップ、ファミリーシップ制度ですが、周知が今のところそんなに十分とは言えないという率直な意見を申し上げちゃうんですが、次年度この周知はどのように進めるんでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 周知につきましては、今現状ホームページ等を中心に掲載させていただいているところですが、その周知度合いについて、委員さんから言われるとおり、課題を感じていますので、ちょっとその辺につきましてはどういったアプローチが有効なのかというのとも考えていきたいと考えております。以上です。

○内田 その点はぜひよろしく願いいたします。本来決算でお伺いするべきところ恐縮なんですけど、届出件数というのは制度が始まって以降どのように推移していますか。

○共生・交流推進センター所長 届出依頼、年間大体20件前後ぐらいで推移しておまして、こちらは今年度2月末現在の数値ではあるんですが、49件届出がございました。以上です。

○内田 ありがとうございます。これで周知を徹底していくことで本当に必要な方に制度が行き渡ると思いますので、推移も伸びてきていますので、ぜひ必要な方に制度が行き渡るように次年度の周知をお願いするところです。

続きまして、市民活動支援課さんに移りますが、市民公益活動促進基金、それから市民公益活動育成補助金、それから今度は地域活動ですが、地域活動支援補助金ですけれども、まず現段階で次年度の登録団体、それから補助金支給団体の数をそれぞれ教えてください。

○市民活動支援課統括リーダー まず、愛らぶ基金の登録団体は、令和7年度当初

23団体になる予定です。補助金の交付団体は、10団体の予定となっております。以上です。

○内田 その補助金というのは、たまごコースという理解でいいんですか。

○市民活動支援課統括リーダー 失礼いたしました。この補助金は、愛らぶ基金のほうの寄附で集まった分の補助金になります。以上です。

○内田 あと、ちょっと経年の推移をお尋ねしたいんですけれども、増減の状況についてそれぞれ教えてください。

○市民活動支援課統括リーダー 登録の団体数については、27団体で推移していたところなんです、令和7年度当初は23団体ということで4団体減少となっております。愛らぶ基金の補助金の交付団体数については、大体10団体で交付をしているところです。以上です。

○内田 愛らぶ基金のほう若干減ということですが、その原因はどういうことになっていきますでしょうか。

○市民活動支援課統括リーダー こちらについては、まず団体が1団体解散するということと、あとは御自分の団体が自立して寄附を集めることができるようになったということを伺っております。以上です。

○内田 自立して寄附を集める団体は、認定NPOになられたという理解でいいんですか。

○市民活動支援課統括リーダー そこは、申し訳ございません、認定NPOではなく、御自分たちの活動の中で集められるようになったと伺っております。以上です。

○内田 分かりました。ありがとうございます。地域活動支援補助金（＋10（プラステン））のほうの状況を教えてください。

○市民活動支援課統括リーダー プラステンの補助金については、令和6年、令和7年ともに10団体の交付となっております。以上です。

○内田 同じ団体がほかのテーマで補助金の支給を受けるという事例というのもあるのでしょうか。

○市民活動支援課統括リーダー テーマに4つのテーマがございまして、1つのテーマについて3回応募することができるようになっておりまして、令和5年度から令和6年度、2団体が同一の町会となっております。以上です。

○内田 今回新年度からホームページを作成したりとか、本会議でもどなたか質問されていましたが、そういうところが拡充されているということも聞いておりますので、そこら辺は十分進めていっていただきたいですし、地域支援団体、地域活動団体の活動とか市民公益活動団体については、私もほかの自治体からいくと柏市は市民活動とか地域活動が盛んだということで、お褒めの言葉をいただいています。この事業については、引き続き進めていっていただきたいですし、市民公益活動団体というのはほかにもたくさんあるんですよね。その団体にもこういう補助金制度があることを周知していただきたいなと思います。ちなみに、市民公益活動団体、登録している団体というのは全部で何団体ですか。

○市民活動支援課統括リーダー 現在で427団体になっております。以上です。

○内田 活動の濃淡、温度差はもちろん団体によってございますけれども、できれば市民活動は盛んなまちになっていていただきたいことを願っているところです。

続いて、広報広聴課のほうに広報かしわについてお尋ねいたします。ホームページと併せまして広告を出していらっしゃるけれども、この広告収入について次年度見積もっておられる額をお示してください。

○広報広聴課長 令和7年度予算では、660万円で計上しております。

○内田 ホームページと広報かしわの内訳をいただいてもよろしいでしょうか。

○広報広聴課長 こちらも広告代理店の募集を行っておりまして、令和7年度の予定としましては1,200万ほどになる予定なんですけれども、そのうち1,100万ほどが広報紙、120万ほどがホームページとなる見込みでございます。以上です。

○内田 広告収入は増やしていくことには異論がないんですけれども、せっかく広報かしわとか市のホームページですので、地元の企業とか地元の産業を育成していくということが必要なんですが、たまに柏ではない、千葉県内でもないような、埼玉県とか東京都の企業、団体も広告に掲載していますが、この率というのを再確認させてください。

○広報広聴課長 現在ですと、公募の時点の仕様書の段階で広報かしわにおいては3分の2以上、ホームページにおいては半数以上を市内に本店、支店、事業所等が存在する事業者の広告とするということを求めています。以上です。

○内田 ホームページのほうも3分の2まで持っていくということとはできないのでしょうか。

○広報広聴課長 こちら地元企業の活性化ということは私どものほうもうたっているのですが、実際の募集の状況を見ますと、なかなか市内企業だけでは広告代理店のほうも集め切らないという現状もございます。また、例えばオンラインのものととか、市内の企業でなくても、もう一方の側面である市民への生活情報の提供という点では利益のあるものも、利点のあるものもあるかと存じますので、全体のバランスを見ながら進めてまいりたいと思います。以上です。

○内田 セット広告欄を出しているんですから、地元の企業の育成と雇用の拡大と民間サービスの提供と、それが両立するようにしていただきたいなと思います。

続いて、シティープロモーション課の新設についてでございますが、詳細については先ほどの議論でお聞きいたしました。経営戦略のほうにお聞きできればと思うんですが、この課の設立に当たっては担当部、広報部のほうからの要望が強かったのか、それとも市長のほうのトップダウンというんですか、市長のほうからの政策の御提言という、そちらの色のほうが濃かったのか、そこら辺のバランスをちょっと教えていただけますか。

○経営戦略課長 担当部からの発意があって、市長とも調整の上、決定をいたしました。以上です。

○内田 ありがとうございます。了解をいたしました。（私語する者あり）いや、終わります。以上で実は終わりなんです。ありがとうございました。

○次長兼防災安全課長 先ほどの防犯カメラの運用の件についてお答えしたいと思います。運用の中の個人情報の取扱いの遵守ということで、この要領に定める者のほか管理者、またはその運用に関する事務を行う者は、個人情報保護法の趣旨にのっとり当該街頭防犯カメラの設置、またはその運用が個人の情報に係る市民等の権利、利害を侵害することのないよう適切な措置を講じなければならないというふうに出発しております。罰則については、特段うたっていない形になっております。以上です。

○内田 了解いたしました。罰則云々以前に適切な活用していただけることが一番ですので、その点に期待しています。以上をもちまして私の議案第1区分に対する質疑は終わります。ありがとうございました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

○委員長 議案第43号、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第43号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 2時18分休憩

○

午後 2時28分開議

○委員長 それでは、お集まりのようですので、会議を続行いたします。

○委員長 続いて、議案第2区分、議案第36号、令和6年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本議案について質疑があれば、これを許します。

○若狭 お尋ねいたします。地域活動で文化施設の修繕等事業で市民活動支援課で、こちらが文化会館のスプリンクラーポンプの修繕の工期が延びたということを知りました。こちらのまず工事完了予定日は、現在のところいつの予定でしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 当初の工期は年度内に収まる予定だったんですが、今回金額を見直しまして、7月末を予定しております。以上です。

○若狭 結構延びるんですね。延びた原因ってどんなことがあったんでしょうか。

○市民活動支援課統括リーダー 今回工期が延びた原因なんですけれど、実際に契約が終わって、現地に業者が入ったときにポンプを交換するに当たってその周辺の設備などもちょっと移設をした上でじゃないと部品等が運び込めないということが分かりまして、予期していなかった工事を増やさざるを得なかったということで、これが原因となっております。以上です。

○若狭 分かりました。こちらの文化会館は、何か耐震性とか、その辺ってどうなんでしょうか。問題、耐震診断は最新でいつ行って、大丈夫だったのかということをお聞かせいただけますか。

○市民活動支援課主査 柏市民文化会館は、平成26年、7年にかけて大ホールについて耐震改修工事を行っておりますので、耐震性については保たれているものと認識しております。

○若狭 分かりました、

続きまして、では10ページ、防災施設及び防災資機材等の管理事業、こちらも繰越明許費として計上されています。こちら工期が延びたという理由でしょうか。

○次長兼防災安全課長 こちらは、何個かの項目がございます。まず1点目、防災資機材の管理事業です。こちらにつきましては、災害医療検討会という組織の中で病院さんと会議体を持っておるんですが、この中で災害時に向けた薬の備蓄というもので推進を図ろうというものです。こちらの備蓄の内容につきまして、病院側と協議が長引きまして、今年度内の完了が難しいというものがまず1点。2点目が、大堀川レクリエーション公園への進入路ということで9月の段階で補正をさせていただいた案件がございました。こちらのところの測量と設計委託、地質調査、これ3本出ささせていただいておるんですが、測量のほうと設計のほう、こちらがちょっと年度内工期が間に合わないかなと。ただ、地質のほうも年度内完了を見越しておるんですが、この時点では計上させていただいております。3点目が防災通信設備の設置工事ということで、本庁と消防局、分庁舎1、上下水道局、こちらのほうにスターリンクの導入を進めてまいりましたけれども、これの固定化する設置の工事費、こちらのほうが関係の各管理者のほうと協議のほうが結構時間要しまして、まだできていない、繰越しということでございます。最後に、あと1点が耐震性井戸付貯水槽の修繕ということで、柏市役所の耐震性貯水槽、こちらのほうを200万程度、290万計上がなされておるんですが、これは何とか年度内の完工が見込めるかなということで考えております。以上です。

○若狭 分かりました。補正予算、以上です。

○委員長 ほかにございませんか。――なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

○委員長 議案第36号、当委員会所管分についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第36号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第2区分の審査を終了します。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。お疲れさまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○委員長 次に、議案第3区分、議案第1号、柏市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号、柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、柏市職員公益的法人等派遣等条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第7号、柏市一般職職員給与条例及び柏市企業職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、柏市職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、柏市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号、柏市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、柏市近隣センター条例の一部を改正する条例の制定についての11議案を一括して議題といたします。

本11議案について質疑があれば、これを許します。

○若狭 ではまず、1号について質問させていただきます。この議案説明資料の2枚目の(2)のスマートフォンを用いたコンビニ交付申請の件なんですけども、これの図を見ると、確認ですが、これまでは行政手続等情報通信技術利用条例に基づいて対応していた。今後、これ現状のままでも対応は可能だけでも、今回性別の削除等で改正を行うから、一緒に改正しようという、こういう認識で間違いないでしょうか。

○市民課長 委員御指摘のとおりでございます。以上です。

○若狭 分かりました。現在、ということはこれを機に条例を整理しようというお話だということですね。2月1日からコンビニ交付150円になっていると思います。こちら現状での件数の推移などは、何か出ていますでしょうか。これは、スマホの申請、カードに限らず、トータルでも大丈夫です。

○市民課長 コンビニ交付につきましては、ちょっとまだ現在データが取れておりませんので、現時点では御報告は難しい状況でございます。以上です。

○若狭 分かりました。

では、議案第2号のほうの質問させていただきます。こちら、今回19事例を情報

連携させるということでございます。こちらに関しては、私のほうはそもそもマイナンバー制度に対して反対の立場でございます。今後マイナ免許証のほうとも連携して、口座情報もひもづけしているんだけど、やっぱり口座が今度振り仮名表記だったからということで、振り仮名のほうも表記させるというの、どんどん、どんどん改修していく。今後また新しいマイナカード更新して、振り仮名、ローマ字、西暦で表示というふうなことに変わっていく。これがやはり自治体への負担になっているというところと、そもそものこの制度のほうに反対の立場でございます。こちらに関しては、ただし申し添えておきますと、そこに大変な、柏市の職員としての取組に関して批判しているという。反対しているわけではございませんで、ということで質問でございます。今後実施予定の事例というのがまだ残り3事例あるということでした。残りの3事例、どのタイミングで行われるかというの、予定はございますでしょうか。

○D X 推進課長 ちょっとまだ確実な日程は申し上げられないんですけども、早ければ1年後の3月議会かなというような形ですが、担当課のほうでまだ協議中ということでございます。以上です。

○若狭 分かりました。

では、これに関しては、次行きます。3号の議案についてです。柏市職員勤務時間条例の一部を改正するということで、こちら確認ですが、残業時間が免除になるということで、これは残業が免除になっても残業した職員については当然のことながら残業手当ってあるという認識で間違いないでしょうか。

○人事課長 そのとおり、実際にもし行った場合は当然支給するというふうに考えております。以上です。

○若狭 これが今現在3歳までに満たない子の方が対象で、今後小学校就学前のほうになりましたということで、拡大したということであります。この運用というか、現在って、運用ですよ。お子さんをお持ちの方にどのように何か声がけといいますか、しているのかというのを教えていただけますでしょうか。

○人事課長 この制度にかかわらず、勤務条件、休暇制度、いろいろ手引という形で職員が見えるように全庁掲示板といいますか、全庁的に職員が見えるように庁内共有といいますして、そういうところに格納してあります。あと、制度改正があったときですとか、そういったときには個別に周知したりということで行っておりまして、あとはそれぞれの職場で所属長なり上司がいろいろ声かけしたりしながら、休暇制度については周知されているものと認識しております。以上です。

○若狭 なかなか自分から、帰る時間になっても仕事が残っていて、ぱっと帰れないこともありますんで、その辺は上司のほうで配慮いただいているということで分かりました。よろしくお願いします。こちら今後なんですけども、就学前の子で、小学生以上も対象にさせていただきたいなと思っています。というのは、特に低学年のお子さんがある場合でもやはり非常に同じように早く帰らなければいけない状況ってたくさんあって、特に不登校の子供を抱える保護者もいると思うんですよ。

小学生の高学年になってもやはり不登校になってしまって、仕事を替えなきゃいけないとか辞めなきゃいけないという方も中にはいたりするんで、そういったところもカバーして行って、今後やっていただきたいなと思います。これは要望ですね。こちらの対象者のちょっと件数だけ教えていただいてもよろしいでしょうか。現在の3歳に満たない子の対象者数、そして改正後、小学校就学前の子の対象者数というのは分かりますでしょうか。

○人事課長 すみません。ちょっと対象の数は今把握しておりませんので、後ほどもしお答えできる数字が整えられれば、お答えさせていただきたいと思います。相当な人数には上るかなというふうに認識しております。以上です。

○若狭 分かりました。じゃ、後でよろしく願いいたします。この議案の中の(2)ですね。これもそうすると、介護休暇、これもちょうと件数お聞きしようかなと思ったんですけども、後ほどですかね。今介護休暇の取得件数と取得率というところもちょうとお聞きしたいなと思ったんですけども、いかがでしょうか。

○人事課長 今ちょっとお答えできるものとしましては、介護休暇の取得状況につきまして、介護休暇ですとか介護時間とか幾つかある、短期介護休暇とかあるんですけども、トータルで令和5年度が80人、令和6年度1月末時点で85人ということで少し増えているような状況です。以上です。

○若狭 分かりました。これも同じように、この制度が通ったら発信はどのようにお伝えするというか、周知する予定でしょうか。

○人事課長 こちらの制度も先ほど申し上げたような形での周知案内に加えて、個別に人事課に相談に来られたりする方もいらしたりしますし、あとは人事課が行っている研修の場でこういったことを周知するということも今考えております。以上です。

○若狭 分かりました。ぜひその辺の発信をしっかりと皆さんにお伝えできるような取組をお願いいたします。

では次、議案第4号でございます。こちらが自治体新電力会社の退職派遣について、こちらはちなみにというか、退職金支給のタイミングというのはどの段階で行われるのでしょうか。

○人事課長 退職金は全部株式会社への派遣が終わって、市に戻ってきて、さらに定年なり自己都合なりで最後市で退職するときに全部通算して、不利益ないように計算するということになります。以上です。

○若狭 じゃ、一旦退職を取るけども、復職してから、定年を迎えて、退職のタイミングでということでした。これ休職の形を取らなかった理由というのは、何かあるのでしょうか。

○人事課長 一応もともと派遣に関する法律、これに基づいて派遣条例と、このようなものがあるんですけども、その中でこういった株式会社への派遣については基本的に退職をさせて、身分をはっきりさせてという仕組みになっておりますので、すみません、もともとの趣旨がちょっと今お答えできないんですけども、こういっ

た形で行うことが前提というふうになっております。以上です。

○若狭 分かりました。あと、何人派遣の予定でしょうか。最後にそれだけお願いします。

○人事課長 一応2人を予定しております。以上です。

○若狭 分かりました。

では、次は11号の議案についてでございます。沼南近隣センターの件ですね。これ現在のまず沼南近隣センターの平日、休日の利用者数を教えていただけますでしょうか。

○沼南近隣センター所長 令和5年度の1年間の利用者数は5万4,867名でございます。

○若狭 分かりました。これは平日、休日問わず、年間というお話でございますね。ありがとうございます。これは、まずこれネット……先にこれを聞いてすみません。大規模改修した場合の費用は、一般質問のときの答弁で耐震補強と天井の補修で4億で、それ以外の保全工事、営繕工事、ホールの設備改修を含めると20億を超える、期間は2年ぐらいかかるということで、これは間違いないでしょうか。こういう認識で間違いないでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 トータル、総額で約20億という御説明です。以上です。

○若狭 分かりました。あと、建て替えした場合の費用の試算みたいなものって何か分かるのでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 大体構造は鉄骨、RCだと思うんですけど、規模にもよると思うんですが、概算ですけど、10億程度はこちらかかるのかなと思っております。以上です。

○若狭 なるほど。そうすると、大規模改修したほうが20億ということにかかっちゃうよということですね。庁内の、職員の中の建築技師がこれ以上ちょっとつり天井を外したときに耐震性が保たれない、危ないというふうな判断をされたということでしたけども、ほかの業者さんにお問い合わせしなかったということなんですけど、そこはやっぱり難しいんですかね。ほかの会社さん何社かに見てもらうということは、しなかったのでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 先ほど20億程度という概算をはじいていただいたのが都市部ではじいていただきまして、今回ネットを張ると耐震化が弱まるということは設計会社に委託しまして、数値で表してもらったものです。以上です。

○若狭 それで、その上でじゃ設計会社に見てもらった。現状は、つり天井のところは今って何か工事は触ってしまっているんですか、それとも……その辺のちょっと状況を教えていただけますでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 安全対策が全く取れていない、取れなくなったという結果が出まして、当面利用者が3月末までは使えますので、天井は何も手はつけていないんですが、例えば地震等があった場合の避難経路なんかは各利用者にその都度御案内をしているという安全対策を取っております。以上です。

○若狭 危険性が非常に危ないというふうに見たというのは、実際に工事をちょっと進めてしまった、それで分かったということなんでしょうか、これは。

○次長兼市民活動支援課長 工事はまだ進めていない、設計の準備段階でネットを設置した場合耐震に与える影響はどうなんだという調査をした結果が出たということです。以上です。

○若狭 なるほど。そうすると、今3月末で休館というか、閉館という形だと思います。何か私としてはまだまだやれることはあるのかなというのは感じていまして、例えば危険だって判断したのが1月中旬で、そこで分からないですけど、予約が入っているけども、その辺もキャンセルして、休館して、まずは安全が第一であればそのようにして、その後どうするかというような検討を行って閉館するのか、それともまだ何とか別な方法で維持できないのかということができなかったのかなというのは思いますが、この辺についてはいかがでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 これまでも令和3年に耐震診断取った後、令和4年から大規模改修とか建て替えとか、あとは一部の改修とかいろいろ様々な検討した中で、一番取りあえず最も危ないであろう大ホールのつり天井の対策を取っていたんですが、それすら対策が取れなくなったということでの判断で、それが1月末に出たということで、安全対策ができないというリスクが分かった以上はこのまま利用者にはお返しするのはどうだろうかという判断で、3月末とさせていただいた経緯がございます。

○若狭 あとは、じゃちょっと最後に、設計会社1社に見てもらったと。そこで、やっぱりセカンドオピニオンじゃないですけども、本当にそうかなということでもう1社、2社、現地を見てもらうということとはできないもんなんでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 今回結果報告をいただいた、お願いした設計会社は実は令和3年に耐震診断を実際行っている設計業者でありまして、建物と構造上に精通しているということで、一番よく分かっている会社をお願いしたということで、1社ということにしました。

○若狭 なるほど。分かりました。あと、これ確認ですけども、ホールのほうをそこだけ使えないという状態にしたとしても、建物全体の危険性があるということで閉館を考えたという話ですけども、現時点ではということは耐震性は今保たれていない状況なんでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 耐震診断のやり方というのが何か年々精度が高くなっておりまして、ここは大変複雑な構造になっているもんですから、建物全体では数字的には大丈夫なんですけど、ゾーンごとに数値をはじいていく中で弱い部分が幾つか見られるということで、例えばホールだけをやめたとしても何か大きな地震があったときには弱い部分から引っ張られて、全体に影響、建物に影響を及ぼすんじゃないかという都市部の見解もございまして、それも含めて総合的に判断した次第です。

○若狭 分かりました。ありがとうございます。私のこの区分は以上でございます。

○永山 よろしくお願ひします。4号と11号の2つお伺ひさせていただきます。まず、4号からですが、これ条例改正が今回自治体新電力を立ち上げるということで改正をするということですが、当然ほかにもこういう会社が立ち上がった場合に適用される条例だというふうに考えております。そういった中で、まず派遣期間が3年以内、延長不可となっているんですが、2年でもなく、4年でもなく、3年とした理由は何か環境部と話し合いは、どういう議論があったのか、教えてください。

○人事課長 これは、もともと法律のほうでこういったことを地方公共団体が定める場合は派遣条例、3年以内ですとか給与の支給は派遣先が負担ですとか、そういったところが原則として定められておりまして、こういった条例をつくる自治体は基本的にこういったルールに基づいてつくっているということなので、独自で5年に延ばすとか、1年にとっている自治体は恐らくないんじゃないかなというふうに認識しております。以上です。

○永山 ありがとうございます。せっかく立ち上げから関わる人がこれから行くと思うんで、3年は短くて、もったいないなと思ったんで、ちょっと聞いちゃったんですが、法律の縛りがあるということなら致し方ないなというふうに思いますが、ごめんなさい、例えば3年で終わって、戻ってきて、半年とか1年働いて、もう一回3年行くというのは可能なんですか。

○人事課長 そこ想定あまりしていないんですけれども、制度上、この法律の解釈をそこについて意識してそこは確認したことがないので、明確にはお答えしづらいんですけれども、すみません、ちょっと今すぐお答えできません。

○永山 ありがとうございます。ごめんなさい。繰り返しにはなりますが、3年って何かやっぱり一般企業とかの部署異動とかを考えてもちょっと短いのかなというふうに思いますので、別に抜け穴を使ってもう一回派遣してくださいってお願いするものではないんですけど、一応その点確認だけしていただければなというふうに思います。

次、11号に移らせていただきます。本会議でこれは柏市の暴挙だと言った人もいますが、私は決してそんなことは思っていないという視点でちょっとお伺ひをさせていただきますが、議案のほうを拝見すると、一般質問とか、これまでのいろいろな議案説明とかのやり取りの中で基本的にはサイズの問題は別にしても新しいものを整備する方向で考えた上で、今回保健センターに一時的に移しますということでの多分今回の条例の改正だと思うんですが、議案のほうの正式なほうの文書を見ると、何かそういった新しいものを建てる前提ですよ的なものが書かれていないんですが、これは再度確認ですが、あくまで地元の人と利用率とか、そうしたニーズとかいろんなこと考えた上で、基本的には新しいもの造るということでこれはよろしいんですか、書かれていないんですが。

○次長兼市民活動支援課長 条例には記載することができませんので、これから第2期の公共施設総合管理計画の上でも建てる前提の記載もしておりますので、こちらは新しい近隣センターを建設する方向でこれから進めてまいります。以上です。

○永山　じゃ、そちらは信頼しておりますので、ぜひ進めていただいて、今回の閉館も市民の皆さんの安全を第一に守るという視点でやられたことだと思いますので、残念ではありますが、新しいほうはしっかり進めていただければなというふうに思います。私からは以上です。

○矢澤　それでは、3号議案からお願いします。これ先ほども論議になっていましたけども、育児を行う職員の時間外勤務免除の対象が3歳未満から小学校入学前までというふうに拡大されるものですが、時期によっても違うと思うんですけども、時間外勤務が多い部署とそうでない部署があると思うんですけども、これはこういうふうなことになった場合、人事にこれが影響してくるということはあるのでしょうか。

○人事課長　人事への影響というのは、昇格とか昇任とか人事異動とか、そういう御質問かと思うんですけども、時間外勤務ができるかできないかというのは、この制度が拡充されてもされなくてもプライベートの事情とか体調の事情とかで時間外勤務が困難で、そこは職場でそれぞれ配慮してという方も現状いらっしゃると思います。特段昇格とか人事異動とかで直接何かそれが大きく影響するというふうには私は考えておりません。時間外勤務できる、できないもそうですけど、あと時間内にどのような仕事ぶりだったかですとか、あとその方の適性含めて総合的に判断していくということになりますので、直接これを、免除の申請したからといって何か大きな影響は考えにくいんですけども、ただ恒常的に時間外勤務が多い部署にこういった申請をする職員がたくさん多く配属するというのは恐らく難しくなってくるのかなと、そういうことはあるかと思っております。以上です。

○矢澤　もちろん昇格とか昇給とか、そういうことに影響がないとは思いますが、してはいけないと思うんですけども、だから活用したら、それが不利益になるというふうに職員が思うような対応にはならないようにぜひしていただきたいというふうに思います。もう一つは、条例改正の内容、この中に仕事と介護の両立に資する制度をお知らせすることというのがわざわざ書いてあるんですけども、これは先ほどの答弁の中でもしているというふうなことなんで、改めてなぜこんなのがかかれていたのか、がちょっとよく分かんなかったんですけども、柏市としては制度の変更とか、それからあと新しくできたとかいうふうなことはもちろん当然ですけども、それ以外でも日常的に基本的な制度については知らせているということではよろしいのでしょうか。

○人事課長　この条例改正につきましては、国の法改正、民間企業も含めてこういった制度を官民含めてきちんと周知して、働きやすい職場をつくろうということの流れによるものですので、もともと自治体はこういったことをふだんから周知しているところが多いかとは思いますが、そういったのを補完するような形で法改正があって、市としてもそこはしっかりと条例を改正して明記していくということになります。周知につきましては、先ほどお答えしましたとおり、もともと全職員が見れるようなところで手引を載せていたり、あと今後は研修の場とかで、今回の条例

改正も踏まえて、研修の場を用いて周知していくということも考えております。以上です。

○矢澤 分かりました。しっかり周知をよろしくお願いしたいと思います。

では、4号の自治体電力への職員の派遣の問題で、先ほど2名程度という話がありました。人事課の所管ではないかもしれないんですけども、派遣社員含めてこの自治体電力は社員全体で何名ぐらい想定しているか、分かるでしょうか。

○環境政策課長 現在想定している社員数ですが、退職派遣の職員2名で賄っていくことを想定しております。以上です。

○矢澤 これ派遣する社員だけで、ほかに別の社員はいないということでしょうか。

○環境政策課長 現時点では、退職派遣2名で業務を担っていけるというように判断しております。以上です。

○矢澤 分かりました。あと、派遣後の復帰のことについては先ほども話があったんですけども、基本的にはよく教員なんかも学校の教員やっていた人が市役所の、市のほうの教育委員会に入るとかいうふうなことでまた帰ってくるとかあるんですけども、これ最終的に、退職金のことがさっき出ましたけれども、帰ってきた後の給与とか昇給とかいうふうなことは、違うあれにはなるかもしれないけども、基本的には本人が不利益にならないようなというふうな形では対応が取られているのでしょうか。

○人事課長 そのとおり、派遣していた期間も市の職員だったというふうに想定して、不利益のないように復帰後も昇給とか昇格とか、そういうふうに不利益ないように運用してまいります。以上です。

○矢澤 分かりました。あと、今回出されたものの中に復職のところに地方公務員の欠格事項に該当する場合を除き再び採用されるってあるんですけども、確認ですけど、この欠格事項というのはどういうものでしょうか。

○人事課長 これは、地方公務員法で定められているもので、もともと地方公務員自体になれないというところで、例えば禁錮以上の刑に処せられて、執行終わるまでの方とか、そういったものが対象になります。以上です。

○矢澤 分かりました。

それでは次に、6号、刑法等の一部改正する法律の施行の関係条例の整理の問題なんですけれども、これについて伺います。これ懲役と禁錮、これと一緒にして拘禁刑にするというふうなことなんですけれども、懲役と禁錮、この違いはどんなものですか。

○行政課長 懲役と禁錮の違いにつきましては、改正前の刑法におきまして懲役は刑事施設に拘置して、所定の作業を行わせると規定されておりまして、禁錮刑は刑事施設に拘置すると規定されておりまして、両者の違いは労働を強制されるか否かによって区別されているものでございます。以上です。

○矢澤 これがこれまで別々だったものを一緒にするというものの、なぜこれがま

とめられたんでしょうか。

○行政課長 これまで懲役と禁錮が分けられていた理由につきましては、懲役において義務づけられている作業が過去の犯罪に対する報いとか懲らしめとして科されるものであるという考え方を前提とした上で、そのような作業を行わせることがふさわしくない、また一定の犯罪による受刑者に対しては拘禁に純化した刑として禁錮を科すべきとする考え方によるものであったというふうに理解しているところでございます。以上です。

○矢澤 早口でちょっと理解するの大変なんですけれども、私懲役というのは例えば殺人とか放火とか強盗とか、そういうふうな犯罪で、今答弁あったように、作業とかいうふうなことがある、科せられるというのがあって、禁錮というのはどっちかという政治犯とか過失犯とかというふうなことが禁錮になるというふうに聞いていました。それが一つにまとめられて、今度はいわゆる作業とか指導とかいうふうなのが行われるというふうなことなんですけれども、改正後の中に、市の資料の中に改正後の12条3項にある、また必要な指導を行うことができると書いてあるんですけれども、この必要な指導というのはどんなものんでしょうか。

○行政課長 必要な指導、刑法の一部を改正する法律案に関する国会での審議におきまして、犯罪の責任の自覚と規範意識の涵養や健全な社会人たるに必要な能力の獲得を目的とした改善指導と、あと社会生活の基礎となる知識の習得等を目的とした教科指導が挙げられておりまして、学力の不足が顕著である、あるいは高齢で福祉的な支援が必要である、あるいは薬物等への依存が見られるなどなど受刑者が抱える多様な問題や特性に応じた柔軟かつ効果的な処遇を行うことを目的として行われるものとして、政府関係者から国会において説明があったというふうに承知しているところでございます。以上です。

○矢澤 これに関して、国連の被拘禁者処遇最低基準規則というのがあるんですけれども、その中身も含めてこれとの関係はどうなっているんでしょうか。

○行政課長 まず、中身はということでございますけれども、この国連被拘禁者処遇最低基準規則、いわゆるネルソン・マンデラ・ルールズにつきましては、被拘禁者の処遇及び施設の管理についての最低限の基準を示したものでございまして、平成27年に国際連合で採択された決議でございます。その第3項におきまして、自由の剥奪以上に苦痛を増大させてはならないという旨が規定されているところでございます。この点と拘禁刑との関係につきましては、刑法等の一部を改正する法律案について国会での審議におきまして、国からはまずこの国連被拘禁者処遇最低基準規則は法的拘束力のある国際約束ではないとした上で、拘禁刑においては作業や指導を報い、懲らしめとして科すというよりも、むしろ罪を犯した者の改善、更生、再犯防止という特別予防のために科すものとして位置づけていること、また個々の受刑者の特性に応じた柔軟かつ効果的な処遇を目指すために受刑者の個々の問題、特性に応じた作業、指導が必要と認められる場合にはその実施を専ら受刑者の意思に委ねることは適当でないと考えられるものの、実務上は本人に対する動機づけな

ど必要な働きかけを行っているところであって、受刑者の効果的な処遇に努めていくとの説明がなされていたものと承知しているところでございます。

○矢澤 分かりましたというほどなかなか全部すぐ理解するというのは難しい中身なんですけれども、これ確かに法的拘束力はないということは言っていましたけれども、一応国際連合で決議された中身なんで、これ可能な限りやっぱり努力すべきだというふうなことだと思うんです。なぜことを言うかといいますと、これつまり今まで禁錮刑と言われている人たちに対しては、そういうふうな指導というのはなかったんですよ。それを一緒にしちゃって、そういうこともできるようにするというふうなことなんです。先ほど言ったように、禁錮というところのほうは政治犯とか過失犯が多いと。そういうふうなことで、新たに改善、更生や再犯防止というふうなことを言いながらも、現実には戦前は治安維持法とか思想犯保護観察法とか、そういうのがあって、国民の運動が抑えられたり、拷問や虐待があっただけじゃなくて、再犯防止とか再教育って名前で考え方変えろとか思想を変更しろみたいな、そういうふうなことがずっと行われてきたわけですね。ですから、こういうことができるような要素を残すというのは、やっぱりちょっと問題だというふうなこと。すぐやるかどうかは別けれども、そういうことができるような条文、形にしては私はいけないというふうに思うんです。ですから、この法律そのものを反対私はしているんで、この条例にもちょっと賛成はできかねるということを言いたいと思います。

次、7号の柏市一般職職員の給与条例及び柏市企業職員条例、一部改正する条例ということなんですけれども、これ人勸に基づいて扶養手当の支給対象と額とか通勤手当、こういうのを上限とかいうふうなことで改定されるんですけれども、配偶者の不扶養手当の件についてですけども、今回、配偶者手当を廃止して、子に係る手当を拡充するというんですけども、この変更の必要性というか、なぜこれが必要なのかということについてどういう認識持っていますか。

○給与厚生室長 委員のおっしゃったとおり、配偶者に係る扶養手当の廃止につきましては、令和6年の人事院勧告、給与制度のアップデートの中で示された内容というふうになっております。配偶者につきましては、配偶者の働き方ということで共働きが増えているということ、そういった環境の、社会状況の変化、それから少子化対策に対応するというので、子育て支援のほうに重点を置くということで受け止めております。以上です。

○矢澤 配偶者手当がなくなって、子供のほうにやるというふうなことです。これになると、現実的には不利益になる職員もいるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○給与厚生室長 委員のおっしゃるとおり、今まで配偶者の手当を受給を受けていた職員にとってはその分が受けられなくなりますが、おっしゃるとおりで、という認識でございます。

○矢澤 これも調べましたら、子供が2人までと3人以上いる場合でちょっと違う

ような感じがします。扶養手当が子供が2人までの家庭だと、ちょっとこれ保護者の扶養手当がなくなった場合、不利な感じが、不利になる可能性が大きい。3人以上になると、それが子供のほうが手当が増えたほうがよくなるみたいな、そういうのがあるんですけども、でも子供がずっと手当もらうわけじゃないんで、扶養手当が最終的には減る方向になるじゃないかというふうに見られています。でも、そういうふうなこともあるということで、いろんな面で配慮していく必要があるんじゃないかなって思います。これこの案件というのは、組合との関係とかあると思うんですけども、その辺はどうなっていますか。

○給与厚生室長 職員組合側とは合意に達しておりまして、確認書を交わしております。以上です。

○矢澤 分かりました。ということで、先ほど言ったように、いろんな面で配慮していく必要があると思う……反対するもんじゃないんですけども、配慮していく必要があると思います。じゃ、以上で質問終わります。

○人事課長 すみません。先ほどちょっとお答えできなかった部分について追加でお答えさせていただきます。まず、議案第3号の勤務時間条例のほうなんですけど、時間外勤務の免除の対象となる職員数です。少しちょっと推計的なデータにはなってしまうんですけど、まず小学校就学前子を持つ職員数はおよそ540人程度と見ております。全職員の2割弱かなというふうに見ております。そのうち3歳に満たない子を持つ職員数は、ちょっとこれは年齢からの案分のような形になるんですけど、なんで推計なんですけれども、恐らく540人程度の半数ぐらい、200人から300人程度というふうに考えております。

あと、議案第4号のほうで、3年派遣した後に改めてもう一度というところの御質問なんですけど、公務員の派遣の関係の法律が平成12年に統一的なルールを確立することが目的でつくられたもので、そのときの総務省、当時自治省ですけども、の通知文によりますと、やはり同じ職員を再度ということは一般的には適当ではないというような案内が出ております。こういったルール化をする必要性とこういった派遣をする必要がある株式会社の円滑な、そこら辺のバランスを取っていかねばいけないと思うんですけども、一応当時そうした数値が出ておりまして、まずはそこが基本になってくるのかなと思っております。以上です。

○渡部 それでは、第3区分について質疑を行います。1号、2号に関してはマイナンバーに関する事で、私どもやはりこれは慎重に検討すべき、一旦立ち止まるべきという立場ですので、1号、2号は反対します。それで5号の消防隊員の報酬についてです。今回資料も頂きまして、改めて自治体によって結構大きな違いがありますけども、この金額の決め方、恐らくその基準があるんじゃないかなと思いますけども、自治体によってどうしてこんなにばらばらなのかなということを基準に決めているのかなということについてちょっと御説明ください。

○参事兼消防団課長 国のほうでは、報酬の金額に関してなんですけども、団員に関しては3万6,500円という標準化で決めておりまして、それ以外に関しては各市町

村の3万6,500円の標準として各自治体で決めるような形になっていますので、ばらつきが生じるのではないかなというふうに考えております。以上です。

○渡部 自分の住んでいるところで活動するわけだから、他市に行くとか、そういうことではないけれども、やはり近隣と比較をして柏市って決して高いほうではないんですね。高いところいっぱいある。今回改正ありますけれども、その前に近隣市等の比較でもうちょっと金額を引き上げるとか、そういうことがもっと検討されてもよかったんじゃないかなと思うんですけども、その点はいかがでしょう。

○参事兼消防団課長 金額の設定についてなんですけども、まず中核市、それから千葉県内、東葛地域という形で調査してまいりました。柏市においては、東葛地域に当たりますので、まず東葛地域の水準が一番生活圏内も同じ、それから消防団の活動も同じということで、東葛飾地域をベースとして考えて設定いたしました。それで、浦安に関しては千葉県内でも突出しておりますので、浦安市を除いて、また柏市のほうが水準が低いものですから、その2つを除いて平均でバランスを考えて設定したものでございます。以上です。

○渡部 これは、消防団員にとって活動するに当たっては非常に大きな問題だと思いますので、今後もやはり必要に応じて金額は改正していただきたいなというふうに思います。それで、頂いた資料の中で他市にはないもので方面隊長、副方面隊長というのがあって、これ柏市独自で制定されているんですね。これについて参考までにちょっと教えていただけますか。

○参事兼消防団課長 この方面隊長と副方面隊長に関しては、本市の独自の職名でございまして、平成17年に沼南町と合併したときに機構改革ということで、旧沼南地域が方面指揮を執っておりまして、そのときに改正したときもそれを柏市も旧沼南の方式を取って、職名として本市に置いているものです。以上です。

○渡部 近隣ではちょっと見ない職名だったものですから、こういうことは沼南のほうの取り入れて、別なところでは沼南のほうが低いほうに合わされたりといろいろしているもんだなってちょっと感想持ちました。それで、消防団員に関しては、充足率、全国どこでもなかなか消防団員の成り手がなくて、柏市においても定数に対して現在どのくらいの充足率なのか、やはり地域で差があるのかどうかについてお示してください。

○参事兼消防団課長 充足率につきましては、令和6年4月1日現在で88.7%になります。すみません。もう一つの質問は……（「充足率がその地域で、充足している地域とここは特に足りないとかいう地域のアンバランスがあるのか」と呼ぶ者あり）旧沼南地域で柳戸の辺りと、あと戸張分団のほうでちょっと充足率が低くなっております。以上です。

○渡部 全国的に消防団員ってなかなか増えない、減っているというのがあるけど、例えば女性団員、あと学生団員については少しですけど、全国的に増えているんですね。柏市の状況はどうでしょうか。

○参事兼消防団課長 柏市におきましては、学生に関しては大学生、専門学生含め

て5人在籍しております。以上です。

○**渡部** 機能別団員数というのも今回いろいろ調べていって、機能別団員数というのがあるというのをちょっと私知らなかったんです。この機能別団員数というのは、柏市においてもいらっしゃるのでしょうか。

○**参事兼消防団課長** 柏市においては勤務機能別消防団員について導入しておりませんが、機能別消防団員というのは今現在男性の団員に関しては、全ての活動できるものが基本団員といいまして、限定する活動に関しては機能別消防団という制度がございます。これに関しては、地域に応じて制度を設けておりますが、柏市においては置いていないんですが、女性分団は災害に出ないですが、それ以外の防火指導とか、あと救命講習とか、幅広く実施しているところでございます。以上です。

○**渡部** 機能別団員数も全国の都道府県で見るとかなり差はあるんですけども、千葉県は結構多いんですね。だから、これも消防団員を増やす一つの方策なのかなと思ったので、ちょっと伺いました。それとあと、公務員の場合、許可があれば消防団員になれるという理解でよろしいでしょうか。

○**参事兼消防団課長** そのとおりでございます。以上です。

○**渡部** 柏市の職業別のところで公務というのが14人います。これは、地方公務員もこの中には入っているということでしょうか。

○**参事兼消防団課長** 入っております。以上です。

○**渡部** その人が働いている職場とかでいろいろだと思いますけども、私は地方公務員も消防団の活動、できれば例えば機能別団員とかにはなれるんじゃないかなと思ったので、そういうところも今後もっと検討していただければと思います。5号については以上です。

次に、7号、職員の給与条例の改正について、これちょっと1点だけ伺いたいんですが、特別勤務手当について一般の職員と管理職とでは支給にどんな違いがあるのでしょうか。

○**給与厚生室長** 一般職と管理職の特別勤務手当ということで、違いについてのお尋ねなんですけれども、柏市の場合管理職の特別勤務手当というのは災害対応の場合と選挙の対応の場合に出しております。選挙の場合、それから災害対応の場合、一般職の非管理職の職員ですと時間外手当の対象となりますが、管理職は時間外手当の対象になりませんので、条例に定めて、管理職の特別勤務手当というのを支給しているということになります。

○**渡部** そうすると、一般職の場合は例えば時給幾らの計算なんですか。それで、管理職の場合は時給という概念はなくて、何時間働いても一緒とか、そこに大きな違いがあるということでしょうか。

○**給与厚生室長** 令和5年度の平均の人件費で申しますと、非管理職の……今手元にある数字がちょっと年収ベースだったので、単価を確認いたします。すみません。管理職の特殊勤務手当についてなんですけれども、こちらについては例えば7級職、課長相当でありますと、1回当たり8,000円の支給ということになります。今回の改

正案では、もともとですと例えば大雨が来るからとかというようなことで残った管理職職員が午前零時以降に残った場合に支給の対象者となるという形になります。金額が変わるのかというお尋ねだったんですけども、実際の勤務が6時間未満の場合は1回当たりの額を支給、6時間以上になった場合には1.5倍の額を支給するというように定められております。以上です。単価確認いたします。

○渡部 つまり6時間未満であれば1回でその金額、それが例えば1時間でも5時間でも金額的には管理職の場合は変わらないという理解でよろしいのでしょうか。

○給与厚生室長 委員のおっしゃるとおりです。

○渡部 管理職には管理職手当があっても、やはりいろんな場面で大変だなとちょっと思った次第です。

8号についてちょっと1点だけ伺いたいんですけども、例えば1年以内で退職する職員というのは何人くらいいたのでしょうか。

○人事課長 採用後1年以内で退職をする職員につきましては、近年では本年度が今のところ4人、昨年度も同じく4人、令和4年度が6人ということになっております。以上です。

○渡部 せっかく採用されて、柏市ももちろん期待を持って採用したと思います。だけど、1年以内でやはり退職してしまう職員がいるんだなってちょっと思いました。以前採用されて辞退したとき、その理由についてアンケートを取ってみる、理由について調査するというような答弁があったときありました。退職について、1年以内で辞めてしまう方についてその理由とか、そういうのは柏市としては把握されているのでしょうか。把握していれば、どんなことが主な理由なんのでしょうか。

○人事課長 退職者につきましては、その年数にかかわらず、アンケートの協力を求めています。それで、アンケートの結果は本当に様々でして、前向きな転職であったり、個人的な、家庭の都合であったりとか本当に様々でして、なかなかちょっと傾向の分析というのが難しいかなと思っております。1年目の人に特化して内容をちょっと整理まではできておりませんが、個人個人それぞれ事情があって、またそこを正直にアンケートに答えてくれる方とそうじゃない方がいらっしゃると思っていて、なかなか把握は少し難しいですけども、引き続きアンケートに協力を求めて、何か大きな要因が確認できるようであれば、そこをきちんと対処していくというふうに考えてまいりたいと思っております。以上です。

○渡部 賃金について、公務員よりももちろん高い賃金の職場はたくさんあります。だけど、公務労働というところに魅力を持って採用された職員が引き続き働きやすいような職場であってほしいなと思いますし、恐らくパワハラで辞めるという方はいないというふうに信じておりますが、ぜひ職場環境の改善には取り組んでいただきたいと思います。

次に、10号、土地開発基金の問題です。一般会計に繰り入れることができるようになる議案ですけども、一般会計に繰り入れる金額なんですけども、これは現時

点で例えば全額入れるとか、目的以外は全部入れるとか、そういうことって何か決まっていることはあるんでしょうか。

○財政課長 土地開発基金につきましては、現在残高約50億円ございます。現状見込まれるこちらの基金の活用ですけれども、現在も土地開発基金につきましては用地の先行取得に活用しております。都市計画道路の用地等、先行取得行っているものございまして、現時点ですと約5億円程度を活用しておりますが、今年度中一時期6億円ぐらいまでいったものもございます。買戻し等進みますと、そちらの活用する残高は減るんですけれども、おおむね五、六億円を活用している。また、今回土地開発公社解散議案を提出させていただいておりますが、土地開発公社で保有しております土地、こちらについては土地開発基金の財源を活用して、一旦柏市のほうで購入するという形になっております。そちらが約12億円程度となりますので、こちらの12億円と道路用地等の先行取得に活用する5億円から6億円程度合わせまして十七、八億円、こちらについては当面使われる見込みでございますので、これらを除いた部分について取崩しする必要性が生じた場合には取り崩していくという形になるかと思いますが、50億円から約17億、18億差し引いた三十二、三億丸々じゃ取り崩してしまっていていいのかという形になりますと、全く余裕がなくなってしまうので、ある程度の余裕を持って残高は確保しながら、ただし活用する事業がございましたら取崩しをしていくというような形に備えたいということで、今回条例改正案を提出させていただいたというところでございます。以上になります。

○渡部 じゃ、つまり当分の間土地開発基金そのものはなくなる、存在するという認識でよろしいでしょうか。

○財政課長 おっしゃられるとおりでございます。以上になります。

○渡部 分かりました。

続いて、11号について伺います。本会議でも随分議論になっていました。先ほどの答弁でも新しい近隣センターを建てるということは前提だというような答弁がありました。それで、恐らく地域住民の人が非常に不安と不満に思っているのは、今回の決定するに当たってのプロセスの透明性、それと今後どうなるのかということについて地域住民とどういうふうに話し合いをしていくのか。もちろん代替施設の問題もありますし、それが遠かったらそこに行くまでのとかありますが、やはり地域の方と十分に検討して今後の方向性、建て替えはやるんだよと。だけど、それは現地だか分からない、隣接地か分からないと思いますが、あと規模、ホールは存続されるのかもまだはっきり決まっていないことだとは思いますが、そういうことも含めて地域の方と具体的に話し合いはすべきだと思うんですけども、その点はどうでしょうか。そういうことは今から計画されていて、どういうふうに地域の方の意見を取り入れるのか、決まっていることがありましたら、お示してください。

○次長兼市民活動支援課長 住民説明会でも御意見とか御要望がございました。特にこれから将来的に施設を利用する若者、地域を支える若者の声をうまく取り入れるために整備する上では検討委員会、準備会みたいなもの、例えばそういう組織を

立ち上げて、そこに上手に参画させて、地域の方、利用者の方の意見を反映できないかという御意見ございましたので、今後それについては前向きに検討してまいりたいと考えております。

○**渡部** そういうことをぜひ早くやっていただきたいというふうに思います。これからどうなるのかって恐らく皆さん不安に思っていますので、そこは今分かっていること、分かっていないこと、いろいろだと思えますけども、情報をきちんと開示していただいて、住民の皆さんの納得、合意の下に進めるという姿勢を出していただきたいと思います。私からは以上です。

○**給与厚生室長** 先ほどの非管理職の平均の単価について申し上げます。令和6年度当初の数値なんですけれども、1級から5級までの非管理職の単価が1,911円ということで、例えば10時までの残業ということだと1.25倍になりますので、2,389円ということになります。以上です。

○**内田** それでは、議案の第3区分に対する質疑をいたします。まず、議案第1号についてでございますけれども、確認だけさせてください。この議案第1号については、LGBTQの方へ性別の記載の削除、つまりLGBTQの方への配慮や条例の統一化が目的であって、マイナンバーカードの交付促進とかマイナンバー制度を政策として拡大していくとか、そういう目的は1号にはないという理解でいいでしょうか。

○**市民課長** 今委員がおっしゃったとおり、今回の改正につきましては国のシステム標準化に伴いまして印鑑登録の原票の取扱いの変更ですとか、あと性別欄の記載の削除、これらの改正に併せまして、これまでマイナンバーカードを用いたコンビニ交付の規定が別の条例で行われておりましたので、それを統一化することでございますので、マイナンバーカードの交付とは関連はございません。以上です。

○**内田** では、議案の第2号でございます。個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、先ほどの御答弁の中で今後來年の3月議会までに全て対象となる事務を条例化していくというような御答弁がございましたが、これに当たっては各担当に、所管課にDXのほうから照会をかけているのか、各担当課からのほうの要望なのか、そこら辺教えてください。

○**DX推進課長** どちらというのは明確には言えないんですけれども、基本的にDXのほうから国のこういう40の事例がありますので、それぞれの各課に対してあなたたちの事務は情報連携ができないかどうか検討してくださいというようなお願いというか、通知のほうはしております。以上です。

○**内田** 各担当課から要はキャッチボールみたいな形をしているように見受けられたんですけれども、これ情報連携することによって当然メリットもありますけれども、何か注意すべき点というのはDXのほうでは何か考えていますか。

○**DX推進課長** 特に注意する点というのはないんですけれども、今までと仕事のやり方が変わりますので、市側にとってその辺りであまりにも非効率にならないようなやり方になっていないかどうかといったところは注意すべき点なのかと思いま

す。市のほうが非効率になってしまつては、これまたあんまり意味がありませんので、その点に注意しております。以上です。

○内田 対象者とか各所管課によつての事務によつて対象となる人数とかに濃淡、温度差があると思うんですが、その辺で対象者が少ない事務についてはかえつて情報連携しないほうが事務は効率にいくんじゃないんでしょうか。

○D X 推進課長 今回の御指摘は、おっしゃるとおりでございます。ですので、40事例に入っている対象者がほとんどないような事務もございますので、そういったものについては今のところの情報連携を行うまでにはちょっと至っていないといえますか、今のところ対象外としております。以上です。

○内田 今回のところ40事務全てを条例化、情報連携の対象としなくても国のほうから指導やペナルティーが入ったりとか、そういうことはないですね。

○D X 推進課長 御指摘のとおり、やらなくても特にペナルティーのほうはございません。

○内田 この2号につきまして、情報連携の条例でございますが、私はこの条例につきましてやはりセキュリティーの問題もございますし、不利益が利益を上回る状態にあると思います。確かに利便性は向上されるし、市民生活にとってはプラスなのかもしれませんが、これは根本にマイナンバー制度の拡充という政策目的があるかと思しますので、この点は慎重に判断させていただきたいと思います。

続きまして、議案第4号についてでございますかね。職員公益法人派遣条例の改正についてでございますが、まず最初にこの条例は改正することによってほかの、例えばつくばエクスプレスの運営会社とか、そういうところにも職員は派遣、三セクですね、そういうところにも派遣できるようになるということなんですか。

○人事課長 柏市が出資していることを要件として条例改正しておりますので、今おっしゃられたつくばエクスプレスは広い意味では対象になります。ただ、今回また規則で具体的に社名を定めようと考えておまして、その中では取りあえず来年度設立予定の自治体新電力会社を対象に考えております。以上です。

○内田 では、その自治体新電力会社についてお聞きしますが、派遣する2名の職員に行っていただく事務の具体について教えてください。

○環境政策課長 現時点で想定している事務ですけども、まずは日々の伝票の出納、会計業務であつたりとか出納業務ですね。あと、自分たち2名の労務管理、それと初年度に関して言いますと、やはり会社の事務所をどこで借り上げるのかとか、あと社会保険の加入の手続であつたりとか、雇用保険の手続、そういったもろもろの手続を2名で担っていただくこととなります。本格的に事業を開始します令和8年度4月以降に関しましては、今度料金の請求業務などもそういったことに加わってくる予定でおります。以上です。

○内田 事務所の設置位置は、どこになりますでしょうか。

○環境政策課長 登記上の所在地は、千葉県柏市ということで考えております。具体の職員が働く事務所は、今後議決得た後速やかに、議決得たなのか、新年度改ま

ってなのか、ちょっと現時点では明確にお答えできないんですけども、派遣で行くであろう職員が中心となって、市内の物件を探していくのかなと考えております。以上です。

○内田 自治体新電力会社を運営するに当たっては、技術的な側面とか、そういうのも必要になっていくんですが、環境に特化した専門職を派遣するという予定なんでしょうか。

○環境政策課長 現時点で退職派遣となる職員に関しましては、来年度新たに創設されますゼロカーボンシティ推進課の職員が2名行くことになるかと考えております。ただ、実際自治体新電力会社における電力の需給管理業務、これは非常に専門性が高い業務になりますので、当初はそこの需給管理業務に関しましては専門的な事業者に委託を考えておりますので、そこまで専門性が高い職員が派遣されなくても業務を担っていくことが可能かなと考えております。以上です。

○内田 そうすると、この2名の社員以外に民間から採用するという予定はないんですか。

○環境政策課長 先ほど矢澤委員にもお答えさせていただいたんですが、当面は退職派遣の職員2名で大丈夫であると判断しております。以上です。

○内田 提案も込めてなんですが、せっかく委託業者と共に業務を、3年間のうち技術的なことも含めて業務に携わるわけですから、戻った場合はやはりゼロカーボンシティ推進課のほうに戻して、その知見を市の政策に反映するべきだと思いますが、いかがでしょう。

○人事課長 その辺りについては、また担当部署と相談して、考えていきたいと思えます。以上です。

○内田 自治体新電力については市長の公約でもございましたし、今時代が求められている脱炭素の取組でもございますので、この取組については2名の職員に期待をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 ここで暫時休憩をいたします。

午後 3時56分休憩

○

午後 4時 4分開議

○委員長 では、お集まりのようでございますので、会議を続行いたします。

○内田 では、質疑を続けさせていただきます。第3区分の議案第6号についてでございます。刑法改正に伴う条例の改正でございますけれども、まず確認しておきたいんですが、この条例の中で、12個ある条例ですが、この中で刑法の罰則が適用になった事例というのはあるんでしょうか。

○行政課長 過去に柏市の条例に定める刑罰の適用されたものは1件ございまして、柏市土砂等埋立て等規制条例になります。以上です。

○内田 それは、罰則としては禁錮だったのか、懲役だったのかと具体の反則内容についてお示してください。

○行政課長 最終的には懲役1年10か月というふうな刑が下されました。内容としては、事業者のほうが……（「聞こえない」と呼ぶ者あり）

○委員長 マイク入っていますよね。

○行政課長 ごめんなさい。ちょっとマイク遠かったようで申し訳ございません。刑としては、懲役1年10か月というふうな刑でございました。内容といたしましては、事業者が土砂を堆積したことに対して市が土砂の搬入停止した後、土砂の崩落、飛散及び流出による災害の発生を防止するための必要な措置を講じるようにというふうに命じたんですけども、相手方がそれに応じずに、また新たな場所に土砂を堆積し始めたと。市が措置命令の督促を行った。それでもさらに履行せずというところがありましたので、刑事告発を行ったというふうな経緯がございます。以上です。

○内田 それと、条例今回12本出ていますけれども、事業者に対して適用になる条例と職員に対して適用になる条例をちょっと分けて教えていただきたいんですが。

○行政課長 職員に対するものが5本、あと市民、あと事業者等に対するものが8本ございます。今回出している条例全部で12本なんですけど、そのうち1本が職員と市民両方に対するものが1本ございますので、1本多いような状況になってございます。以上です。

○内田 それと、この根幹となる刑法の改正についてでございますが、本市の条例でも禁錮、それから懲役と両方が混在している状況でございますが、これを刑法の定めによってこの6月から拘禁刑と一本化されるんですが、先ほど来のやり取りを聞いているのと報道等によると、禁錮というのは作業を強制しない、つまり拘束を行わない。ただし、志願をすれば作業に従事することができる。懲役のほうは、作業を強制し、時間を拘束するということでございますけれども、これが一体化されることによって、法令、法律を読むと何となくいわゆる禁錮刑に近いように読み取れますけど、私はこれは逆だと思っていて、当然これ禁錮刑よりも懲役刑のほうが重いという認識は行政課もお持ちですよ。

○行政課長 懲役と禁錮どちらが重いかというふうなお話なんですけども、改正前の刑法の中で刑の重さが定められておまして、基本的には懲役のほうが重い刑というふうに定められております。なお、一応禁錮のほうが重いケースというのが2つございまして、無期の禁錮と有期の懲役の場合、あと有期の禁錮の長さ、あと有期の懲役の長さ、これ比較したときに有期の禁錮の長さが有期の懲役の長さの2倍を超えるときについては禁錮のほうが重いというふうにされております。話戻りますけれども、基本的には懲役のほうが重いというふうに刑法の中では定められております。以上です。

○内田 この条例を運用していく中で新しい刑法で適用していくと、これは法務省にも確認はしたところなんですけど、どちらに、今回の拘禁刑というのは法務省としては特に見解は今のところ持ち合わせていないということだったんですけど、条例を運用する行政課としては禁錮に近い拘禁刑なのか、懲役に近い拘禁刑に変わるのか、どういう認識でいますか。

○行政課長 今お尋ねがどちら、懲役寄りなのか禁錮寄りなのかというふうなお話でございますけれども、これにつきましては国会で議論されて、最終的に成立した法というところがございますので、私ども行政課、柏市のほうでどうこうというところについてはちょっとお答えするのが難しいかなというふうに思うところがございます。以上です。

○内田 私の見解を申し述べますと、やはりかなり懲役、作業を強制して、時間を拘束する、つまりより重い刑、いわゆる厳罰、重罰に近くなってしまうのではないかと思われるんですね。条例を運用するに当たって、本市の条例の12本の条例では、特に先ほど矢澤委員もおっしゃっていた政治犯とか政治弾圧ということは考えにくいのかもしれないですけども、これが解釈の範囲がどんどん変わってきて、刑法自体の解釈も変わってくると、やはり政治弾圧等につながりかねない危険な法改正であり、その法律の改正を準拠して条例を改正しようということについては、慎重な判断をせざるを得ないのかなというふうに思っています。

続きまして、議案第10号の土地開発基金条例の改正でございますけれども、まずそもそも目的、今回条例、一般会計に持ち出すことができるという目的について教えてください。

○財政課長 今回の条例改正を行う理由、目的になりますけれども、土地開発基金、残高約50億円ございますけれども、もう既にまちづくりの進展等進みまして、公共事業の減少、また土地開発基金は用地の先行取得を行う手段になります。地価の下落等の社会情勢の変化ございまして、基金の資金を活用して、用地を先行取得するということは一部に限られているというところがございます。残高50億に対しまして現在活用している財源5億円程度、今後土地開発公社の解散に伴いまして用地を購入する分12億もございますけれども、一部に限られているというところがございまして、こちらの財源を有効活用、状況によってはできるようにするために今回取り崩すことができる規定を設けることによりまして場合によっては活用を図っていきたいというふうに考えている。そのために今回条例改正を提案させていただいたというところがございます。以上になります。

○内田 目的はそうだと思うんですけども、これは一般会計から将来都市整備基金に積み立てるという考えはあるんですか。

○財政課長 土地開発基金の財源につきましては、基本的には用地の先行取得を行うための財源ということで確保してきたものになりますので、都市基盤整備のための財源という形で活用はしていきたいというふうに考えております。そのため、直接的に都市基盤整備のための事業に活用するということもあるかもしれないです。し、今後の備えに向けて都市整備基金に積立てを行うということもあるかと思えます。したがって、今御質問いただきましたとおり、都市整備基金に積立てを行うということも状況を見て考えるということもあるかというふうに考えております。以上になります。

○内田 そうしますと、旧そごう跡地を取得すると残金は結構尽きると思うんです

が、その可能性についてはどうなのでしょう。

○**財政課長** 旧そごう跡地の購入のための財源ということで申し上げますと、令和8年度66億円の支出が見込まれるというところに対しまして、都市整備基金の残高を確保するために土地開発公社の解散に伴う残余財産30億円も含めて財源を確保させていただくというのは本日先ほど御答弁させていただいたとおりですけれども、それで財源的には確保するという見通しは立てますが、旧そごう跡地の土地につきましては、活用方法が正式にまだ完全に決まっていないというところがございます。これ例えば一部を駅前広場等の公共用地等として活用するということになりましたら、用地を購入する際に補助金を活用できるような可能性もあるかと思います。そのような活用を図る場合には、都市整備基金で一括して購入するのではなく、土地開発基金を活用して、いわゆる用地を先行取得して、補助金を確実に確保できるタイミングで買い戻すという可能性もございますので、その辺りの進捗等も見ながらこちらの土地開発基金の財源についてはどのような形でそごうの跡地の購入に活用していくのかというところは検討していくという形になるというふうに考えております。以上になります。

○**内田** そうすると、土地開発基金に残るお金、資金というのは、現段階ではどれくらいかは未定ということなんですか。

○**財政課長** おっしゃられるとおり、未定というところでございます。以上になります。

○**内田** でも、基金自体は残っても資金自体はそんなに残らないのかなと思うんですね。だから、やはり土地開発公社の解散の議案も今後ありますけれども、土地開発基金と都市整備基金と、やっぱり一般会計に行ったり、また入ったりで複雑な仕組みになっていきますので、そごうの用地取得の際にはこの会計の仕組みが市民に分かりやすくなるように透明性を図っていただきたいことを要望いたします。

続きまして、議案第11号の近隣センター条例の改正でございますが、沼南近隣センターについてでございますけれども、まずこれまでの経過でございますが、まずそもそも設計前に調査を行ったというのはどうしてでしょうか。

○**次長兼市民活動支援課長** そもそも安全対策としてネットを張れるかどうかをまず準備するための、耐震性に影響があるかどうかの調査を今回したということでございます。以上です。

○**内田** そうすると、ネットを張ることに対する危険性は、市としては調査を委託したわけだから、その前から認識していたということなんですか。

○**次長兼市民活動支援課長** 令和3年に耐震診断をした結果、例えば全体的には数値は大丈夫だったんですが、一部に耐震性が不足しているという事実は把握しておりました。以上です。

○**内田** それから、今回調査をお願いするまでに当たって、営繕管理課のほうはこのつり天井に対してはネットを張る、張らないも含めてどのような評価をしてきたのでしょうか。

○**営繕管理課長** その間ネットを張ってはどうかというような考えもありまして、検討してまいりました。最終的にこの設計所に委託しまして、きちっと計算を出したところ、やはり危ないというような結果が出ましたので、今回のような結果に至りました。以上です。

○**内田** そうすると、結論はもう少し早く、つまり今回一時閉館が決まって、2か月という間で閉じるわけですがけれども、それが分かっているのであれば、もう少し早めに調査もできたし、営繕管理課のほうの関与ももっと深くできたし、それがなぜこの時期だったのかということが疑問なんですけど、もう少し早く診断結果を出せなかった理由は何でしょうか。

○**次長兼市民活動支援課長** 耐震性が不足しているという事実は令和3年度の診断で分かったんですが、それから都市部、営繕管理課と含めて一部建て替えができないのか、あるいは耐震化の改修について、あるいは建て替えするのかという庁内での検討などいろいろな検討に時間がかかって、当面安全対策として最も弱いであろう大ホールのつり天井に安全対策を払うということでネットを検討した結果の、今回それがNGだということが結果に出た次第でございます。

○**内田** 一部建て替えというのは、大ホールのことを想定していたんですか。

○**次長兼市民活動支援課長** 一部建て替えは、すみません、一部補強という形で今検討はしたということで、一部建て替えは検討しておりません。以上です。

○**内田** 失礼しました。それは、ホールのことを意味しているということでしょうか。

○**次長兼市民活動支援課長** はい、そのとおりでございます。

○**内田** その検討のプロセスについては、ふる協や町会に対してオープンにしていりましたでしょうか。

○**次長兼市民活動支援課長** その状況は、地域あるいはふる協には情報提供はしていなかったかなと思います。以上です。

○**内田** そのプロセスについては、私はふる協なり地元町会なりにしっかりプロセスを御説明していくべきだったと思うし、その説明がないと、急に、危険だから一回移転して建て替えることには賛同するものではございますけれども、危険なんですからね。でも、やっぱり町会やふる協への説明が今までなかったということが混乱を招いてきたことになるのかなというふうに思っています。

次に、代替施設についてでございますけれども、音響については代替施設の確保が文化会館やアミューゼは非常に混雑しているし、難しいしというところはございますが、現近隣センターの周辺でホールの代替施設に供する施設というのは検討されているのでしょうか。

○**次長兼市民活動支援課長** あの規模の大ホール、あの規模のものの代替施設は、なかなか確保できていない状況でございます。ただし、周辺で音楽機能とか防音施設を備えた施設は民間さんを含めて今御協力をいただきまして、幾つか御案内をしているという状況です。以上です。

○内田 ホールについては、非常に要望が多いというところでございまして、アミューゼ柏の利用する団体とか文化会館を利用する団体が困っちゃうと思うんです、混み合っただけ。そうすると、アミューゼをよく利用される団体とか、文化会館をよく利用される団体への説明も必要だと思うんですが、そこはいかがですか。

○次長兼市民活動支援課長 沼南近隣センターの大ホール使っている、稼働率を言いますと全体的に令和5年度で見ますと14%しかないんですね。それが例えばアミューゼとか文化会館に移ってもそんな大きな影響はないなというふうに思っております。状況を見まして、また文化会館とかアミューゼを御利用なさっている団体にも情報は共有することはできると思っております。以上です。

○内田 14%を低いと見るよりも、これを高めるというような施策が今まで必要だったのかもしれませんが、アミューゼ、文化会館、もちろんそもそもの利用率にこれがプラスされるわけですから、当然混み合うことが予想されますので、団体同士が混乱されたり、ちょっと困惑なムードになったり、分断されるようなことがないようにしてほしいと思います。ホールについてですけれども、今14%という数字がございましたけれども、建て替える際にホールを建設するかどうかのポイントなんですけれども、恐らくこの14%という数値よりも代替施設に移行すると若干数値が下がってしまうという警戒感があるんですけれども、ホールを次期近隣センターに設置する場合は現行の利用率を参考にするのか、代替施設を活用している場合の利用率を参考にするのか、どちらでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 両方視野に入れていくつもりはあるんですが、基本的には現在の沼南近隣センターの大ホールのこれまでの利用の状況とか稼働率とか、その辺を重視していく必要があるかなと考えております。以上です。

○内田 大ホールは14%とはいえども大変好評な施設でございますし、音響や防音の完備もされています。閉館期間中の民間の代替施設というのは、近隣センターと同規模の音響、防音設備はあるという理解でいいのか、教えてください。

○次長兼市民活動支援課長 ほかの近隣センターの御案内もしているのは当然ですが、あとはラコルタの音楽室とか音楽機能が使える部屋、それから今御案内しているところは商工会の会議室だったり、社協の社会福祉センター、それから福祉法人さんから御協力いただいて、音楽機能が使える部屋を御案内していると。規模的には、そんなに変わらないというふうに認識しております。以上です。

○内田 私は音響と防音についてお尋ねしたところだったんですが、会議室とか、そういうところというのは音響とか防音については現在の近隣センターの大ホールと比較するとそんなに十分ではないというふうに思うんですが、その点はどう考えますか。

○次長兼市民活動支援課長 音響施設を備えているということではそんなに変わりはないと思うんですが、確かに防音施設がどうかということ、ちょっとそこまでは調査していない状況です。以上です。

○内田 そこまでは調査していただいて、市民が納得する、次の近隣センターに期

待感が持てるぐらいのやっぱり説明は必要だと思います。次の近隣センター、建設する近隣センターの位置ですけれども、基本はこれまで本会議等でも御説明いただいていたたり、あるいは聞き取りなどでもお尋ねしたりすると、周辺にお建ていただけるということなんですけれども、その規模の問題ですが、大ホールを置くか、設置するかしないかのやっぱり基準って大きいと思うんですよね。やっぱり大ホールについてはぜひ建設していただきたいですし、そこら辺は市民の要望というのはどれくらい認識しておりますか、

○次長兼市民活動支援課長 これまでの住民説明会等での御要望と御意見の中でも当然今の委員さんおっしゃるとおりな要望がございました。要望については、こちらでも認識しているところです。これからの整備に当たっては、先ほどもありましたとおり、地元の住民とか利用者の声をうまく反映させるために検討会みたいなもの組織を立てて、十分意見をお聞きしながら整備していく方向で今考えております。

○内田 その検討会というのは、今まで南部とか高田で行ったようないわゆるワークショップというような形式を取るということで理解してよろしいでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 形は今まだ検討中なんですけど、ワークショップを数回重ねますと、やはり設計までに時間がかかるといったデメリットもございますので、ちょっとやり方についてはこれから検討してまいります。以上です。

○内田 地域住民の声が反映できるような検討をお願いしたいと思います。続きまして、少しテクニカルな部分なんですけど、建て替える近隣センターはできるだけ早く建設するべきだと思います。これは、取壊しと次の近隣センターの設計というのは同時進行できるんでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 現在、委員さんおっしゃるとおり、できるだけ早く整備をするという方向で、除去する計画は今のところないんですが、沼南地域周辺でできるだけ早めに建設するよう設計してまいりたいと考えております。以上です。

○内田 そうすると、設計予算というのはどれくらいの時期にいただけそうなんでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 先ほど言いました地域利用者や、地域住民や利用者との意見を踏まえながら、基本構想的なものから住民参加をいただきながら進めていきたいというふうに考えておりますので、今のところ具体的に設計が何年度ということはないんですが、それも早く補正も含めて検討してまいりたいと考えております。

○内田 補正も含めてという御発言がございましたので、早く、しかもホールもしっかり残していただくと。会議室もリニューアルしたらもっと利用しやすい会議室にしていいただきたいということを要望いたしまして、私の議案第3区分に対する質疑は終わります。ありがとうございました。

○福元 よろしくお願ひします。個人番号、個人情報提供条例について伺います。改正後12事例で情報連携が図られるということですが、今回障害福祉課所管の事例が多くを占めているようなんですが、この点を踏まえて当事者にとってのメリットという観点でどのように考えますでしょうか。

○D X 推進課長 今当事者というのは、市民の方ということでしょうか。今回の議案説明資料のほうにも記載させていただきましたけれども、提出を省略できる書類、課税証明書ですとか、あと保険証の写しのほう、こちらのほうの証明書を窓口に持っていかなくても市のほうで調べて、去年の税金は幾らですねということが分かりますので、書類の提出が不要になるといったメリットが考えられます。以上です。

○福元 ちょっと内容的なことになるとなかなか担当課、障害福祉課でないと答えられないこともあるのかなと思うんですけども、申請方法がやりやすい、スリム化されることで当事者の状況の把握だとか、そういったことが少し甘くなるって言ったら変ですけども、ちょっとそういった点でそういう懸念はないんでしょうか。

○D X 推進課長 私もあんまり具体的に細かいところはちょっと分からないんですけども、そういったことがないように、あくまでも情報連携は目的が書類の提出の省略という観点ですので、それによって何かしらの不利益があってはならないと思います。その点の今御指摘いただいた点がないかどうかというのは、今私も初めて認識しましたので、ちょっと今後確認していきたいと思います。

○福元 実際にそれぞれの部署でそれぞれの担当課でというところで進めていくと思うので、それを総括するようなお立場にあると思うので、制度がしっかりと実際に行われているかというところで、実際市民の方々に便利なものであるように取組を進めていただければと思います。ありがとうございます。

職員勤務時間条例について伺います。先ほど実際に対象となる職員数など教えていただいたところなんですけれども、仕事と介護、育児について職場環境の向上が図られるということは望ましいのかなというふうに思うんですが、そういった対象になる方もいれば、通常どおり働いている同僚の職員さんというのもしらっやっやいて、そちらへの影響、負担とか、そういったことの懸念というのもあるのかなって少し思っているんですが、その点いかがでしょうか。

○人事課長 例えば時間外勤務の免除ですと、現状こういう制度が実際に拡大しなかったとしても、ある程度職員の個人の事情については各職場で可能な範囲で配慮しているところではあると思っています。この制度を拡大することで、より申請はしやすくなるということで、委員おっしゃるとおり、別の職員の負担が増えるという部分も少なからず、少しはあるのかなと思います。そこは状況、ちょっと実際に進めてみないとなかなかはっきりしたところは分からないんですけども、実際の状況見ながら、時間外勤務が増えるような部署があれば、そこはまた全体の中で調整していく必要があると思いますし、今できれば事務の効率化とかが進むことでこういった働き方の見直しと事務の効率化が並行して進むことで別の職員に負担が増えないような形に持っていけるのが一番いいのかなと思っています。いずれにしても、別の職員で時間外勤務が増えるような状況が見てとれる場合は、そこはきちんと対策を考えていかなければいけないと思っています。以上です。

○福元 ありがとうございます。市役所もきっと人材は宝なのかなというふうに思います。今回対象となる職員さん、そしてそれ以外の職員さんということで、その

両方が働きやすい環境こそが大切なんだろうなということは思うんですね。今回こういったことで対象の拡大ということで具体が示されたところなんですけど、今後この対象もしかしてもっと拡大しようとかいろいろなってくるかもしれないんですが、そういったことについてもやっぱりそれ以外の方も含めてどういう状況かというのをしっかり、安易につて言ったらあれですけども、しっかり状況を見定めて進めていただければなというふうに思います。バランスを保って、慎重な判断と進め方をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

沼南近隣センターについて皆さんからも一般質問出ているんですけども、やはり私もちょっと沼南の地域に住んでいるわけではないですが、何人かたくさん声を伺っているところです。今回の流れがベストではなかったのかなという、これまでの説明を重ねる経緯というのがあったらどんなに違ったのかなということはすごく感じております。地域、利用者の方から不安というよりも市への不信という感じの言葉も聞いていますし、やるせない気持ち、仕方がないねという気持ちを聞いています。本当に今からできることは何かという、最善を尽くしてほしいなという思いでいるんですけど、皆さんも質問されているので、質問ではないんですけど、ちょっとぜひ本当に今からできることをしっかりベストを尽くしていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。質問になるんですけど、ホールを備えた施設ということでの沼南近隣センターひまわりプラザの貢献、大きかったのかなというふうに考えております。先ほど何か利用者14%ということでおっしゃっていましたがけれども、この施設の存在が沼南地域の文化度の高さというものにもつながっているのではないかなということも考えたりします。文化を保つという観点で、市は今後どう責任を果たしていくのかということのをちょっと聞きたいなというふうに思います。代替施設、それから新しい施設に関して両方ともお願いします。

○次長兼市民活動支援課長 ちょっと文化を語るほどの知識がないものですから、総じて言えば今の施設利用者の方が沼南町時代の中央公民館だったというときの思い、その辺も十分酌みながら、整備に向けてそのような方々の意見をどう反映していくか、そこは工夫しながらこれから考えていきたいと思っております。以上です。

○福元 所管がまた市民生活部だけではないというところかなというふうに思ったんですけど、文化という観点、すごく大事なかなということで、ちょっと今までの質問中で文化ってあんまり観点が入っていなかったような気はするので、すごくそこ気持ちとか、文化というものに対する思いを皆さんの話を聞いていると私は感じているので、そういった観点を大切にしながら、市民生活部のみではなくて、関係部局一丸となって最善を尽くして進めていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。本当に繰り返しになって申し訳ないんですけども、やっぱり地域の拠点としてどういう施設が必要なのかなということ、先ほど建て替えた場合の想定として一般的な規模で10億円かかるとか、新しい建物を建てるんだということでおっしゃっていましたがけれども、新しい建物を建てれば安心とか、建てればよいということではないかなと。そこに魂つて言ったら変ですけども、何かそういった

ものがすごく込められたものでないと、きっと皆さん納得しないという言い方あれですけど、やっぱり皆さんに理解得られないんじゃないかなということを思っています。旧沼南時代からの歴史を踏まえて、活用状況とか市の考え方、そして何よりもやっぱり地域の住民の皆さんの思いを反映させられるような検討と進め方をさせていただければと思います。要望とします。以上になります。

○山田 これ11号、お願いします。市民にとっては大地震が起こった、こういうふうなまず当面の対策をしっかりとやってもらいたいと、ここがよく分からないので、非常に不安感を持っているんですけれども、その中でまず1点、今管理している現在の管理施設の用地関係、どこまで把握していますか。

○次長兼市民活動支援課長 現在の沼南近隣センターの底地ですか。（「所有」と呼ぶ者あり）所有関係とか、その辺。（「はい」と呼ぶ者あり）底地は柏市でございます。駐車場、砂利の部分は借用しているという状況でございます。以上です。

○山田 今抱えているところ、それからあと借用しているところは、そのキャパは沼南のほうの人たちは随分協力体制になっていますけれども、この整備に関しては何か問題ありますか、清算しなきゃならないとかいうようなことで。

○次長兼市民活動支援課長 今現在の建物をまず除却するのとか、いつタイミングとか、それから今お借りしている借地をどうするのとかというのは、ちょっとまだ急なことで決めてはいないんですが、例えば沼南庁舎、支所の周辺で建て替える、また現地で建て替える場合になったときにやはり駐車スペースもある程度必要になってきますので、このまま借用するほうがいいのかと今現段階では考えております。以上です。

○山田 今何とも言えない状態だと思うんですね。ただ、本当に関心は文化振興に資するホールを造ってもらいたいとか、それから住民コミュニティの充実で近隣センターの充実を図っていただきたいとか、やっぱり複合施設、複合体の思いもずっと残っているわけで、ただ今後どうしてある程度一帯のキャパを充足していくかというのは、10億という見込みもありますけれども、総体的に相当考えていかなきゃならない時代に入ってきているんだと思います。いわゆる説明の中に公共施設等総合管理計画にのせながらという、本当に苦渋の説明も聞いているようですけれども、いわゆるこれからの全体のゾーンを、沼南のコミュニティを醸成するためには近隣センター機能は何とか拠点として、これはなるべく早く維持していただきたい。ただ、沼南の近隣センターの中には、今ある程度は健康管理で体育館とか、いろいろコミュニティサークルもあると。ただ、事音楽に、練習会場とか、そういうキャパではどこの近隣センターも持っているんですけれども、ちょっと上にいく音楽ホールの醸成になると、沼南のエリア、期待感を十分に充足していただきたいと自分も思います。過去柏の文化の創造の中でいろいろ難しいことがあったけれども、市民芸術祭とか、いろいろ民間活力で全体の文化の創造をしてきた時代が、これ民間活力を利用してなってきたときに、私としてはこれ総合的にこれから種地がない中で地域のゾーニングとか、それは施設ゾーニング、それから文化ゾーニングとい

うところをある程度集合体で考えていかないと、これからの方向性ってなかなか見いだせないんじゃないかと。単純に複合施設で造るとか何か言ってもなかなか難しく、半端になっちゃうかなというようなことを思います。その中で、副市長、過去都市計画、これ所管が違いますが、ゾーニングの問題でこの沼南のエリア考えていく、そういうふうなことも検討していく中で、より早く住民にその方向性、理解を示していくような、そういうまちづくりプロジェクト、まちづくり構想もやっぱりこの基本構想の中にどんどん入れていかなきゃ私はなかなか難しいと思うんです。そんな点で、副市長、ゾーンというか、そういうような、これ今度の公共施設等総合管理計画の中にはいわゆる交通体系が少し欠けているというように思っていて、これからの施設管理はどうしても駐車場がなければ駄目だとか、そういうものの、要素も入ってきますので、ゾーンという考え方についてまで取り入れられるかどうか、副市長、ちょっと御見識を。

○副市長 まちづくりという点のゾーンという考え方でいけば、まず柏市の場合は都市計画マスタープランというゾーニングに基づいてまちの骨格というか、土地利用が決められているということ。そして、施設については立地適正化というのがあって、さらに今回作成している公共施設等総合管理計画というのがあるということになりますので、それらを個別計画で成り立たせるということではなくて、しっかりと重ねて、まちにとって最もいい形であるということ、あとやはりどうしても人口は減っていく。まちとしてはあと10年少しすると推計上は減っていくという中で、交通も人が乗らないとやっぱり公共交通って成り立っていないという部分もあるので、そういうものも含めて総合的にどういう施設がいいのかというのをしっかりと地域の方々とお話をしながら決めていくというふうにしていきたいなというふうに思います。以上です。

○山田 ありがとうございます。とにかく根本的には市民の希望にかなう、市民の意見をよく取り入れて、それでいろんな方向性を見いだしていくと。だけれども、やっぱり行政のほうで決められた資産の中、財産、予算の中で、長期的スパンでここに収束するような、そういう基本構想とか何かというのはしっかり、本当に私柏市の職員さんのほうが他市と比べてまちづくりの基本計画は非常にしっかりしていると思います。ですので、どうぞそういう英知を結集して、期待感を持って、私も要望ということでお願いしますので、以上、終わりです。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。——なければ質疑を終結いたします。
これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第1号、柏市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第２号、柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

可否同数であります。

よって、議案第２号は委員長裁決により可決と決します。

○委員長 次に、議案第３号、柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第３号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第４号、柏市職員公益的法人等派遣等条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第４号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第５号、柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第５号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第６号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第６号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第７号、柏市一般職職員給与条例及び柏市企業職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第７号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第８号、柏市職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定

についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第9号、柏市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第10号、柏市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第11号、柏市近隣センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第3区分の審査を終了します。

次に、第4区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。お疲れさまでございました。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○委員長 次に、議案第4区分、議案第25号、包括外部監査契約の締結について、議案第26号、財産の取得について（災害用トイレカー）、議案第30号、訴えの提起についての3議案を一括して議題といたします。

本3議案について質疑があれば、これを許します。

○若狭 では、30号、訴えの提起について質問させていただきます。まず、この事業所が看護師の未配置ということでありました。2020年2月に厚労省から事務連絡が出ています。コロナ禍において柔軟に扱うようにという、この通知を市のほうはどのように事業者に伝えましたでしょうか。

○次長兼指導監査課長 ただいま御指摘ありました国からの通知につきましては、その他の通知関係についてもそうですが、国等から出されました段階で随時メール

等で各事業所のほうに通知をさせていただいているところでございます。以上です。

○若狭 メールで送ったということでございますね。メール等にてということですね。この事業所の状況をちょっとまず調べたんですけども、未配置になったのが2020年の4月7日から、これは緊急事態宣言が発令された日でありました。そこからずっと2021年の11月まで未配置の状態が続きます。状況からいうと、看護師というのがここに勤務していた看護師はほかの老健施設のほうにも勤務していて、そこでクラスターなども発生していて、濃厚接触者になり得ると。そんな中で、この事業所には来れないという理由があったみたいです。あの状況で、コロナ禍の状況で未配置が続いていて、そのまま2021年の8月ですか、市のほうから現地の立入調査の通知が届いたと思います。これは、間違いないでしょうか。

○次長兼指導監査課長 御指摘のとおりかと存じます。

○若狭 その通知では、10月の4日に立入調査しますよという通知だったそうです。そこで、ところが8月の4日付で、そのとき職員の家族が陽性になってしまって、職員自体も陽性になってしまったと。8月4日から8月15日まで閉所します。それで、日程変更の要請というのを市のほうに書面で出しているんですよね。それで、結局そのまま10月4日の立入りは延期というか、そのまま市から特に連絡はなく、流れてしまったという、コロナ禍のあの状況というところもあって、連絡がない状態でした。ここは、間違いないでしょうか。

○次長兼指導監査課長 そちらにつきましては、ちょっと今確認をさせていただきたいと存じます。

○若狭 分かりました。そして、立入調査というところが延期になったまま、また年は明けるわけです。2022年1月21日から今度まん延防止等重点措置の事態になります。そこからこれが3月の21まで続くんですよね。実際その後2022年2月、今度は利用者の保護者が陽性になって、また閉所しなければいけなくなります。その後、今度月が明けて3月、また職員の家族から陽性者が出て、また3月15日から閉所します。今度また4月に入ります。そうすると、職員の家族がまた陽性で、閉所しますというのがずっと5月まで続くんです、閉所という状況が。それが2022年、続く。ようやくまた開所して事業を始めるけども、まだ未配置は続いています。2022年9月の14日、また職員が陽性になり、閉所します。10月、また明けて、事業開始、12月になりました。今度また12月15日、ここは実はまた市のほうで立入調査の予定日でした。ところが、12月14日に職員が陽性になってしまって、また調査自体も中止になりました。それでまた、令和5年、2023年の2月28にようやく立入調査ができたというような、そのような、状況からいうと本当にコロナでとてもとても人が出入りできるような状況じゃない。ただ、その中で事業者というのは何とか開けて、利用者を受け入れていたという状況ではありました。これが国、厚労省としては配置基準というのは柔軟に行うようにという通知、これがやっぱりこういう状況を柔軟に扱うということ、扱うべきだったんじゃないかなって思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○次長兼指導監査課長 ただいまのお話につきまして、最初にお話しいただきました厚生労働省からのコロナの臨時的な取扱い、確かにございました。それと、今お話がございました事業所の感染の状況もございました。そういったところの兼ね合いにつきまして、市としましてはその辺がどうなのかということで、厚生労働省、また千葉県のほうに確認をいたしたところでございます。厚労省のほうといたしましては、コロナの臨時的な取扱いが適用されるのは、基本的に看護師さん本人の感染ですとか、あるいは事業所のほうでクラスターが発生した場合等が該当するというような回答を得ております。千葉県のほうにつきましては、今回の看護師未配置の状況を説明しまして、それと国のほうの通知との兼ね合いで人員欠如に当たるかどうかというところを確認しておりますけれども、それにつきましては県のほうは柏市の考え方と同様であるという回答を得たところでございます。そういった形で確認をしたところです。以上です。

○若狭 分かりました。やっぱり事実だけで見ていくと、未配置が条件とかに当てはめてしまうと、やっぱり看護師本人が感染していることが条件だったりとかいうことがあります。ただ、実態というか、現場のほうではまさにコロナ禍のときってどうしていいか分からない状況で、この後どんな状況になるかも分からない中で、マスクしながら、消毒しながらやっていいのかどうかというそんな困難な状態であったということが容易に想像できます。私も実はこういう事業所で働いていた時期がありまして、障害のある方って例えば知的障害ある方ですとか体が動かない方とかというのを、食事をさせようと口に持っていったりしても、到底距離を保つということもできなくて、2人がかりでやったりですとか、しかも感染しないように消毒してねとか、そういったこともまずはなかなかできないんですよね。その中でも何とか開所してやっていたというところを考えると、もう少し市は歩み寄れないのかなというのは感じます。恐らく今この訴えの提起、金額からすると3,770万ですよ。これは、この事業所の経営が恐らくできない状態に追い込まれることもすごく考えられます。これがもしそうなってしまえば、ここに来ている利用者の方々がどうなるのかなというところも考えると、これコロナ禍にやっぱり振り回されてしまった状況がこうなってしまうというところもある中で、なかなかちょっと厳しいのかなって思います。市のほうもこの状況踏まえて、しっかり事業者の説明とか、連絡を、電話とかでもいいですし、取って、寄り添うべきだったんじゃないかなというのは感じますね。というところで、いろいろ考えて、私はちょっと反対の立場でございます。私からは以上でございます。

○矢澤 私からも今の30号の訴えの提起について質問いたします。今お話があったように、これコロナ禍での課題だったと思います。コロナ禍、様々な通知があったりして、自治体も各事業所も本当大変だったと思います。だからこそ、何か一般質問なんかでも出ましたけれども、やっぱり丁寧な連絡とか説明というのが必要だったと思います。これ本当に普通のと看だってなかなか徹底するというのは難しいところにあるのに、コロナ禍の中だったんですけども、市は本会議で随時国から通知され

る情報周知行ったという答弁がありました。先ほども話があったんですけども、やっぱり丁寧な説明というのが必要だと思います。本会議では東三河の広域連合の連絡のことが紹介されていましたが、ああいう状況だったからこそ市はこういうふうにして、いつもとは違って分かりやすく丁寧に連絡したんだというふうなことはあるでしょうか。何かさっきメールがどうのってあったんですけども、いつもと違った分かりやすい連絡、説明というのがどのように行われたのか、お示してください。

○次長兼指導監査課長 コロナ禍におきまして、各事業所においては本当に大変な状況だったということは私たちも考えるところでございます。各事業所への通知につきましては、先ほどメールでということでお伝えしましたが、基本的にはそういうことですが、各事業所のほうでも、その時期にはいろんなことで市のほうに問合せを寄せる事業所も大変多かったもので、そういったときには市のほうも国ですとか県とか、そういったところにしっかり確認をしながら、事業所さんのほうに確実にお答えをしていったと。そういうところの取組をその時期にはしっかり行っていたというところかと存じます。以上です。

○矢澤 やってきたよと言うんですけども、それこそ問合せがなければどうのこのじゃなくて、やはりより徹底して、いつもとは違った対応というのが本当に必要だったんだと思います。市のほうとしては、自分たちができることをやったというふうなこともかもしれないけども、そういう時期だったこそ本来もっと丁寧にやったほうがいいところが、コロナ禍の中で逆にできなかったところというのもあるんじゃないかというふうに思います。それからあと、一つは事実の確認なんですけども、市の説明資料の中に令和6年の3月8日に事業所管理者に聴取したときに職員欠如を全面的に認める供述ありというふうにあるんですけども、この事業所側の話として、市役所に行ったけれど、職員からはい、いいえのみで答えるように言われて、こちらの言い分は聞いてくれるようなことがなかったというふうに話しているということ伺ったんですけども、これどうだったんでしょうか。

○次長兼指導監査課長 市のほうとしましては、一方的にそういう形でやったという認識はございませんけれども、ただおおむね全体の話としてここに記載させていただいたような職員欠如を認めるといいますか、そのこと自体については認められたということで、こういった表記になっているところでございます。以上です。

○矢澤 そういう意味で、事業所側と市のほうの認識の違いというのが何か、こういうふうな時期の問題だからこそかもしれないんですけども、やっぱり出ていると思います。やっぱりこの案件というのはコロナ禍と、さっきこれも言っているように、体験したことないような状況の中で通常どおりの運営ができなかっただけじゃなくて、さらに特例、柔軟な対応などいろんな通知が来ていた、そういう中でのことだったと思います。コロナ禍の時期というのは、それこそ支援金詐欺とか不正受給など悪質な事件があって、すごく社会問題になりました。これはとんでもない、許されないことだと思うんです。しかし、この間本会議の論議聞いていても、また

資料を見させていただいても、この案件というのはそういうふうな状況とはちょっと違うように思います。自ら誤っていたところというのはあったということで一部返還とかいうふうなこともあるし、私たちとしてはやっぱりもうちょっと話し合っ
て、一致点見いだすことの努力をすべきじゃないかなと。これまでいろいろやってきたのかもしれないけども、今時点では裁判に訴えるというふうなことじゃなくて、もうちょっと話をしていく。それ悪いことしているものについてはもちろんやりながらも、この案件というのはもうちょっと様子をきちんと聞いて、合意を求める、進めるような、そういうようなことをやっぱりすべきだなと思って、今時点で私たちはこの案件についてちょっと賛成することができません。以上です。

○永山 すみません。ちょっと事実確認を私もさせてください。時系列のところで令和6年5月から6月、来庁して説明したい旨の希望ありとありますが、これ柏市は応じなかったんですかね。ちょっと御答弁お願いします。

○次長兼指導監査課長 これについては、市のほうは応じなかったものと考えます。以上です。

○永山 ちなみに、応じなかった理由というのは、どういった理由があるんでしょうか。

○次長兼指導監査課長 こちら資料にも記載のとおり、相手方が代理人の弁護士を立てたことによりまして、市のほうはそういったことに応じなかったというところでございます。以上です。

○永山 こっちが弁護人を立てる前に向こう側の弁護人から柏市に直接説明をしたいと言っていたのに応じなかった理由を、ごめんなさい、ちょっとそこが分かんなかったんですけど、もう一回お願いします。

○次長兼指導監査課長 すみません。ちょっと説明が足らず申し訳ございません。先方が代理人の弁護士を立てるということになりましたので、こちら側も同様に代理人の弁護士を立てるということで準備をするということで、そのときには相手方の話には応じなかったものでございます。以上です。

○永山 承知いたしました。次ですが、時系列、令和6年7月下旬から11月上旬の中に柏市に対する意味不明な質問ばかりで、明確な回答なしと。ちょっと過激な表現だなと思うんですが、ごめんなさい、具体的にどういう質問だったかというのをここで例示ができたりはするのでしょうか。

○委員長 答弁できますか。

○債権管理課主査 当時弁護人からの、相手方の弁護士からの質問書の中には全く違う法律の根拠の条文を示して文書のほう作成したものの提出があったりですか、あと感情的な表現、あまりにも支離滅裂で、ここでは発言は差し控えたいようなばり雑言のような文言も中にはございまして、そういったようなこちらでも、柏市側から回答するののもちょっとはばかりられるような内容が多くあったということがありました。以上です。

○永山 じゃ、それを踏まえてちょっと柏市としては意味不明な質問という表現を

されたということですかね。それに対してじゃ柏市としてもここに書かれている意味不明な質問に対して返答はした、しなかった、どちらでしょうか。

○債権管理課主査 当時柏市のほうも代理人の弁護士を委任しましたので、そちらのほうから文書での回答を質問があるたびにしております。以上です。

○永山 分かりました。じゃ、一応柏市としても代理人の弁護士を通じて対応は逐次行っていたという認識をさせていただきました。あと2点ちょっとお伺いします。これ仮に不当利得返還金がちゃんと返ってきた場合のお金の扱いは、ちょっとどうなるのでしょうか。市の財政への影響とか、そういう意味合いです。

○障害福祉課副参事 こちらの返還金につきましては、介護給付費ということで国や都道府県のほうから、国から2分の1、それから都道府県に4分の1、今収入を得ているところでございます。こちらに関しましては、国等に返還をしていくというような形で考えております。以上です。

○永山 そうすると、返ってきたお金の2分の1を国に返して、4分の1を県に返すので、4分の1を柏市の財政のほうに繰り入れるというような認識でよろしいんですかね。

○障害福祉課副参事 考え方としては、そのような形になっております。なお、この金額等につきましては、当然国等からの指導に応じて返還をしていくというような形になっております。以上です。

○永山 国への指導に従ってというのは、どういった意味合いでしょうか。ごめんなさい。すみません。

○障害福祉課副参事 こちらの金額等に関しましては、金額がはっきりした時点で厚生労働省に確認をしながら事務のほう、返還事務等を進めているところでございます。以上です。

○永山 ありがとうございます。最後に1点お伺いします。これ仮にですけど、この訴えをしませんと議決をされた場合、例えば国だったり、国保連が訴えたりとか、そういうことになるのでしょうか。市の訴えをしなかった場合はどうなるのかというのをちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○委員長 答弁できますでしょうか。

○債権管理課長 柏市が訴えの提起を起ささない場合に国や県が訴えを起すということはないと考えております。以上です。

○永山 じゃ、そうすると仮に訴えを柏市が起さなかった場合は、これは柏市としては不当利得だと主張しているお金がそのままこの相手方に渡ったまま終了するという事でよろしいですか。これ最後です。

○債権管理課長 おっしゃるとおりかと思います。以上です。

○障害福祉課副参事 少しだけ補足をいたします。この金額に関しましては、いずれにいたしましても国等には返還をしなければいけない金額となっております。ですので、この看護師未配置の部分に関しましては、いずれにいたしましても返還をしていくという形で行っておるところです。以上です。

○永山 補足ありがとうございます。そうすると、じゃ訴えの提起を起こさなかった場合は柏市が身銭を切って返すということになるんでしょうか。

○障害福祉課副参事 今委員からおっしゃったとおりでございます。以上です。

○債権管理課長 今回の案件のように、債務名義がこれから取ろうとしている債権ですけれども、それが債務名義のない債権について督促をしたところではあるんですが、督促をした後に今履行されていない状態にあると。だから、そういう場合には地方自治法の施行令によって訴訟の手続によって履行請求しなければならないというふうにされているところの、それに反するような形になっていますし、市としては不作為という形になってしまうということにはなると思います。以上です。

○永山 そうすると、ごめんなさい、何か訴えないという道はない。ごめんなさい、今の答弁を受けると、何かここで話し合っている意味とかは……意義、どういうふうになっていくのかな。じゃ、ここで委員会ないし本会議で訴えませんってなったら、それは不作為ですってなっちゃう。何か、すみません、整合性が取れていないなってちょっと思っちゃったんですが。

○債権管理課長 確かに委員のおっしゃるとおり、法令上は訴えを起こさなければならないとされていて、訴えを起こす場合には議会の議決を取らなければならないとなっていますので、そうすると議会の議決を諮る、いただくためには議案として上げざるを得ない、法令上はそういうことになっているということです。以上です。

○永山 すみません。最後だ最後だいいながら、詳細までいろいろ教えていただきまして、ありがとうございました。私は以上です。

○内田 それでは、議案第4区分の議案第30号、訴えの提起でございます。介護報酬等の不当利得返還請求、特にというか、看護師未配置に関する請求ですけれども、賛否は非常に悩んでいるところですので、お聞きします。まず、本件事業所に対しては、悪意のない民法703条が適用される訴えに適用されるという理解でいいんでしょうか。

○債権管理課長 おっしゃるとおり、703条が適用になると考えております。以上です。

○内田 2023年の第2回定例会、6月議会に上程された議案には私は反対したところなんですけど、当時の事業所については看護師未配置とか、あるいは個別支援計画の策定をしていなかったとか、そういうことで訴えたと思うんですね。そのときは、任意でありながら当該事業所は本来減算すべきところをそのまま請求していたということお認めになって、任意で返済を続けていて、2023年の6月議会の議決によって裁判を提起して、現在債務名義を獲得しつつ支払いを継続しているというふうには認識しています。一方で、本議案、議案第30号の該当本件事業所については、そもそも不当利得という認識があったかどうかというところは非常に微妙なところもあったりするんですね。というのは、自主返済をしている部分があるんですが、この自主返納をしているというのはどういう……市の特別監視の監査で返納を命じたのか、あるいは本当に自主的に返納したのか、そこら辺の経緯を御説明ください。

○債権管理課長 なぜ自主返納してきたのかというのは正直分らないんですけれども、ただタイミング的にはその時期に立入調査とか実地指導とか市のほうからいたしましたので、その後ということで支払いがなされたのかなというふうに理解しております。以上です。

○内田 そうすると、丁寧な対応をしていくことで、自主返納という形を取れたのではないのでしょうか。

○債権管理課長 丁寧な対応すれば返納に応じるのではないかというような御意見ですけれども、現在は相手方の弁護人が債務を一切というか、認めておりませんので、返納に応じるという状態ではないと考えております。以上です。

○内田 一部はお認めいただいているわけですが、その一部でない大部分の3,000万何がしの部分はお認めいただいていないということなんですが、ここをお認めにならない主張というのは資料にも書いてあると思うんですが、口頭でもちょっと御説明ください。

○債権管理課長 市のほうでは、令和2年の5月から令和5年の3月までの間、令和4年の1月と2月、それから一部返納があった令和5年の2月は除きますけれども、その期間の間、2年半ぐらいの間、市の見解ではその間に看護師の配置がなかったという見解です。相手方は、令和4年の1月分と2月分は確かにいなかったけれども、それ以外はほかの施設にはいたというような主張で、減算をする必要はなかったという主張でございます。以上です。

○内田 本件事業所が仮にこれ担保をつけて返済を行うと言ってきた場合は、訴訟は回避できるのでしょうか。

○債権管理課長 債務を承認されて、担保を提供するので、履行の延期、履行期限の延期をしてほしいというようなことであれば、財務規則に基づいて履行延期の特約をすることは可能と考えます。以上です。

○内田 そのことは、相手方には説明されていますか。

○債権管理課長 履行延期の特約の申請の前提としては、やはり債務の承認が前提になりますので、そこを争われている以上、そこまでの説明までは至っておりません。以上です。

○内田 ということは、法令上は訴訟は回避できそうもないとは思ってはいるんですが、仮に争うにしても、これ障害者総合支援法に基づく指定の取消しをすることが目的ではなく、あくまでも債務名義を獲得していくということが目的であって、指定は取り消さないという確認はできるのでしょうか。

○次長兼指導監査課長 今回のケースにつきましては不正請求ですとか、何か虚偽のことをしたということとは違いますので、市のほうとして事業所の取消しですとか、そういったケースにつながるものとは別のものと認識しております。以上です。

○内田 訴訟に至らない場合と至る場合をちょっと分けて考えますけど、もし債務をお認めいただいて、担保提供していただきながら返済する場合は、何年返済になりますか。

○債権管理課長 法令上最長10年ということになります。以上です。

○内田 今度裁判を、訴訟を提起することによって債務名義を獲得した場合には、どのような返済をお願いすることになるのでしょうか。

○債権管理課長 そこまで決めているわけではないですけども、通常だと債務名義取得した後に、判決後に相手方と話し合っ、どのようにお支払いいただくかということは、当然一括での返済というのは無理だと思っておりますので、幾らずつ払っていくかとか、その辺りは話合いで決めていくことになると思います。以上です。

○内田 その場合は、少額といっても限度はあるんでしょうけれども、少額であっても裁判を起こさない、債務をお認めいただいて、担保提供いただいて、返納する10年よりも長い期間で少額をお支払いいただくということも裁判の結果によっては可能なのでしょうか。

○債権管理課長 判決によって債務名義を得た後は、金額が少額しか難しいということであれば、それに応じることもあり得ると思います。以上です。

○内田 そこは、債務名義を獲得して得た後がやっぱり事業所の債権とか、そういう意味も含めて重要かと思っておりますので、ここは事業所に対して短期間で高額の請求を求めることがないように代理人とも御調整いただきたいですし、事業所の支払いの能力に応じて支払えるような体制をお願いしたいと思います。以上をもちまして私の議案第4区分、議案の第30号の訴えの提起に対する質疑を終わります。ありがとうございました。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。——なければ質疑を終結いたします。これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第25号、包括外部監査契約の締結についてを採決いたします。本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。挙手全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第26号、財産の取得について（災害用トイレカー）を採決いたします。本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。挙手全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第30号、訴えの提起についてを採決いたします。本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。挙手多数であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第４区分の審査を終了します。

次に、第５区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。お疲れさまでございました。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

○委員長 よろしいでしょうか。

次に、議案第５区分、議案第32号、柏市土地開発公社の解散についてを議題といたします。

ここで、柏市議会委員会条例第18条の規定により福元委員の退席を求めます。

〔福元委員退席〕

○委員長 本議案について質疑があれば、これを許します。

○渡部 32号について質問をさせていただきます。資料の中では公有用地の先行取得の実績、これは主なものってありましたが、一番直近で、最近で土地を購入したのはいつで、どこの土地になるのでしょうか。

○財政課長 直近で用地を購入したものについてですけれども、平成17年度に南柏駅の東口の駐輪場用地、こちらを購入したもの、これが直近といいますか、最後のものという形になります。以上になります。

○渡部 平成17年というと、2005年かなと思います。つまり20年間公社は土地の先行取得は全くやっていなかったということをちょっともう一度確認します。

○財政課長 おっしゃられるとおり、平成17年度を最後に、18年度以降は用地の先行取得は一切行ってございません。以上になります。

○渡部 2009年に総務省から通達があったと思います。公社に関しては存続をするのか解散をするのかという、そういう検討をしなけりななかつたんじゃないかと思うんです、2009年の総務省の通達で。柏市の場合、長い間、要するにその通達の前から土地の取得はなかつたわけなんですね。つまり解散の検討というのはもっと早い時期にしてもよかったのではないかと思うんですけれども、総務省の通達の後解散についての検討というのはすぐにといいいますか、なされなかつたんでしょうか。

○財政課長 総務省のほうからの通達、ただいま御質問いただきましたとおり、ございましたけれども、当時柏市のほうでは北部地域での区画整理事業、まだ途中段階というところもございましたし、土地開発公社自体といたしましても先行取得した用地の残高、今2009年当時というのはすぐ出てこないですけれども、かなり多くの土地を保有しているという状況でしたので、すぐに解散をできるという状況ではなかつたというところありまして、2018年度から始まる土地開発公社の経営健全化の計画というのがございますけれども、そちらに基づいて保有する土地の残高を計画的に買い戻していつてもらうというようなことを進めていくということを2009年の段階では行うという判断をいたしまして、解散というお話にはならなかつたというところがございます。以上になります。

○渡部 資料の中では、金額、先行取得のこれは多分主なものだけだから、実際に

はもっとあるのかなと思いますけども、589億円ですよ。これってもちろん買った金額、金利、事務費を含めての金額かなと思うんですけども、よく一般的に言われている買った金額よりも買戻しの金額のほうが……どっちだっけ。買ったときの金額と買戻しの金額との間に大きな乖離が生じる。結局買ったときすごく高く買ったけれども、あとは売却とか、それでもっと低くなってしまおうとか、要するに負債を抱えているがために早めに解散したという公社の実例も他市にはあるかなと思います。柏市の場合、買ったときの金額と買戻しの金額、土地によって様々だと思いますけども、大体トータルするとどんな状況なんでしょうか。

○財政課長 今のお話というのは、公社のほうが先行取得したときの価格、いわゆる簿価と売却する時点で地価が下がってしまった可能性があるということで時価というところの比較でどうかというお話しになるかと思うんですけども、大変申し訳ないんですけども、土地開発公社といたしましては用地を先行取得した時点での価格、いわゆる簿価で幾らかという管理のみをしているという状況にございますので、その後地価の下落等、全体的に、総体的に見ればあったと思うんですけども、ただその影響で幾ら収支上といいますか、マイナスになったかというところは把握し切れているところはございません。申し訳ございません。

○渡部 市民から見れば、柏市が先行取得をした。そこにたくさんの税金も使われた。でも、実際には使われなかった土地があったり、そこで差のところで損益を出したとか、トータルで考えたら実際に公社を立ち上げて、土地を取得してもらったことが全てよかったことだけばかりではないんじゃないかと。市民の財産、税金を使ったということではどうだったのかなというのをちょっと思ったところなんです。それで、一般的に言われている、よく塩漬け土地って言われていますけど、たしか塩漬け土地はないというような答弁だったかなと思うんですけど、そこはちょっと確認をさせてください。

○財政課長 塩漬け土地、本会議でも答弁させていただきましたとおり、全て解消されたという状況でございます。今回土地開発公社の残余財産ということで、現金のほか土地もございます。こちらにつきましては、財産の取得議案ということで提出させていただいておりますが、そちらのほうに、そちらの議案に基づいて柏市のほうで買取りをしていただくことで土地開発公社の残る土地の財産としましては全て買い戻していただくという形になりますので、塩漬けの土地というのはない状態で解散を迎えるという形になるところでございます。以上になります。

○渡部 解散は、私どもはもう少し早くに解散をしているべきだったのではないかという立場です。それで、都市整備基金に積立てをするというのが、既に解散と併せてその財産について都市整備基金に積み立てるということも含まれているわけですけども、都市整備基金に積み立てるということを決めたのはいつの時点で、これは誰が決めたのか。理事会で理事の総意で決められたんでしょうか。

○財政課長 30億円の残余財産について、こちら都市整備基金のほうに積み立てるというのは、公社の設立の趣旨等を踏まえて、都市整備基金のほうに積み立てると

というのが適切ではないかということで判断させていただいているというところでございます。以上になります。

○渡部 だから、その判断は誰がしたんですかということなんです。それは、柏市がしたのか、柏市がして、公社にこういうふうにしますよって言ったのか、あるいは解散も恐らく理事会にかけられたと思いますけども、そのときに積立ても都市整備基金に積み立てますよということを理事会が了承したのか、そこで決まったのかということですか。

○財政課長 残余財産を都市整備基金のほうに積み立てるという方向性については、理事会のほうでも御説明はさせていただいておりますが、理事会のほうで残余財産の扱い、柏市の一般会計のほうで一旦受け入れるという形になりますが、その後の扱いについてまで御判断いただくという組織では理事会ございませんので、御報告はさせていただいておりますが、そこに対して理事会のほうの承認というような形の手続は特には取ってございません。また、30億円の残余財産につきましては、まだ公社解散していないですので、解散した後清算事務を行いまして、最終的には今後の見通しとしましては令和7年度の9月議会で、第3回定例会に補正予算として残余財産の扱いについては議案として、予算として上程をさせていただくという予定でございます。その中で議会の皆様に御議論、また御判断いただくという形になるというふうに考えております。以上になります。

○渡部 公社の理事ってなったことがないから、理事会でどんな話をしているのかって実は分かりません。だけど、先行取得の土地があるとか、こういう事業があるというのを理事会で議論をするのは何となく分かるんですけども、先行土地を20年間買っていなかった。その間の理事会の役割、理事会の何か議決があるのか、その辺りって例えば理事会の議事録って特に公開されていないですよ。と思います。私見たことないです。だから、理事会の役割、理事会はどんな議論をして、例えば普通だったら柏市が何か諮問をするとかいうことは普通の審議会だったらあるけども、公社の理事の役割というのはいわゆるこの20年間は何か柏市が報告をした、そうですかという、そういう関係なんですか。

○財政課長 今お話、20年間ということでしたけれども、用地の先行取得を行っていなかったのは20年間確かにございました。ただ、それまでに先行取得していた土地について柏市のほうに買い戻してもらおうということは、その後かなりの頻度でございました。実は今年度も9月でしたか、理事会開催いたしまして、一部の土地買い戻しを審議していただくというものもございました。したがって、用地を先行取得しなくなった時期からは理事会、基本的には用地の買い戻し、こちら柏市のほうから買い戻しをしたいですという依頼文を頂いて、理事会のほうで買い戻し、売却してよいかということを確認させていただいて、実際に公社のほうからしますと売却するという形を取っておりましたが、基本的には理事会はこの20年間は柏市への売却、柏市に買い戻していただく、その内容について審議といいますか、確認させていただいたというところでございます。以上になります。

○渡部　じゃ、つまり理事会の中でその金額についてはあまりにも下がっちゃっているんじゃないんですかとか、そのことについてはちょっと問題があるんじゃないんですかとか、いわゆるそういうふうな議論もして、市民の立場に立って、多額のお金を動かすわけですから、そういういわゆる柏市の追認機関ではなく、柏市が100%出資したところであってもやっぱり理事の立場でいろいろな意見も活発に交わされてきたというふうに理解していいでしょうか。

○財政課長　詳しい一つ一つの議事録を追って、どのような意見があったかというところまではちょっと完全に把握はできてはいないんですけれども、ただ柏市のほうに公社からしますと買い取ってもらう、柏市としては買い戻すという金額につきましては、これ土地開発公社と柏市との間で締結された覚書がございまして、そちらに従いまして、用地の先行取得に当たりまして金融機関から借入れを土地開発公社行っております。その際に発生した利息、また土地開発公社が事務を行ってもらうその事務費、そのほか土地の造成ですとかいったものに費用を要したものがございましたら、それらも含めて買取りはしていただくという形の約束になっておりますので、そちらの約束どおりの金額で買い取っていただけるかということを理事会では審議していただくという形になっておりましたので、この価格が高い、もっと安くなっているんじゃないかと、そういうような議論というのはあんまり基本的にはなかったのではないかなというふうに考えております。以上になります。

○渡部　分かりました。公社については、もう少し早く解散しておくべきだったのではないかという立場です。ただ、財産については、一般会計を経てですが、都市整備基金にその性格上積み立てるということが提案されていて、半ば決まっていて、それはそごうの買取りがあるからだと思えますけども、そういうので全て基金とかが動いているという、大きなお金が動いているということについてやはり賛同できないという立場を表明して、以上、終わります。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。——なければ質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

○委員長　議案第32号、柏市土地開発公社の解散についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

福元委員の除斥を解きます。

〔福元委員着席〕

○委員長　以上で議案の審査を終了いたします。

次に、専決処分についてを議題といたしますが、報告に関係しない執行部の方は退席されて結構です。どうもお疲れさまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○委員長 次に、専決処分についてを議題といたします。

50万円以上200万円以内の専決処分については、定例会中に開催される常任委員会へ報告することとなっております。今回該当する専決処分がありますので、執行部からの報告を求めます。では、報告をお願いします。

○債権管理課長 よろしくお願ひいたします。令和7年2月21日付で報告をいたしました専決処分についての2番で訴えの提起の1番について御報告をいたします。本件は、柏市大島田544番地14にあります有限会社アサトレーダーズインターナショナルに対しまして従業員等の未払いの固定資産税、都市計画税並びに国民健康保険料について本市が差し押さえた給与等債権の取立て額54万9,000円の支払いと訴訟費用の負担を求めようとしたものでございます。訴えを提起するに至った主な経緯について御説明をいたします。この会社の従業員等である滞納者は、柏市に最後に転入したのは平成27年ですけれども、それ以前にも転入の記録がありまして、平成20年頃から催告をしては少額の納付がなされたり、あるいは全く反応がなかったりということを繰り返しておりました。そのため、平成30年の4月に債権管理課で引き受けて、弁護士による納付相談を行いましたけれども、徴収した内容と課税資料とが整合しなかったため、令和元年には預金の差押えも行いました。その後も完納には至らず、昨年1月に給与等の差押えを行い、昨年9月に取立てを弁護士に委任をしたところです。しかしながら、相手方法人は弁護士からの通知に反応せず、滞納が累積している状況にあります。そのため、昨年12月23日付で地方自治法180条の規定に基づいて専決処分による訴えの提起を行ったものです。先月21日に第1回口頭弁論の期日が開かれて、2月28日に全部勝訴の判決が言い渡されたところでございます。報告は以上です。よろしくお願ひいたします。

○指揮統制課長 専決処分について御報告申し上げます。令和7年3月11日に報告しました専決処分についての示談の締結及び損害賠償額の決定、4番、交通事故の件について御報告申し上げます。本件は、令和6年10月6日、柏市名戸ケ谷475番1にあります洗車場、ウォッシュアイランド名戸ケ谷の敷地内で発生した救急事案において、先に現着していた救急隊の補助をするために東部消防署職員が緊急走行で運転する消防ポンプ自動車と同敷地内に左折で進入する際、入り口に設置されたアーチ状の看板に消防ポンプ自動車上部に積載された三連ばしごが同アーチ状の看板に接触し、三連ばしごを固定する台座部分と同アーチ状の看板を变形、破損させたものでございます。なお、人的被害は発生しておりません。示談の内容及び損害賠償額については、相手方に過失がないため、過失割合を消防側が10割とし、相手方のアーチ状の看板の修理代金103万4,000円を本市が支払うことで示談を締結いたしました。損害賠償額は200万円以内であるため、地方自治法第180条第1項により本年2月26日に専決処分を行ったものです。以上でございます。

○委員長 本件について質疑があればこれを許します。ございませんか。——なければ質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

執行部の皆様、退席されて結構です。お疲れさまでございました。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

事務調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査実施の件を議題といたします。

お諮りいたします。閉会中の所管事務調査については、必要に応じて開催することとし、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため、委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し、委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、行政視察の件を議題といたします。

令和6年12月12日の議会運営委員会において、令和7年度以降の委員会視察実施時期が従前までの春から秋に移動することとなりました。今回の異動の理由が視察項目の選択肢を広げ、視察内容をより充実させることであることを鑑み、またスムーズに視察を実施するために次のとおり進めてまいりたいと思いますので、御協力くださいますようお願いいたします。

まず、視察項目についてでございますが、視察項目に関するアンケートを3月中をめどにラインワークスにて実施いたしますので、御回答をお願いいたします。

次に、実施日についてでございますが、改めて皆様の予定をお伺いすることはせず、次年度の議会公務の日程等がおおむね決まってくる5月頃を目途に10月下旬から11月上旬の間に1週間程度の候補日を決定し、皆様に報告の後、視察先選定に当たりたいと考えておりますので、実施予定日については正副委員長に一任願います。

なお、併せて各委員会の実施予定日が固まり次第、後日ラインワークスにて委員及びその他全議員にお知らせいたします。

以上のように進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 以上で本日の総務市民委員会を閉会いたします。

午後 6 時 5 分閉会